

平成29年 6月 7日 (水)

平成29年第2回河南町議会定例会会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

平成29年第2回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月7日(水)
 招集の場所 河南町議会議場
 開 会 6月7日(水) 午前10時00分宣告
 出席議員 (11名)

1番	佐々木	希 絵	2番	浅 岡	正 広
3番	中 川	博	5番	大 門	晶 子
6番	力 武	清	7番	廣 谷	武
8番	田 中	慶 一	9番	小 山	彬 夫
10番	浅 岡	幸 晴	11番	野 村	守
12番	福 田	太 郎			

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	武 田 勝 玄
副 町 長	森 田 昌 吾
教 育 長	新 田 晃 之
総 合 政 策 部 長	上 野 文 裕
総 務 部 長	南 弘 行
住 民 部 長	奥 野 清 文
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	堀 野 喜 弘
ま ち 創 造 部 長	岩 井 一 浩
総合政策部秘書企画課長	梅 川 茂 宏
総合政策部危機管理室長	福 田 新 吾
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多 村 美 紀
総務部施設整備担当課長	辻 宅 英 之
総務部副理事兼人事財政課長	渡 辺 慶 啓
総務部契約検査室長	辻 元 哲 夫
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	赤 井 毅 彦
住民部保険年金課長	田 村 夕 香

住民部副理事兼税務課長	福 瀬 一
健康福祉部高齢障がい福祉課長	田 中 啓 之
健康福祉部健康づくり推進課長	大 谷 由 候
健康福祉部総合体育館長	結 城 秋 芳
まち創造部地域整備課長	牧 野 勉
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長	大 門 晃
まち創造部副理事兼上下水道課長	安 井 啓 悦
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	杉 原 茂
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	谷 道 広
教・育部副理事兼こども1ぱん課長	湊 浩
教・育部副理事兼学校給食センター所長	松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	辻 本 幸 司
課 長 補 佐	桶 本 和 正

会議録署名議員

12番 福 田 太 郎
1 番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第17まで

平成29年第2回河南町議会定例会

平成29年6月7日（水）午前10時開会

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会期の決定について	7
日程第3	諸般の報告	8
日程第4	議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第5	議案第32号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第6	議案第33号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第7	議案第34号 河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第8	議案第35号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第1号）	23
日程第9	議案第38号 河南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等又はこれらに準ずる者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について	30
日程第10	議案第36号 河南町農業委員会委員の任命について（14名）	36
日程第11	議案第37号 河南町立近つ飛鳥小学校空調設備設置工事の工事請負契約について	37
日程第12	議案第39号 町道の路線認定について	44
日程第13	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（5名）	46
日程第14	報告第4号 平成28年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について	47
日程第15	報告第5号 平成28年度河南町水道事業会計予算繰越計算書について	48
日程第16	議員提出議案第2号 河南町議会の議員の定数を定める条例の一	

	部を改正する条例の制定について	49
日程第17	決議第1号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議	54

議 事 の 経 過

午前10時00分開会

○議長（力武 清）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。

会議に入る前に報告いたします。

さきの臨時会で加藤議員の失職が確定いたしました。よって、常任委員会及び特別委員会の委員の変更がありましたので、総務常任委員会には、私、力武が加わります。

次に、広報特別委員会と交通問題対策特別委員会に野村議員を新たに委員として指名させていただきます。

次に、議会運営委員会の福田委員から辞職の届け出があり、新たに小山議員を指名させていただきます。このことを報告させていただきます。

以上でございます。

では、定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回河南町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、12番 福田議員、1番 佐々木議員を指名いたします。

○議長（力武 清）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

6月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。

これにより、本定例会の会期については、本日から6月21日までの15日間にしたいと思ひ

ますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期については、本日から6月21日までの15日間と決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、監査委員から2月分から4月分の例月出納検査結果報告書及び平成28年度定例監査報告書並びに平成28年度財政援助団体等監査報告書の提出がありました。

報告内容は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、平成29年第2回河南町議会定例会の開催に当たり、町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

皆様、おはようございます。

平成29年第2回河南町議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様には、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

6月に入りまして、うっとうしい日が続いておりますが、本町では既に実施をいたしておりますクールビズに加えまして、本年度も6月21日から7月7日までCO<sub>2</sub>削減を目指してセタライトダウンを実施してまいります。特に、7月7日はクールアースデーというふうになっております。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、ここで平成28年度各会計の決算速報を簡単に報告させていただきます。

まず、一般会計でございます。

歳入55億8,904万円、歳出54億5,182万円、差し引き1億3,722万円となりました。

一般会計歳入歳出差し引き1億3,722万円は、平成29年度へ繰り越すべき財源3,159万円を除き、残額1億563万円となります。地方財政法の規定によりまして、そのうち2分の1を下らない額5,300万円を財政調整基金に積み立てをさせていただきました。残りの5,263万円は、平成29年度に繰り越しさせていただきました。

国民健康保険特別会計では、歳入22億1,590万円、歳出20億9,937万円、差し引き1億

1,653万円となり、全額を平成29年度に繰り越しさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入2億3,729万円、歳出2億3,590万円、差し引き139万円となり、全額平成29年度に繰り越しさせていただきました。

介護保険特別会計では、歳入13億9,464万円、歳出13億6,848万円、差し引き2,616万円となり、全額平成29年度に繰り越しをさせていただきました。

下水道事業特別会計は歳入歳出とも5億8,315万円、土地取得特別会計は歳入歳出とも140万円、簡易水道事業特別会計は歳入歳出とも1,111万円でございます。

最後に、水道事業会計でございますが、収益的収支、これは税込みで申し上げますと、収入が4億17万円、支出4億551万円、差し引き534万円の赤字となっております。資本的収支、これも税込み額で申し上げますと、収入が6,731万円、支出が1億5,440万円、差し引き8,709万円の不足となり、この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

なお、全会計の地方債残高は対前年度末2億1,441万円減の97億8,828万円、基金残高は対前年度末8,744万円増の30億7,497万円となっております。

以上が各会計の決算でございます。

監査委員の審査を経まして、第3回定例会におきまして決算認定に付させていただきますこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただいております案件の概要を申し上げます。条例案件が4件、予算案件が1件、人事案件が1件、その他案件3件、諮問案件1件、報告案件2件となっております。

まず、条例案件でございますが、議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

人事院規則の改正に伴いまして、育児休業を取得することができる特別な事情に、職員の子供が保育所等に入所ができず待機児童となった場合を追加するものでございます。

施行日は公布の日とし、平成29年4月1日から適用するものでございます。

議案第32号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

雇用保険法の改正によりまして、失業等給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当に関し、所要の改正をするものでございます。

施行日は公布の日とするものでございます。

次に、議案第33号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法の改正に伴う条例改正のうち、平成29年4月1日施行以外の部分について改正を行うものでございます。平成31年度以降の個人町民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し等を行うものでございます。

施行日は平成31年1月1日とするものでございます。

次に、議案第34号 河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

介護保険法施行令の改正により、第1号被保険者の保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするものでございます。

施行日は公布の日とし、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に、予算案件でございます。

議案第35号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容といたしましては、情報システムクラウド化事業、道の駅かなん再整備事業、地域公共交通対策調査検討事業などに係る経費を計上させていただきました。これらの財源につきましては、国・府支出金、諸収入、町債のほか、不足する財源につきましては、繰越金で対応させていただいております。

次に、人事案件でございます。

議案第36号 河南町農業委員会委員の任命についてでございます。

現行の河南町農業委員会委員23名の任期が平成29年4月19日に満了となるため、平成27年に改正された農業委員会法に基づき、新たな委員14名を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

次に、その他案件でございます。

議案第37号 河南町立近つ飛鳥小学校空調設備設置工事の工事請負契約についてでございます。

一般競争入札を実施し、落札業者と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、河南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等又はこれらに準ずる者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてでございます。

農業委員会委員の任命について、委員の過半数を認定農業者またはこれらに準ずる者とすることが困難なため、委員の少なくとも4分の1とすることに同意をお願いするものでござ

います。

議案第39号 町道の路線認定についてでございます。

一須賀地内の住宅開発の完了に伴う町道の路線認定をお願いするものでございます。

次に、諮問案件は、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現行の人権擁護委員の任期が平成29年12月末で満了となるため、5名の候補者を法務大臣に推薦するにつき、議会の意見を求めるものでございます。

最後に、報告案件でございますが、報告第4号 平成28年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

次に、報告第5号 平成28年度河南町水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

詳細につきましては、後ほど担当者から説明をいたします。よろしくご審議を賜りご可決、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

また、本会期中に河南町立中央公民館及び図書室移転工事の工事請負契約に係る議案を追加上程させていただきたく存じますので、その節はよろしくをお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

町長の挨拶が終わりました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17 決議第1号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議までの14件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上14件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第4 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第31号の提案をさせていただきます。

議案第31号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年河南町条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国家公務員法の育児休業等に関する法律に基づきまして、人事院規則の改正が行われまして、地方公務員法の情勢適応の原則などによりまして、本町の条例を改正するものでございます。

職員の育児休業の取得につきましては、原則1回に限られていますが、再度の育児休業の取得や育児休業の期間の延長ができる場合の事例につきまして、保育所等に申し込みを実施しているにもかかわらず入所が認められなかった場合を追加したものでございます。

改正内容につきましては、議案の資料の条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、第3条第5号ですが、育児休業を再度取得できる場合について、保育者や認定こども園における保育の利用を希望し、申し込みを行っているにもかかわらず、当面その実施ができないことを明文化し、追加したものでございます。

第4条は、育児休業の期間の延長につきまして、めくっていただきまして、2ページでござ

ざいますが、第9条の育児短時間勤務についても同様の内容の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の育児休業に関する条例の規定は平成29年4月1日から適用することとさせていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

今回の条例改正なんですけれども、今、総務部長のほうから説明がありました法改正に伴う条例改正ですから、その部分については何ら異議はないわけなんですけれども、その内容なんですけれども、保育所に入れない子供さんがいらっしゃった場合の休暇がとれるということなんですけれども、河南町の場合は今、待機児童ゼロということになっておりますけれども、例えば、町外の職員が、このような場合に遭遇というか、遭った場合ですね、自分の地元の保育園等に入れなかったという場合なんですけれども、そういう場合、河南町の保育園とかそういう施設には入れるようなことになっているわけでしょうか。

○議長（力武 清）

久保部長。

○教・育部長（久保広一）

町外の市町村からの受託という形にはなっておるんですけれども、河南町内の児童を優先して入所していただくようにしておりますので、今、河南町についてもいっぱいいっぱいのところがありますので、今現在はちょっと町外からの受け入れというのは難しいかなというふうに考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、久保教・育部長のほうからお答えいただいて、それでわかるんですけれども、例えば枠がある場合は、そういうことも可能だということでもいいわけですね。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

そういうことでございます。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

育児休業に関して、規定、今までも保育所の待機児童の分も育休を認めていたということなんですけれども、明文化されたということで、これは大変喜ばしいことやと思います。

今、河南町の現状をお聞きしたいんですけども、実際に育児休業を取得されている人、何%ぐらいおられるのか、また男女比等を教えていただければと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今現在、職員の中で取得しているのは、男性が0人で、女性職員が5名でございます。

割合につきましては、今計算しておりますので、ちょっとお待ちください。

女性職員の取得の割合につきましては、現在10%となっております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、現段階でも女性が5名育休をとっているにもかかわらず、男性がゼロ。聞くところによると、過去にも男性は一度も誰も育休をとっておられないという話を聞いたんです。待機児童の明文化というのは、もちろん喜ばしいことなんですけども、一方で男女比の偏りが著しいという問題が、大きい問題やと思うんです。

厚生労働省が2010年6月17日にイクメンプロジェクトというのを始めていまして、もう既に7年たっています。各自治体が工夫して、男性の子育て参加や育休の取得の促進を目的として、それを促進させるために取り組んでいるんです。自治体というところは、それを取り組まないといけない立場であるにもかかわらず、自治体職員自体がそのような状態では、幾らこのように待機児童を明文化したところで、ちょっとまだちぐはぐな感じになっているん

じゃないかなと思いますけども、このあたり、これからも取り組んでいただけるのかどうか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

議員おっしゃるとおり、男性職員の取得といたしますのは、今まで育児休業はゼロでございます。どうしても、男性職員の場合でしたら育児休業をとった場合に給与がなくなりますので、その辺が非常にネックになっていると思います。

ただ、本年度、河南町の職員でも1名取得予定でございますし、今後さらにとりやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第5 議案第32号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第32号の提案をさせていただきます。

議案第32号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

職員の退職手当に関する条例（昭和31年河南町条例第23号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、雇用保険法の改正に伴いまして失業等給付内容が変更されたことに伴いまして、改正するものでございます。

これは、職員が退職した場合に、退職手当と雇用保険における失業給付等を比較いたしまして、失業給付が退職手当を上回る場合は、その分を退職手当として支給するものでございます。

改正内容の詳細につきましては、議案資料の条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表の3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第10条の失業者の退職手当についてでございますけれども、第10項第1号に次の1号を加えております。

まず、アにつきまして、会社の倒産や解雇で特定退職者に該当する者で、その原因が災害等により辞職することとなる場合、失業給付の給付日数を60日延長するものでございます。

次に、イにつきましては、障がい者など就職が困難な方が災害等により離職する場合についても、同様の改正でございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。

第11項第5号は、公共職業安定所以外の職業紹介事業所を追加するものでございます。

次に、本則の附則第24項は、雇用情勢の悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、第11項の規定は平成30年1月1日から施行するものでございます。第2項は、経過措置を規定したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第6 議案第33号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）（登壇）

それでは、議案第33号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第33号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもってかえさせていただきます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日施行分につきましては3月31日付で専決処分をさせていただきましたが、それ以外で改正が必要な条項について提案させていただくものでございます。

まず、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等につきまして、第1項におきまして「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

このたびの税制改正において、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しを行うことになりました。

具体的には、現行の控除対象配偶者に該当する者は、同一生計配偶者と名称が変更になります。そして、控除対象配偶者は、同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1千万円以下である納税義務者について、配偶者控除の適用となります。

ここでは、個人町民税の所得割の非課税の範囲の算出を規定しており、前年中の合計所得

金額が35万円に同一生計配偶者と扶養親族の人数に1を加えた数を乗じて得た金額より少額であれば、所得割を課さないこととなり、配偶者を含む扶養親族がある場合には、さらに32万円を加算した金額より少額であれば、所得割は課さないこととなります。

次に、第10条の2でございますが、固定資産税の課税標準の特例を定める規定でございます。都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年4月28日に可決したことに伴い創設されたもので、具体的には、都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が土地を所有し、または無償で譲り受けて、市民緑地を設置管理する場合には、その土地について、課税標準を最初の3年間は3分の2とする措置を講じるものでございます。

この制度は、都市部において良好な都市環境の形成に不可欠な緑地やオープンスペースが不足している地域が存在することや、財政面の制約から、地方公共団体が用地を取得し、都市公園を整備することには限界がある一方で、使い道が失われた空き地等が増加しているという現状を受け、都市緑地法において、市民緑地認定制度を創設し、土地所有者の協力のもと、NPO法人や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する取り組みを促進するために創設されたものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条は施行期日を定めています。平成31年1月1日から施行することとし、附則第10条の2に1項を加える改正規定は、都市緑地法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。2条は、町民税に関する経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第7 議案第34号 河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）（登壇）

それでは、議案第34号でございます。

議案第34号

河南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年9月14日公布され、介護保険第1号被保険者の保険料の段階判定の基準について、現行の指標から長期及び短期の譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いることに改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町介護保険条例の一部を改正する条例

河南町介護保険条例（平成12年河南町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正条文にかえまして、議案資料の新旧対照表の9ページ、最終ページですが、お開き願います。

対照表の右が改正前、左が改正後でございます。

改正内容でございますが、介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料の段階判定においては、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特例控除が適用されていないため、災害等による防災集団移転促進事業や土地収用法で譲渡した場合、翌年の所得が急増し、介護保険料が高額となってまいります。

災害や収用等は本人に責任がない場合があることから、介護保険法施行令の一部を改正することにより、保険料段階判定に租税特別措置法に規定される特別控除金額を控除した金額を用いることとされたものであり、改正条文でその適用される特別控除の条項を追加したものでございます。

附則としまして、第1条、この条例は公布の日から施行する。

第2条、この条例による改正後の河南町介護保険条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

介護保険法施行令の一部を改正する政令は平成30年4月1日から施行されるものでございますが、市町村が条例で規定することにより、特例的に平成29年度から施行することができるとされていることから、被保険者の早期の負担軽減を図るため、平成29年度から適用するものでございます。

第2項は、経過措置でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

確認したいんですけども、今、健康福祉部長のお話を聞いておりましたら、その対象者に対して、プラスになるようなお話をちょっとお聞きしたんですけども、例えば、この文章から見たら、短期譲渡所得なんですけれども、長期譲渡所得の場合、例えば、所得計算は譲渡所得の2分の1マイナス50万円やと思うんですけども、50万円が控除やと思うんです

けれども、その控除額を控除したというたら、なくすわけですか。ということは、50万円引いてくれるやつが引かなくなって、かえって増えるように思うんですけども、そうでもないわけですか。もう一回、その辺のプラスになるか、マイナスになるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（力武 清）

堀野部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

仮に公共用地の収用の場合とかがありましたら、5千万円の控除ということがございます。また、いろんな農地の整備事業とかがあるんですけども、これについては、800万円控除があるんですけども、その5千万円を所得でないというふうに計算しますので、所得から減るということです。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ほんなら、土地、不動産に限るわけですね。一般の譲渡は関係ない、資産は関係ないわけですね。わかりました。そしたら、その対象者については、プラスになる政策ということですね。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第8 議案第35号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

平成29年度河南町補正予算書をお開きいただきたいと思います。

めくっていただきまして、5ページでございます。

議案第35号

平成29年度河南町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度河南町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,158万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,070万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、6ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入、（款）使用料手数料、（項）使用料で5万3千円の追加。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金で1,010万円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金で60万3千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金で1,932万5千円の追加。

(款) 諸収入、(項) 雑入で3,250万円の追加。

(款) 町債、(項) 町債で900万円の追加。

歳入合計で7,158万1千円の追加でございます。

次に、7ページ、歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で5,078万1千円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費で4万3千円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費で2,075万7千円の追加。

歳出合計7,158万1千円を追加いたしまして、予算は59億2,070万9千円とするものでございます。

めくっていただきまして、「第2表 地方債補正」でございます。

道の駅かなん再整備事業、限度額900万円で利率は7%以内、償還期限が20年以内で据え置き期間は3年以内でございます。

次に、9ページの歳入でございます。

事項別明細のご説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

(款) 使用料及び手数料、(項) 使用料、(目) 農林水産業使用料、行政財産目的外使用料で5万3千円、これは今堂池の水面に太陽光発電設備を設置しておりまして、予想発電量を超える発電があったことによりまして、設置業者より徴収するものでございます。

次に、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金、地方創生拠点整備交付金といたしまして1,010万円、これは道の駅再整備に関して事業費の増加に伴いまして交付金が追加されるものでございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 商工費府補助金、消費者行政活性化交付金としまして60万3千円、これは消費者行政の啓発用物品の購入等に係る費用で60万3千円の交付決定を受けたものでございます。

次に、(款) 繰越金、(項) 繰越金、(目) 繰越金で前年度繰越金1,932万9千円は、歳入歳出不足額を調整するものでございます。

次に、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入、自治体クラウド・モデル団体支援助成金3千万円は、河南町、千早赤阪村、豊能町の3町村共同で実施した自治体クラウドに関し、地方公共団体情報システム機構からの助成金で、本町が代表して収入いたしまして各町村に1千万円を交付するものでございます。

次に、コミュニティ助成金で250万円、これは財団法人自治総合センターからの助成金で石川地区立地連絡会が地車のこま、コピー機などを購入するものでございます。

次に、(款)町債、(項)町債、(目)商工債900万円は、道の駅の再整備に関して交付金の補助裏に起債を発行するものでございます。

次に、12ページの歳出でございます。

(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費、使用料及び賃借料で2,626万1千円、自治体クラウドシステム利用料で、平成30年1月から使用開始するに当たり、初期投資分の支払いを前倒しするものでございます。なお、総額の利用料は変更ございません。また、その下の負担金補助及び交付金で2千万円、これは共同で実施しています千早赤阪村及び豊能町へ交付するものでございます。

次に、(目)企画費でございますが、デマンド型交通調査検討業務委託料で202万円、これは本町の地域公共交通について、定時定路線以外のデマンドについて調査検討を行うものでございます。

次に、(目)自治振興費ですが、旧小学校区において順番で実施しております地区への助成金で、今年度は石川地区で全額自治総合センターより助成をいただいたものでございます。

次に、(款)農林水産業費、(項)農業費、(目)農地防災事業費、使用料及び賃借料で4万3千円、これは、今堂池の太陽光発電設備に関し、予想発電量を上回ったため、設置業者から徴収した使用料のうち8割相当分について今堂地区に対して支払うものでございます。

次に、(款)商工費、(項)商工費、(目)消費者行政対策費、需用費で55万7千円、啓発用の物品購入費用で、全額補助金を受け入れて購入するものでございます。

最後に、(目)観光費、工事請負費で、施設等整備工事費として道の駅再整備に関して既存棟と新設棟を接続する工事を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番(中川 博)

数点伺います。地方債の補正のところなんですけれども、利率が7%以下となっているん

です。現実はまだ低いと思うんですけども、これは7%以内というように、そういう表現をしなければいけない何か規定があるわけですか。というのが、まず1点。

次に、クラウドシステムの件です。これは、以前、私も質問させていただいて、非常にいいことなんですけれども、実際の費用対効果というか、今までのカスタマイズ的な切りかえに対してどれぐらいの効果があるのかということ。そして、これの導入によって、例えばパソコンの機能が遅くなるとか、そういうような弊害とかがあるのかどうか伺いたい。

それと、コミュニティ助成ですけれども、石川地区で今回決まっているんですけども、どういうものに使われるかというのがわかったら、お教えいただきたい。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

まず、1点目の利率でございます。7%以内というのは、過去予算上、別にどこにも取り決めはございません。7%以内ということで設定させていただいております。ちなみに、去年の借り入れ利率につきましては、ちょっと用途別に利率は違うんですけども、0.02%から0.09%程度で、非常に安く現在は借りることができます。

2点目のクラウドシステムにつきましては、費用対効果なんですけれども、来年の1月から7年間、今年の3月にベンダーのほうと契約させていただいたんですけども、過去7年間の単独の分と比べまして約55%強の削減があります。

それから、3番目のコミュニティ助成金でございますけれども、今年度、石川地区ということで、先ほど説明させていただきましたように石川地区の地車のこま、こまが3地区ございまして、あと1カ所はコピー機等の購入に充てられるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

すみません、総務部長からお答えいただいたんですけども、利率についてはわかるんです。現状、0.0何ぼとかいう感じになっているんですけども、それを何でこのように、7%というか、現実と離れた利率にするのかというのがわからないので、聞かせていただいたんです。例えば、我々、この7%以下でということで、今、議決するわけですよね。実際は0.0やけれども、まあ言うたら5%でもええわけです、7%以下やから。そういうんで、

余り現実離れしたやつを我々がここで議決するのは少し抵抗があるんで、もう少し現実に。ある程度、幅は認めますよ。そやから、ある程度幅のあるような、例えば0.0何%になっただけで7%のまま置いておくかというのが、そういう規定があるのかなというように思ったんで聞かせていただいたんで、もしあれじゃなかったら、もう少し——幅は持っていたら結構だと思うんですけども——ある程度、現実に合うたパーセンテージに変えていただいたらどうかという提案をしておきます。もう答えは求めませんので、以上です。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

自治体クラウドシステムのことなんですけれども、今回、豊能と千早と河南町、2町1村でクラウドの導入というふうに向っているんです。セキュリティ面が住民としては心配なんですけれども、これによって強化されるのか、もしくは、ちょっと弱くなるけどこんな対策をとっているとか、そういうものがあれば教えてください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

セキュリティについての質問でございますけれども、今までは単独で行ってまいりましたので、役場庁舎の4階のほうに機器等がありまして、今回、市町村クラウドということで、本庁の4階には補助的な機能を持たせながら、メインのほうは、ベンダーのほうも非常にセキュリティも高い、また建物自体の構造も強いところに情報というのは集まりますので、今以上にセキュリティというのは強化されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、4階にあるサーバールームが補助的な役割になる。メインから補助になるということなので、4階のサーバールーム、あの部屋が丸々必要なくなるのか、そういうことはないですか、スペースが余ってくるのか。というのが聞きたいのが1つと、クラウドで、セキュリティが、専門の方にやってもらうので、高まるとか、建物自体がしっかりしているというこ

とを聞いて、すごく安心はするんですけども、今でも4階のところが何らかのことがあったらダウンしてしまうと思うんです。クラウドも同様に、そこに例えば災害とかが起こったら、2町1村全部がダウンしてしまうんじゃないかと思うんです。

大きな会社、アマゾンとかでしたら、いろんなところに情報を分散させて、1カ所に何かあってもリスクヘッジできるようになっているんです。今回もそんなような形になっているのかどうか。いろんなところに情報とかサーバールームを分散させて、1カ所がダウンしてもほかのところで補えるというふうにリスクヘッジするというのが、大きいところの常識なんです。河南町の今回のこの取り組みでは、そのようになっているのかどうか聞かせてください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

4階のサーバーの電算室ですけれども、サブ機能ということで、若干機器は減るかもわかりませんが、今、電算担当といたしましては、引き続き今の状態で使用したいというふうに考えております。

2点目で、先ほど説明させていただきましたように、セキュリティの面でベンダーのほうの要は今回の河南町のほうの情報なんですけれども、今まで1カ所にあった情報が、今度、ベンダーのほうと、うちのほうのサブ機能ということで、複数に分かれますので、より情報としても確かなものになるというふうに考えております。

○1番（佐々木希絵）

わかりました。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

少しお聞きいたします。先ほど来より各議員も質問されていますクラウド化、住民目線で、このクラウド化を進めていくことによって、住民さんに何か影響があるのかどうか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

住民には、当然、長期にわたる費用対効果が発揮できますので、まず費用面として町の歳出のほうが非常に少なくなると思います。

○議長（力武 清）

南部長、答弁の声が小さいです。

○総務部長（南 弘行）

はい。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

ありがとうございます。

それと、このシステムを利用することによって、職員さんの負担は今まで通常業務と全然変わらないのか。あるいは、利用することによって何か作業が増えるとか、その辺はどういったふうになるか、お聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

職員の負担につきましては、当然、今まで単独でやっていた分が、2町1村で共同の仕様書で取り扱うようになりますので、事務量は増えると思います。

ただ、今回、ベンダーのほうで、引き続き、もともとのベンダーと同じところとなりましたので、来年の1月から、当然、河南町のほうが始まるんですけども、あと1年間、引き続き取り組んでまいりますけれども、若干作業的には増えると考えております。

○10番（浅岡幸晴）

はい、結構です。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第9 議案第38号 河南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等又はこれらに準ずる者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、議案第38号の提案理由の説明をさせていただきます。

#### 議案第38号

河南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等又はこれらに準ずる者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

河南町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1としたいから、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

提案理由の説明を申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正により、町長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命するに当たり、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとされておりますが、管内の認定農業者が委員定数の8倍未満の場合は、議会の同意を得た上で、認定農業

者を認定農業者等またはこれらに準ずる者とし、その人数も委員定数の4分の1にすることができるとされております。

つきましては、河南町農業委員会委員の任命において、河南町内の認定農業者等またはこれらに準ずる者が委員定数の8倍、112人に対し84人であり、委員の任命に困難を生じることから、認定農業者等またはこれらに準ずる者が委員定数の4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めるものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

まず、農業委員会法、法律で変わったということなんですけども、どういうふうに変ったかというのをちょっとお聞きします。

そして、河南町の認定農業者の人数と、まず、その2つをお聞きします。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

農業委員会法の改正につきましては、以前は選挙により農業委員会委員を選出しておりましたが、今回の改正により、議会の同意を得て町長が任命する形となりました。

農業委員会の事務でございますが、農地法等により、その権限に属された事項、3条、権利の移転、4条、転用、5条、権利の移転、転用、利用権の設定などに加え、農地等の利用の最適化の推進、取り組みが位置づけられております。

以上です。

認定農業者は30名でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

農業委員法が変わったのは、もう少し丁寧に説明をお願いします。

そして、認定農業者30名、それに準ずる者、大阪府の認定農業者ですね、それを合わせて

八十何名とかおっしゃいましたけども、前に聞いたとき。その中から半数を農業委員に選んだら、この条例は要りませんねんけど、この必要性をね。そこらを半数選んで、あとの半数をまた町長なりが任命されたらと思いますねんけども、そこの整合性をちょっとお聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

農業委員会法の改正につきましては、主なものとしましては、先ほど申し上げた農業委員会委員の選出、それと新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。これは、主に現場活動、農地の集積化とか、そういう活動をしていただく委員で、農業委員会にも参加はしていただきますが、議決権がないという、そういう委員が新設されました。

それと、農業委員等またはそれに準ずる者を指名して、その後、あと残りを町長が任命するというごさいます。委員候補を選出する方法としましては、公募もしくは農業関係またはそれらに準ずるような団体からの推薦となっております。こちらから認定農業者または認定農業者に準ずる者を指定することはできないようになっておりますので、推薦を受けて行っております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

認定農業者が八十何名いてる中で、その認定農業者は、1年間の農作付の計画を立てていろいろやっているのが認定農業者と聞きました。

町側に、なぜ認定農業者ですかというて尋ねたときに、資金面で自分の資金がない人が多いという言い方されたので、それはちょっと違うんじゃないかと。資金を借り入れるために認定農業者になっている方が多いので、そういう方は農業委員には余りふさわしくないというような言い方をされましたので、やっぱり1年間の農作付、いろいろ研究されたり、一応書類を出してますので、そういう方から本当に農業委員の方を過半数選んだ場合は、この議案第38号は要らないと思いますねんけど。あとの半数は、公募でしかだめということなんですけども、誰も応募がなかったというように聞きましたけれども、公募の仕方をもっといろいろ研究して、せっかく新しくなった農業委員の選出なんで、そこらはちょっと研究していただきたいと思いますけども、それはどうですか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今回、公募につきましては、町のホームページに掲載して公募を行ったんですけれども、今回が改正後初めての公募となりましたので、今後、方法等については研究したいと思いません。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

そもそもなんですけれども、農業委員会法というものが改定されましたよね。先ほど廣谷議員もおっしゃってたんですけども、その農業委員会法が改定された理由、前はどういうところに不具合が生じたから今回改定に至ったのかというあたりをもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（力武 清）

暫時休憩。

休 憩（午前11時14分）

~~~~~

再 開（午前11時30分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を進行いたします。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

農業委員会等に関する法律の改正の背景でございますが、農業の担い手が高齢化し、耕作放棄地などが発生し、今後、担い手への農地の集積が必要となってきております。

そんな中で、今までは農業関係者だけで農業委員会を形成しておりましたが、利害関係のない方、女性の登用などを促進させるために、農業委員会等に関する法律の改正が行われました。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

先ほど農水省のホームページ等を確認しておりますと、農地利用の最適化をよりよく果たせるためというのが一番大きな理由やというふうに書いているんです。ということは、従来のやり方では、もう時代に合わなくなってきたということなんです。

確かに、市町村長の推薦、公募の実施から、認定する人の人選をしていくというふうには書いているんですけども、農業に関する団体というふうには書いていなくて、まして、農業に関する団体からの推薦と、先ほど岩井部長がおっしゃったから、と言われるのであれば、区長ではなく、道の駅の関係の方とか、ほかにも農業に関する団体ってあるんじゃないかと思うんです。いろんな団体から上がってきた人たちを町長が整理して、それを公表するというのが、本来の流れのはずなんです。

今回、国の方針では、認定農業者が半分以上、そして女性や青年、若者の積極的な登用、また農業従事者以外からも公平な立場で見られるように登用するというふうに書いているんですけども、それを忠実に従っていれば。そして、もともとの農業委員の定数を半分程度にしろというふうにも農水省から出ているんです。それでいくと、河南町やったら11から12人、11やったら、この特例には当てはまるか当てはまらないかぐらに80人やったらなると思うんです。

それを忠実に忠実にやっていたら、この今回の条例というのは要らないものじゃないかと思うんですけども、ちゃんと農水省の意図を酌み取って、女性、若者等を積極的に登用しようとしたのか。それはどのように努力したのか、お聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

農業団体等につきましては、各種ございまして、その取りまとめとしまして、今回、区長さんをお願いするということで、最終取りまとめ、区長会に推薦のご依頼をいたしました。

若者、女性の登用、また認定農業者や認定農業者に準ずる方についても、積極的に推薦いただくようにはお願いしたんですけども、結果としてはそこに至らなかったということでございます。今後、努力したいと考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今後、努力ということは、今回は努力をそんなにされてなかったんでしょうか。すごく疑問です。

あと、今後どのように努力していくのかも聞きたい。最終的に区長に情報を整理してもらって推薦してもらったとおっしゃっているんですけども、それは町長の仕事なんです、農水省のホームページによると。それをなぜ区長が担うことになったのか、その経緯をお願いします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

最終、議会の同意をいただいて農業委員を認定するのは町長でございますが、候補者を推薦するのは、町長ではなく、農業団体とか、その他関係者、もしくは公募によるものでございますので、推薦についてはそういうところで行いました。

○1番（佐々木希絵）

議長、質問と答えが違います。答えが違う。あと何個か質問した。今度どういう努力をしていくのかとか。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今後努力するという内容でございますが、公募のやり方ですね、今回はホームページ、広報で行ってりましたが、もう少し広く皆さんに公募いただけるような募集の方法等を検討したいと思います。

○議長（力武 清）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第10 議案第36号 河南町農業委員会委員の任命について（14名）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

人事案件ですので、私のほうから説明と提案理由を申し上げます。

#### 議案第36号

#### 河南町農業委員会委員の任命について

下記の者を河南町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月7日提出

河南町長 武田勝玄

14名の方でございますが、住所と氏名と生年月日を申し上げます。

全て本町に在住の方でございますので、河南町を割愛します。

まず、お一人目、大字一須賀544番地、松井嘉昭さん、昭和16年3月31日生まれ。

2人目、大字山城316番地、村元良昭さん、昭和19年5月9日生まれ。

3人目、大字神山262番地の7、田中茂一さん、昭和25年10月5日生まれ。

4人目、大字寛弘寺380番地、西川久さん、昭和25年3月8日生まれ。

5人目、大字白木330番地の3、林隆文さん、昭和29年3月31日生まれ。

6人目、大字神山169番地の4、福田正穂さん、昭和22年8月18日生まれ。

7人目、大字寺田115番地の1、上田雄一さん、昭和19年5月14日生まれ。

8人目、大字中999番地、武田文夫さん、昭和23年1月11日生まれ。  
9人目、大字中143番地の1、大西啓之さん、昭和22年1月1日生まれ。  
10人目、大宝5丁目6番8号、山本澄子さん、昭和34年6月22日生まれ。  
11人目、大字平石731番地の2、桑名繁雄さん、昭和26年3月30日生まれ。  
12人目、大字加納264番地、吉年幸太郎さん、昭和25年8月17日生まれ。  
13人目、大字上河内149番地、森芳明さん、昭和23年8月28日生まれ。  
14人目、最後の方ですが、大字下河内205番地の5、上條章さん、昭和24年11月18日生まれ。

以上14名でございます。

提案理由であります。

河南町農業委員会委員の任命についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制となったことに伴い、候補者14名について、農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間でございます。

なお、委員候補者の中に、認定農業者の方が2名、これは武田文夫さんと、大西啓之さんです。それから、認定農業者に準ずる方2名、福田正穂さんと上田雄一さんがおられます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第11 議案第37号 河南町立近つ飛鳥小学校空調設備設置工事の工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第37号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第37号

河南町立近つ飛鳥小学校空調設備設置工事の工事請負契約について

工事請負契約を下記のとおり締結するため、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号第2条）の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記といたしまして、

- 1 契約の目的 河南町立近つ飛鳥小学校空調設備設置工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 4,859万7,840円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市北区南森町2丁目4番32号
サンテクノサービス株式会社
代表取締役 福地京子

めくっていただきまして、資料となっております。

1といたしましては、契約の内容でございます。

2といたしまして、入札の参加者。

それから、3といたしまして、入札参加者の入札金額を記載しております。

ご参照いただきたいと思います。

それでは、工事の主な内容でございます。

町立近つ飛鳥小学校の空調設備設置工事でございますが、普通教室17室と特別教室9室の合計26室に天井つり下げタイプの冷暖房機器を設置いたします。その他に冷暖房機器設置に伴います室外機の設置・配管等の附帯工事もあわせて施工します。

契約の方法は、一般競争入札で平成29年5月10日に管工事で条件付き一般競争入札で入札公告を行いまして、5月25日に入札・開札をいたしました。4社から応札がありましたが、3社が最低制限価格と同額となりましたので、くじ用数字を使い、抽せんを行い、落札候補者を決定いたしました。

入札結果は4,499万8千円で落札となり、消費税等を加えました契約金額は4,859万7,840円で、6月2日に仮契約を締結いたしました。落札率は90.0%でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

少しお聞きしたいんですけども、今回の空調設備の工事ということは子供たちの環境整備ということで非常にいいことなんですけども、たまたま、私、少し大阪府下で、空調というか、クーラーの設置いうところで、ちょっと調べたら、茨木市が出てきたんですけども、そこで金額を学校数で割ったら2千ちょっとで出てくるんですね。

河南町は1校ですし、茨木市は何十校ですから、全然規模的な部分は違うから、条件的にもやっぱり多いほうが安くなるのが当然なんですけども、金額的な部分は他市町村の事例とか何かを参考にされて、この最低入札価格いうのを設定されたのか、その根拠的な部分をちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

設計金額につきましては、国の基準に基づきまして設定させていただいております。他市

町村とは別に参照はしておりません。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

参考にしてないということですから仕方ないんですが、かなりの金額ですので、できたらやっぱりこういう大きな契約するときに、いろんな他市町村の状況とかも把握しながら、なるべく交渉して、安いほうがいいわけですから、やっていただきたいなと思いますけれども、ご見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今議員おっしゃるとおり、また他団体のほうの調査もさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（中川 博）

結構です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

工事に関してなんですが、工期が河南町議会の議決を得た日から平成29年10月31日までというふうになっています。これでありますと、教育活動に支障のない範囲で是非工事は行っていただきたいと思いますが、どのような手法で工事を行われるのかということをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

2年前に中学校の工事も行いましたけども、基本的には今回、夏休み期間中でほぼ全て工事のほうを終了する予定をしております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

それと、もう1点お伺いしたいんですが、今、冷暖房をつけていただいている中学校で子供たちに聞いたんですけれども、管理運用を先生方がやっていたらいいようなんですが、今調べますと、河南町立小学校及び中学校の管理運営規則第6条では、校長は学校施設及び設備を常に最良の状態に保持するというふうに書かれていました。

そこで、是非、管理運営基準を教育委員会と学校とのほうでつくっていただきたいというふうに思うのですが、ご見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

最終、小学校2校と中学校1校が冷暖房完備ということになりますので、その辺の運営基準については学校と相談させていただいてつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

この競争入札で、1つは、同じ会社が2つ出てきて、それで、くじ引きと聞いていますけれども、確率が半々と半々となく、3分の1になって、片一方のほうは不利だと私は感じております。

それは別として、参考までに教えてほしいんですけれども、このサンテクノという会社は十分に信用できる会社かどうか、経験がどれだけあったのか、そういう判定の基準を教えてください。

といいますのは、前、どっかで半分払って半分払わんとか言うて逃げたところもありますので、そういう信用できる、あるいはエアコンに対する経験をどれだけ持っているのかということをお教えください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

この会社につきましては、当然、管工事のほうの入札ということで希望されておまして、技術者、職人が17名でございます。工事実績につきましても、地方公共団体、例えば大阪大

学の福祉会館の改修とか、大阪市立蒲生中学校の空調設置、それから今年でしたら下水道のほうの管工事等々、実績もごさいます。書類上、問題ないと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いや、管工事は土管工事やと思うんです。僕が聞いているのは、エアコンに関しての実績は今言われた1つだけやったと思うんですけれども、ほかにないんですか。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今回の業者の選定につきましては、平成24年4月から国、地方公共団体が発注した請負金額1千万円以上の工事を完成、引き渡しした実績というのを求めておりまして、その中の当然4社の応札の中のクリアしている1社でございます。

実績につきましては、先ほど説明させていただいたように、空調関係でございましたら、平成25年に大阪市立の中学校の空調設置ということで、金額的に7,034万4千円という実績がございます。その他、ほかいろいろな実績はあるんですけれども、空調関係でしたら書類上そういう形になっております。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

この近つ飛鳥の空調設備の工事契約やけれども、一般競争入札で、これは4社が加盟して、サンテクノサービス、仮契約が6月2日に成立したわけやけれども、結局これは一括発注になるわけやけれども、何でこれは分離発注という格好をとれなかったのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

今回、空調というところで、空調機器、当然、室外機、室内機、それから配管、セットになっております。それから、そこに伴いますキュービクル、電気設備ですが、その辺全部一体となっておりますので、全部一体で設計させていただきました。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

一括発注の場合は、見積もり作成とか見積もりの内容がやっぱりちょっとわかりにくい部分もあるし、また、工事の見積もりで、よく一式というような格好で内容が書いてない場合があるんで、ちょっとこの一括発注の。

ところが、分離の場合は競争原理が働いて、やっぱり大幅なコスト削減につながると思うんですけども、なぜこういうふうになったのか、もう一度お願いします。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

分離という方法もあるんですが、一括で発注すると経費的にも安くなるというところで、一括でさせていただきました。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

私は、一括はやっぱり経費削減にはつながらないと思います。やっぱり分離のほうがコストダウンにつながると思いますので、そこらはまた後で聞きます。

それと、この設置場所、普通教室17、特別教室9室、計26教室となるけれども、これは普通教室も特別教室も同じ機種のコOLERを設置するのか、また違ったものを設置するのか、そこらをちょっと教えていただけますか。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

広さとか場所によりまして若干の能力の差はございますが、機種は同じでございます。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩（午前11時58分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第39号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、議案第39号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第39号

町道の路線認定について

次の道路を町道として認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

整理番号1163、路線名、一須賀石川北線支線第2号、起点、一須賀465番18地先、終点、一須賀465番14地先。

めくっていただきまして、位置図になっております。

一須賀のコメリの西側でございます。

その裏面に、起点、終点の位置の図面をつけております。

この道路は、一須賀465番2の開発行為が平成29年3月24日付にて完了したことに伴い、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、完了公告の翌日をもって町に帰属されましたので、路線認定するものでございます。

路線延長は28.3m、有効道路幅員は4.7mでございます。

住宅の入居戸数が60%に達するまでは、開発者が当該道路の維持管理を行うこととしてございます。

以上、簡単でございますが、町道の路線認定についての説明でございます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（5名）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

人事案件でありますので、私のほうから説明をさせていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記といたしまして、5人の方であります、全て本町にお住まいですので、住所は河南町を割愛します。住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

最初の方は、大宝5丁目6番9号、加賀山順子さん、昭和20年7月11日生まれ。

2番目の方は、大字加納197番地の2、武本洋子さん、昭和23年1月2日生まれ。

3人目の方は、大字中928番地の1、立華日出子さん、昭和24年1月13日生まれ。

4人目は、大字大ヶ塚106番地、田毎宣隆さん、昭和45年8月8日生まれ。

最後、5人目の方は、さくら坂2丁目4番6号、大城一郎さん、昭和55年10月27日生まれであります。

提案理由であります。

本町の人権擁護委員さんは、本来5名でありましたが、欠員が1名あり、現在4名でご活躍をいただいております。

その委員の任期が、平成29年、本年12月31日で満了となります。任期を満了する4名の委員のうち、吉岡隆志さんが、退任をされ、加賀山順子さん、武本洋子さん、立華日出子さん、3名には引き続き推薦をいたしたく、また、退任される吉岡さんの後任候補者といたしまして田毎宣隆さん、そして欠員であった補充候補として大城一郎さんをそれぞれ推薦するもの

であります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

本件について、意見等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようですので、諮問のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、諮問のとおり推薦することに異議なしと決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第14 報告第4号 平成28年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題  
といたします。

報告を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、報告第4号の説明をさせていただきます。

報告第4号

平成28年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、繰越計算書でございます。

まず、2段目の（款）民生費、（項）社会福祉費、臨時福祉給付金事業、経済対策分でございますけれども、昨年の平成28年12月議会で、その他の事業につきましては平成29年3月議会で繰越明許費として次年度において使用することについて、予算としてご可決いただき

ました案件でございます。

事業の詳細につきましては、12月議会、3月議会でご審議をいただいておりますので、説明を省略させていただきます。

まず、(款)総務費、(項)戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード交付事務事業として122万2千円を次年度に繰り越したもので、財源は全額国庫補助金でございます。

次に、(款)民生費、(項)社会福祉費、臨時福祉金事業、経済対策分として5,184万8,140円を繰り越したもので、財源は全額国庫補助金で、平成28年度に365万3,140円を既に収入しておりまして、残額は平成29年度に交付されるものでございます。

次に、(款)商工費、(項)商工費、道の駅かなん再整備事業7千万円、(款)教育費、(項)小学校費、近つ飛鳥小学校空調設備設置工事5,400万円、(項)社会教育費、放課後こども教室推進事業1千万円につきましては、予算額を全額繰り越ししまして平成29年度に執行いたします。財源につきましては、国庫補助金と町債及び一般財源となっております。

最後に、(款)災害復旧費、(項)農林水産業施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業で427万320円を次年度に繰り越しいたしました。財源は府補助金と受益者分担金となっております。

合計で次年度への繰り越しは1億9,134万460円で、財源は既収入特定財源で365万3,140円、国府支出金で1億235万9,160円、町債で5,160万円、その他、受益者分担金で213万5,160円、一般財源が3,159万3千円となっております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(力武 清)

報告が終わりました。

報告案件でございますので、これをもって終了いたします。

~~~~~

○議長(力武 清)

日程第15 報告第5号 平成28年度河南町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長(岩井一浩) (登壇)

それでは、

報告第5号

平成28年度河南町水道事業会計予算繰越計算書について
地方公営企業法第26条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出

河南町長 武田 勝 玄

めくっていただきまして、平成28年度河南町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

(款) 資本的支出、(項) 建設改良費、事業名、大宝高区配水池整備工事、予算計上額1億2,082万2千円、支払義務発生額717万4,440円、翌年度繰越額1億1,364万7,560円、財源につきましては当年度損益勘定留保資金で充填しております。

繰り越し理由は、工期延長のためということで、配水池内の塗装を剥がしたところ、コンクリート面の劣化がひどく、補修に時間を要し、工期延長が必要となったため、繰り越しを行ったものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(力武 清)

報告が終わりました。

報告案件でございますので、これをもって終了いたします。

~~~~~

○議長(力武 清)

次に、日程第16 議員提出議案第2号 河南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田議員。

○12番(福田太郎) (登壇)

それでは、

議員提出議案第2号

河南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

河南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月7日提出

|     |         |   |   |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|---|---|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 福 | 田 | 太 | 郎 |   |   |
| 賛成者 |         | 〃 |   | 大 | 門 | 晶 | 子 |
|     |         | 〃 |   | 野 | 村 | 守 |   |
|     |         | 〃 |   | 浅 | 岡 | 幸 | 晴 |

平成29年河南町条例第 号

河南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定  
河南町議会の議員の定数を定める条例（平成14年河南町条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「12人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

次に、最後のページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照願います。

それでは、議員提出議案第2号の趣旨説明を行います。

議員の皆様もご承知のように、我が国の社会経済情勢や物価の高騰で、暮らしでの豊かさの実感において依然として厳しい状況であります。特に大阪は中小企業及び零細企業が多い中、大阪の経済市場の回復状況はいまだに低迷をしている経済状況であります。

一方、河南町でも超高齢化社会の進展と少子化が進むものと考えられ、町人口が減少する時代を迎えつつあります。

そして、今後、町人口の減少及び高齢者増や若い世帯数減などによる税収の減など、本町の歳入の厳しさに加え、少子高齢化に伴う社会保障での運営への経費増が見込まれ、今後、町行財政運営は厳しさを増してくるものと危惧するわけであります。

このような経済の状況のもとで、町の行政運営は、納税者の町住民皆様の血の出る思いの税金で町行政運営を行っており、我々議会議員は自ら身を削る覚悟を持って町行財政改革の一環として取り組んでいかなければならないと考えます。

そして、平成28年10月25日、河南町オンブズマンから、河南町議会議員12名に対してのア

ンケート調査の中での現行の議員定数に対する質問において、ヨーロッパやアメリカの議会のように議会で市民が質問できる仕組みが実現できれば、定数は今の半分ほどでも十分と考えるとの会派の方もおられます。また、少人数議員にした場合、問題点もあると言われる議員もおられる中で、多数の議員皆様が現行の議員定数12名から2名削減し10名ぐらいが適切だとアンケート調査の中でご回答されております。

以上をもって、議員提出議案への趣旨説明とさせていただきます。各議員の皆様、このたびの議員提出議案第2号へのご賛同を賜りますことを強くお願い申し上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

以上。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

提出者の福田太郎議員にお聞きいたします。

福田太郎議員におきましては、常日ごろから議員の定数削減についての提案を随時されておられるということは、よく承知しております。昨年におきましてもそういうように提出されていたということは、重々理解しております。

ただ、私自身としましては、定数削減については賛成の立場でございますけれども、福田議員にも何度となく申し入れしましたが、我々、昨年の9月に議員の改選を行われて、今、6月議会ですけれども、次の改選時から定数削減ということですので、十分時間が3年以上あるわけなんです。その中で、今までそういうように提出されてきたことは重々理解しておりますけれども、議会にずっと出してこられましたけれども、一旦この議会の中で全議員がフラットな状態で、一度そういう意見を集約する場を持ってもいいんじゃないかなということで、福田議員にも申し入れしましたが、その辺の対応ですね。なぜ今の時期に、まだ3年以上あるわけですから、例えば、全議員の中で、いろんな意見を集約して、私は今言うたように賛成してましますけれども、そういうような結果として全員が納得するような議論を議会でやっぱり、議論する場ですので、そういう機会をなぜとらなかって、今回、本議会での提案になったのかという理由をお聞きしたいと思います。

○12番（福田太郎）

今の中川議員の質問に対して述べさせていただきます。

なぜ今なのやと、3年少々あるやないかというような考えの中で、もっと話をしはったらよろしいんと違いまっかという話ですね。

ただ、その前に再三再四、提案を削減に対してさせていただいています。それと、このアンケートの中に一つの集約がされていると考えております。先生も10名でいいという形で書いていただいています。

そういう中を踏まえて、また、先ほども趣旨説明をさせていただきました。こういう経済の状況の中で、次回の選挙からということで、ご理解いただけたら幸いかと思いますので、その点よろしく願い申ししておきます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

答えがちょっと余りなっていないんですけども、経済情勢と言いましたら、3年少しあるわけですから、3年後にひょっとしたら経済がすごく変わるかもわからないんで、そういうことを理由に言われるのは、いろいろありますけれど、そうじゃなしに、なぜそういう。これが次の議会からもう、9月というか、来年に変えるとかいうときやったらあれですけども、まだ3年以上あるわけですから、例えば、——そう何年もかけなくてもいいと思うんです。1回でも、2回でもいいんですけども、——1回そういうフラットな状態で全議員が話し合う場をなぜ持たないのか。

今まで福田議員はこのような形で提案されて、その場では本会議のほうで議論とかいろいろ出てますけれども、一旦落ちついた状態で、全議員がやっぱり話し合いの場を持って、そして、結果的にはどうなるかが、それは、その結果だと思うんですけども、なぜそういうワンクッションを置かれないのかというのが不思議でたまらないという気持ちなんですけれども、もう一回答えられますか。

○12番（福田太郎）

再度の質問に対しまして、先ほど申しました、再三再四提出させていただいていますよね、昨年の選挙前に。そういうことを踏まえて、その中でも議論しましょうということで、議論していただいたこともございます。そして、このアンケートも踏まえて、経済状況も確かに3年後はわかりません。わかりませんが、人口の減少も含めて、経済状況を鑑みて、次回の選挙からという趣旨を持って提出させていただいていますので、述べさせていただきます。

た趣旨をもってご賛同いただけますことをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

3回目ですので、最後になると思いますけれども、この前、議長のほうからも、この議員定数の削減、また報酬、政務活動費、こういう話を一回議会として話し合いの場を持つとうというような議長からの提案もあったと思うんですけれども、そういう提案もある中で、なぜこのように先走られたのかと。同じあれになりますけれども、今、最後の質問は、議長からの提案があったのに、議長のそういう提案を無視してまで、なぜ走られたのかという質問です。

○12番（福田太郎）

議長の提言無視とは、私は何も無視はしておりません。現在の状況をもって、今、趣旨説明させてもうたとおりでございます。そこらを鑑みて、ご賛同お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

福田議員におかれましては、自席にてお願い申し上げます。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立5人、反対5人、同数であります。

ただいまの採決は可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によっ

て、議長が本案に対して採決いたします。

本案について、議長は否決といたします。

ここで、議長より一言発言いたします。

本議会は、ご承知のように、5月26日、臨時議会において、加藤前議員の資格決定に関する議案を審査し、資格なしの議決を全員一致で行いました。

1月より開催された資格審査委員会は、延べ11回開かれました。証人喚問、近所調査などを行い、審査委員会報告書をまとめられ、本議会に提出されました。

委員会は、時間と労力を相当割いてきました。本来ならば、議会改革の議論は議員間で十分な議論を行っていくべき事案であります。資格審査を最優先してきた経過、いきさつで、議員の定数、報酬、政務活動費など、あり方に関する議論は、残念ながら十分にできずに今日に至っております。

そうした状況から、今回提案された議員定数の削減は、残念ながら十分に議論されたものとは採択の結果から判断いたします。

そこで、改めて議員の定数、報酬、政務活動費等のあり方に関する議論を議員の皆さんに呼びかけ、議会改革の方向性を示すべきものと考えております。

現在、11人となった議員各位の責任において、それらのあり方を議論する場を改めて提案いたします。

議員各位のご協力、賛同をよろしくお願い申し上げます、議長の発言といたします。

これをもって、この議案は終結いたします。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第17 決議第1号 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明は、田中議員、お願いいたします。

○8番（田中慶一）（登壇）

決議第1号

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議

別紙の決議を会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年6月7日提出

提出者	河南町議会議員	田中慶一
賛成者	〃	浅岡正広
	〃	中川博
	〃	大門晶子
	〃	小山彬夫
	〃	浅岡幸晴
	〃	野村守
	〃	福田太郎

決議内容でございますが、案を申し上げます。

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一堂に集めることで、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先日、政府において、閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした国際博覧会の開催についての書簡B I E（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われたところである。

国際博覧会の大阪での開催は、古くから、人々の叡智により新たな技術を生み出し、文化・産業の両面から国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る様々な課題を克服し、人類の未来に向けてより良い生活を送ることができる新しいモデルを提案することや、それを広く世界に発信するという点において、大変意義がある。

また、新たな観光や産業のイノベーションが期待できることなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪の存在感を示す絶好の機会にもなり、町民の健康増進や地域の振興にも寄与するなど、都市の活性化、町民生活の向上も期待できる。

とりわけ、本町にとっても、地域振興をはじめ、観光魅力発信や産業振興、町民の健康づくりに寄与する万博は大きな効果が期待できる。

そこで、河南町議会としては、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府・大阪市や経済界とともに、積極的に取り組むこととする。

以上、決議する。

平成29年6月7日

大阪府河南町議会

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

田中議員におかれましては、自席に戻ってください。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、20日午前10時に開きます。

本日はこれをもちまして散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時35分散会

~~~~~

平成29年 6月20日(火)

平成29年第2回河南町議会定例会会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会

平成29年第2回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月7日(水)
 招集の場所 河南町議会議場
 開 会 6月20日(火)午前10時00分宣告
 出席議員 (11名)

1番	佐々木	希 絵	2番	浅 岡	正 広
3番	中 川	博	5番	大 門	晶 子
6番	力 武	清	7番	廣 谷	武
8番	田 中	慶 一	9番	小 山	彬 夫
10番	浅 岡	幸 晴	11番	野 村	守
12番	福 田	太 郎			

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	武 田 勝 玄
副 町 長	森 田 昌 吾
教 育 長	新 田 晃 之
総 合 政 策 部 長	上 野 文 裕
総 務 部 長	南 弘 行
住 民 部 長	奥 野 清 文
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	堀 野 喜 弘
ま ち 創 造 部 長	岩 井 一 浩
総合政策部秘書企画課長	梅 川 茂 宏
総合政策部危機管理室長	福 田 新 吾
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多 村 美 紀
総務部施設整備担当課長	辻 宅 英 之
総務部副理事兼人事財政課長	渡 辺 慶 啓
総務部契約検査室長	辻 元 哲 夫
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	赤 井 毅 彦
住民部保険年金課長	田 村 夕 香

住民部副理事兼税務課長	福 瀬 一
健康福祉部高齢障がい福祉課長	田 中 啓 之
健康福祉部健康づくり推進課長	大 谷 由 候
健康福祉部総合体育館長	結 城 秋 芳
まち創造部地域整備課長	牧 野 勉
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長	大 門 晃
まち創造部副理事兼上下水道課長	安 井 啓 悦
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	杉 原 茂
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	谷 道 広
教・育部副理事兼こども1ばん課長	湊 浩
教・育部副理事兼学校給食センター所長	松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	辻 本 幸 司
課 長 補 佐	桶 本 和 正

会議録署名議員

12番 福 田 太 郎
1 番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1、及び追加日程

平成29年第2回河南町議会定例会

平成29年6月20日（火）午前10時開議

議事日程（第2号）

日程第1	一般質問	62
	（個人質問）	
	3番 中川 博 議員	62
	5番 大門 晶子 議員	77
	7番 廣谷 武 議員	90
	9番 小山 彬夫 議員	99
	12番 福田 太郎 議員	111
	1番 佐々木 希絵 議員	125
	2番 浅岡 正広 議員	133
追加日程第1	議案第40号 河南町立中央公民館及び図書室移転工事の工事 請負契約について	146
追加日程第2	閉会中の継続審査の申し出について	163

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（力武 清）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いいたします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ30分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された1項目につき質問発言を3回以内と決していますので、ご了承願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いいたします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、中川議員、大門議員、廣谷議員、小山議員、福田議員、佐々木議員、浅岡正広議員、以上の順で発言を許します。

最初に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○3番（中川 博）

おはようございます。議席番号3番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、統一的な基準による地方公会計について、公的年金の加入期間短縮について、避難所や医療機関等でお湯等飲料の確保のための災害協定の推進について、学校設備の整備について、義務教育段階の就学援助についての5事項でございます。前回に引き続き、質問は一問一答方式で行いますので、その点も踏まえ、町長及び答弁者におかれましては、積極的に前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問事項、統一的な基準による地方公会計についての質問に入ります。

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの現金主義・単式簿記による予算・決算制度に加えて、発生主義・複式簿記といった企業会計的な手法を活用した財務書類等の開示が推進されております。

それでは、質問をいたします。

1つ目、現金主義と発生主義の違いと効果についてお答えください。

○議長（力武 清）

南部長。

○総務部長（南 弘行）

それでは、まず現金主義と発生主義の違いについて、また効果についてのご質問でございますが、現金主義とは、現金の収支に着目した会計処理の原則で、現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金などの適正な出納管理に資することができますので、地方公共団体など官庁は現金主義を採用しております。

一方で、発生主義とは、経済事象の発生に着目した会計処理の原則で、現金支出を伴わないコストである減価償却費や退職給付引当金等を発生した事由に基づきまして把握するため、見えにくいコストも含まれることから、正確なコスト認識が可能となり、適正な期間損益計算を行うことができますので、企業などで採用しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、南部長からお答えいただきましたけれども、つまりコスト情報が見える化するわけでございます。

続きまして、2つ目、単式簿記と複式簿記の違いと効果についてお答えください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

続きまして、単式簿記と複式簿記の違いと効果についてのご質問でございますが、単式簿記とは、経済取引の記帳を現金の収入・支出を一面的に行う簿記の手法で、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性にすぐれているため、地方公共団体などの予算は歳入歳出が同額の単式簿記が採用されております。

一方で複式簿記とは、経済取引の記帳を借り方と貸し方に分けて二面的に行う簿記の手法で、ストック情報である資産や負債の総体やフロー情報である損益を一覧的に把握が可能となり、企業会計に採用されております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

つまり資産等のストック情報が見える化するわけでございます。

続いての質問に入ります。

複式簿記導入による仕分けについて伺います。日々仕分けの自動化が求められていますが、その対応について伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

経済取引の事象を日単位で、日々、借り方、貸し方に仕訳を行うことございまして、ただ、本町の財務会計システムによる自動化への対応は行っておりません。本町では、日々仕訳による事務量を勘案した結果、期末一括仕訳により対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、南部長からお答えいただきましたけれども、本町の場合、期末一括仕訳により対応す

るとのことでございますけれども、例えば愛媛県砥部町の取り組みを少し紹介いたします。

本町のような期末一括方式の場合、年度終了後に1年分の仕訳を確認・修正する作業では、確認すべき件数が膨大になり、現実的ではないとのことで、予算の段階から仕訳パターンに合わせて細節をつくり区分し、日々伝票単位でチェックするようにし、会計システムに多額の費用をかけなくても日々仕訳に近い効果が得られるようにしているとのことでございます。本町ももう少し研究する必要はないのでしょうか、再質問いたします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

日々仕訳にすべきとのご質問でございますけれども、予算編成におきましては、従来どおり現金主義による単式簿記により本町は行っております。款項目節の目的別に歳出科目が設定されております。

日々仕訳をする場合は、担当課が予算を執行する段階で歳出科目か地方公会計の勘定科目を特定する必要があります。歳出科目の同一が一律公会計の勘定科目になるものではなく、その性質に応じて仕訳をする必要があることから、予算執行を担当する職員に負担がかかってまいります。

したがって、本町では期末一括方式とし、決算段階で財政担当職員が各歳出科目から地方公会計の勘定科目を特定し、仕訳誤りがないかどうか努めたいと考えております。

全国の自治体におきましても、約9割の自治体が期末一括方式として採用しておりまして、本町もその方式で採用しているところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

る説明していただきましたけれども、私の質問は、例えば愛媛県の砥部町のような取り組みもあるということで、もう少し研究する必要はないのかどうかというような質問でございました。現実的に全国的にどうなっているかということじゃなしに、研究することは必要じゃないかという質問でございましたので、その辺、間違えないようによろしく願いしたいなと思います。

続いての質問に入ります。

平成27年1月23日付総務大臣通知（総財務第14号）「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が出され、さまざまな作成モデル、基準モデル、総務省方式改訂モデルや、私も以前取り上げました東京都モデルから今回の統一的基準に原則平成29年度までに整備するよう要請されておりますが、本町の状況について伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

議員仰せのとおり、今は、基準モデル、総務省方式改訂モデル、東京都モデルなど、さまざまありますけれども、全国的に同じ基準にすることで比較しやすくするため、統一基準へ移行するものでございます。

本町の状況でございますが、平成28年度に固定資産台帳の整備、平成29年度に勘定仕訳等の整理を進め、平成28年度の決算から適用するように作業を進めているところでございます。

しかし、平成28年度中に整備を予定していましたが固定資産台帳の整備が少し遅れておりまして、平成29年9月までに整備できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

少し遅れているということですが、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

統一的な基準による地方公会計の整備に係る国等の支援について伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

国の支援はとのご質問でございますけれども、統一的な基準に対する具体的なマニュアルを公表し、標準的なソフトウェアを開発した上で、無償で地方公共団体に提供していただくこととなっておりますが、本町の財務会計システムと連動させるためのミドルウェアに係る費用がかさむこと等から、本町の財務会計システムを活用し、財務書類を作成することとしております。

また、人材育成支援として、各研修機関等で自治体向け職員の研修を行っております。本町でも財政担当職員が研修に参加しているところでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

マニュアルの提供は、本町の場合は役に立たなかったということですが、研修等は役に立っているというようなお答えだったと思います。

続いての質問ですが、統一的な基準による地方公会計の整備に係る特別交付税措置について伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

国の支援の一部として、固定資産台帳の整備のための資産評価等に要する経費について、50%が特別交付税で措置されております。

しかし、対象となる部分が限られており、本町では公認会計士など専門家に相談する費用等を報告しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、固定資産台帳の整備ということが出てきましたけれども、本町の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

固定資産台帳の整備とのご質問でございますけれども、平成28年度に固定資産台帳の整備を完了する予定で鋭意取り組んでおりましたが、少し遅れておまして、今現在は70%程度の完了となっております。

先ほども申し上げましたとおり、本年9月完了をめどに作業を進めるところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

再質問をちょっとしたいと思います。

私どもの党の杉久武財務大臣政務官は、地方自治体の財政の見える化を積極的に推進してまいりましたけれども、そのため、新地方公会計制度へスムーズに移行できるよう、既に大阪府及び寝屋川市の財政担当部局職員と意見交換を行っております。今後、他市町村の担当職員とも意見交換の場を持ちたいとおっしゃっておられますけれども、河南町はそのような場合どのように対応されるのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

そういう機会があれば、積極的に参加またはご教授いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今回の公会計システムは、従来の公的機関がやっていたことと大分変わるわけですので、そういう意味では対応の難しさというのは十分わかるんですけども、国のほうの方針ですので、スムーズに町としてもできるように対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問事項に入っていきたいと思います。

公的年金加入期間短縮についての質問に入ります。

ご存じのように、私ども公明党の推進により、公的年金を受け取る資格を得るのに必要な加入期間、つまり受給資格期間といいますけれども、今年の8月以降、25年から10年に短縮されます。それに伴っての質問に入りたいと思います。

1つ目、無年金者が年金を受け取るには請求手続が必要ですが、その流れを説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

請求手続の流れとしましては、受給資格期間が10年以上25年未満の方に対し、平成29年2

月の下旬から7月下旬にかけて、順次、日本年金機構から年金請求書が入った黄色い封筒が郵送されております。受け取られた年金請求書に記入し、必要な書類を準備していただき、ねんきんダイヤルに予約の電話後、近くの年金事務所に提出していただくことになっております。

なお、全ての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、保険年金課の窓口でも受け付けをいたしております。

年金は、受給権発生の翌月分から受けられますので、平成29年9月分から受け取りが開始され、最も早い年金の受け取り開始は平成29年10月中旬を予定されております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、再質問をいたします。

今回の無年金者救済法により、全国的には約64万人の方が新たに受給資格を得るようになることとございますけれども、河南町では何人の方が受給資格を新たに得られるようになるのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

現在、対象者は76名となっております。国民年金のみの方、第1号被保険者は22名おられるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、次の質問ですけれども、厚生労働省は、請求書が届いてもスムーズに手続きができない人のために、本年3月から5月にかけて、各市町村、河南町ですね、の福祉事務所のケースワーカーや民生委員等に協力要請しておりますけれども、本町の対応はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

保険年金課におきましては、ポスターの掲示や手続方法についてのパンフレットを窓口を設置し、周知に努めております。また、年金請求書の記入方法や手続について随時相談に応じ、国民年金第3号被保険者、厚生年金保険や共済組合の加入期間がある方には、ねんきんダイヤルを案内し、相談をしていただくよう促しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

再質問いたします。

この救済法は、さきに述べましたように私ども公明党が推進してまいりました。しかし、せつかくの制度ができて請求漏れがあっては何にもなりません。そこで、もっと住民に身近な我々基礎自治体である市町村では、その対象者に対して手続の支援を国のほうは要請したものでございます。先ほど伺いましたけれども、対象者76名に対し、本町はどのような具体的な取り組みをするのか、再度伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

町では、既に民生委員さんに協力をお願いしております。国・府と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、堀野健康福祉部長のほうからお答えいただきましたけれども、既にもう民生委員の方が動いているということは伺っております。そのように一件も漏れのないように対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3つ目の質問事項に入ります。

避難所や医療機関等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進についてでございます。

被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であります、近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機がございます。各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、本町のように飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体がございます。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されればという条件がありますけれども、災害時にお湯・お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。

これまでの主な実績としましては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日、ほぼ1カ月の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されました。また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣されたDMATの方からも、お湯の提供は大変助かったとの声も出ております。

それでは、まず、河南町の現在までの災害協定の状況と内容はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

現在、災害時における協定は22締結しております。うち民間などが17社で、内容は生活必需品などの物資の供給協力が8社。ほか、富田林医師会、歯科医師会、薬剤師会と医療救護班の派遣要請などとなっております。また、国や地方公共団体などとは5つの協定を締結しております。内容は人的支援を主に緊急物資の提供や避難所の相互利用などとなっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

上野総合政策部長のほうからお答えいただきましたけれども、本町の場合、積極的にそういう協定は結んでおられるというお答えでございました。

それでは、次ですけれども、災害時に避難所等において、先ほど一番初めに述べましたよ

うに、お湯等の飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び医療機関等の災害協定の提携を検討すべきであると思っておりますけれども、その見解を伺いたいと思っております。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

現在、庁舎1階に設置している自動販売機は、災害時に町が要請した場合、自動販売機内の在庫品を無料提供される災害対応型の自動販売機となっております。

議員仰せの災害対応型紙カップ式自動販売機ですが、災害時には飲み物が無料提供になり、一部の商品ボタンが水とお湯が出るボタンに変わりますので、粉ミルクをつくったり、カップ麺の調理に便利と考えます。ただ、平時はボトル式より品質の管理が難しいことや、設置場所には水道水が必要などの条件がありますので、今後、調査研究してまいります。

町内の医療機関等にも設置できないかのご質問ですが、常時設置型でございますので、通常は有料だが災害時には無料となる自販機の設置につきましては、町内の医療機関は総合病院ではなく診療所などであるため、条件面等を考慮しましたら困難と思われませんが、万一の際に役立つ自販機の設置については、町内の企業なども含めましてご協力いただけるよう情報提供などを行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

現在、河南町におきましてもスーパー等との協定を結んでいただいているということをお聞きしております。ただ、オークワさんにつきましては、まだ協定を結んでいないということですので、この前もちょっとオークワさんに行きましたら、ちゃんと自動販売機はありました。ただ、災害対応型にはなっていないと思っておりますので、そういう情報提供のほうをまたよろしくお願ひしたいと思っております。

要望ですけれども、南海トラフ大地震の確率は、本年1月に10年以内が20%程度から20から30%に引き上げられました。また、30年以内には70%程度、また50年以内には90%程度からそれ以上に引き上げられました。つまり、あらゆることを想定し、準備しておくことが大事だと思います。早急に対応すべきであると要望しておきます。

続きまして、4つ目の質問事項に入りたいと思っております。学校設備の整備についての質問で

ございます。

文部科学省は、昨年11月10日、初めて公立小学校施設におけるトイレの状況調査を実施し、結果を公表いたしました。公立小中学校における全便器数は約140万個であり、そのうち洋便器数は約61万個で43.3%でありました。また、トイレ整備に対する教育委員会の方針を聞き取ったところ、各学校で洋便器を多く設置する方針の学校設置者が約85%でありました。

以上を踏まえて質問を行います。

本町の学校施設のトイレ洋式化の進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

それでは、お答えさせていただきます。トイレの洋式化の進捗率につきましては、現在、学校の便器数は小学校、中学校合わせて195個ありまして、そのうち洋便器数は85個でございます。比率にしますと43.6%であります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、久保教・育部長のほうからお答えいただきましたけれども、本町の場合、全国平均をやや0.3%上回っておるといふことと、あと大阪府ではもう少しおくられているんですね、三十何%ですから。そういう意味では、本町の場合は全国規模だということは今わかりました。

続いての質問でございますけれども、児童たちの生活習慣の変化に対応するためや、災害時における避難所になる学校施設には、高齢者のための洋式トイレが必要だと考えますけれども、どう思われるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

洋式トイレの必要性につきましては、一般家庭における洋式トイレの普及が進んでおりまして、洋式トイレに慣れている児童生徒が和式で用を足せないと言われていたり、災害時において避難所になった場合、足腰の弱い高齢者や車椅子等を使用する障がい者の方には、和式トイレでは使用が困難となることから、洋式トイレは必要と考えております。

また、和式便所は排せつ物が飛び散る形状であるため、衛生的には洋式よりも課題があると指摘されており、学校のトイレの洋式化、さらに、よりきれいにすることは、学校生活での不安が少なくなり、安心して学習できる効果があると考えます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、そういうように教育委員会も認識しているというお答えだと思います。

それでは、今後の整備状況とその目標をお聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

洋式トイレ化の今後の整備状況でございますが、平成31年4月において白木小学校、河内小学校、中村小学校を統合する際に、河内小学校を統合基幹校として平成30年度に改修工事を行うこととしております。その際、トイレの洋式化につきましても改修工事を実施してまいります。また、近つ飛鳥小学校や中学校におきましても、平成31年度以降、随時トイレの洋式化工事を実施してまいりたいと考えています。

トイレの洋式化につきましては、公衆トイレなどで和式トイレのみのトイレがまだ存在しておりますので、それを使用しなければならないときもあります。一定の和式トイレを残す方向で洋式化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、お答えいただきまして、概ね満足できる答えだと思います。今後、他の公共施設でも対応をよろしくお願ひしたいと要望しておきます。

それでは、最後の質問ですけれども、義務教育段階の就学援助についての質問に入ります。

まず、1つ目、学校教育法第19条の条文について伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

学校教育法第19条におきましては、経済的理由によって就学困難と認められる学齢・児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

そのことについて関連で質問を伺いたと思います。

それでは、就学援助の対象者はどうなっているのか伺いたと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

就学援助の対象者は、要保護者と準要保護者に区分されまして、要保護者は生活保護法第6条第2項に規定する者で、準要保護者は市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とされており、認定基準につきましては各市町村が規定しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、引き続き関連質問ですけれども、就学援助の本町の制度内容はどうなっているのか伺いたと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

制度内容ですけれども、子供たちの学習が経済的な理由で妨げられることのないよう、就学に必要な費用の援助を行います。具体的には、要保護者に対しましては、生活保護法の教育扶助以外の修学旅行費、学校保健安全法に基づく医療費を支給いたします。また、準要保護者に対しましては、新入学用品費、学用品費、通学用品費、学校給食費、学校保健安全法に基づく医療費を支給しております。

なお、平成28年度の実績を申し上げますと、小学校で104人の認定者に対しまして691万8千円、中学校で66人に対しまして707万5千円、合わせて170人に対しまして1,399万3千円を支給しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、久保教・育部長のほうからお答えいただきましたのは、学校教育法第19条に沿って、河南町はそのように対応しているというお答えでございました。

それでは、質問を続けたいと思います。

文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年、本年ですね、3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童の新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校で2万470円から4万600円、中学校で2万3,500円から4万7,400円にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。これにより入学前の支給が可能になりました。また、文科省からは、この改正に合わせて平成30年度から、その予算措置、補助率2分の1を行うとの通知がなされました。

しかしながら、この措置は、あくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回、約10倍である準要保護生徒は、その対象にはなっておりません。

この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について、本町においても判断していくこととなりますけれども、私は今回の国における改正の趣旨及び本町における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるように準備を進めることが重要であると考えております。

参考としましては、準要保護者に対する就学援助は、三位一体改革により平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施するようになっております。その点について、河南町の対応について伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が議員仰せのと

おり改正されまして、新入学児童生徒学用品費等について、従前より補助対象とすることが可能であった中学校のみならず、小学校への入学年度開始前の支給にも対応できるようになりました。

本町におきましても、この要綱改正の趣旨を踏まえまして、準要保護児童生徒の保護者に対し必要な援助が適正な時期に実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、お答えいただきましたけれども、現時点では、ほぼ満足できる回答でございました。先がちょっとあることですので、今後、確実に実施できるよう対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。これは要望としておきます。

以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（力武 清）

中川議員の発言が終わりました。

次に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○5番（大門晶子）

議席番号5番、大門晶子です。通告に従いまして、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

まず、質問事項1項目めの介護予防の取り組みについてお伺いしたいと思います。

第6期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画によりますと、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、平成30年3月までに移行できるよう準備を進める。また、高齢者自身が支援者として活動できるよう参加を促し、多様な主体による柔軟で効果的な取り組みにより、効果的・効率的にサービスを提供できるよう検討しますというふうに書かれています。

そこでお伺いしたいのでありますが、今現在、実施されている生活支援型の介護予防事業の取り組みの具体例と地域のニーズ、サービス対象者数、実施主体の構成などをお示しいただき、それぞれの事業効果について、行政としてはどのように評価されたのかお伺いいたします。また、生活機能が低下していると思われる高齢者に対する二次予防事業では、事業そ

のものが介護予防につながったのか、介護給費の抑制に対する効果があったのかなど、数字としてあらわすことができるのならば、その効果の状況を伺っておきたいと思います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

生活支援型の介護予防事業でございますが、町では、新総合事業で訪問型サービスと通所型サービスを行い、これまでと同様の現行相当サービスのほか、緩和した基準でのサービスの類型を構築し、アンケート調査による利用者ニーズに合わせたサービスを提供しています。サービスの対象者は約250人の見込みでございます。事業の評価につきましては、平成29年度から実施し、現在、制度移行中でございますので、今後、検証してまいりたいと考えております。

次に、二次予防事業でございますが、平成28年度は認知機能の低下のおそれがある人を対象に脳トレ等を行いました。教室参加前後では認知機能及び運動機能の改善が見られ、3カ月後の経過評価では、鬱指標と認知症チェック指標で改善されており、予防効果が見られます。

また、認知症サポーターは平成21年度から養成講座を開催し、平成28年度末で1,242人が受講されておりますが、今般、政府の認知症対策の国家戦略で、平成32年度末までに国民の10人に1人がサポーターになるように数値目標が引き上げられ、本町においても1,600人のサポーターを目標として養成してまいります。

このほか、地域包括支援センターの専門職によるいきいき百歳体操は、平成28年度末の段階では11の地域で活動され、本年度も現在3地域でスタート応援を開始しております。参加者は現在336名でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

事業者を指定することで緩和した基準のサービス、すなわち緩和型サービスAというのは構築できたようであります。評価については今後検証していくとのお答えでありますので、平成30年3月の実施に向けて早急に検討されることを望みます。

二次予防では、認知機能及び運動機能において予防効果が出てきているようでよかったと

思うのでありますが、認知症サポーターについては、今回も受講者が増えていくようでありませんが、養成講座受講後、その知識をどこで生かすのかと考えたとき、コーディネート機能を果たす役割は誰が担っているのでしょうか。1,200人余りの方が、現在、サポーターとして、その研修を受け、スキルを身につけてくださっているのは、とても心強いのでありますが、主体的にその役割を果たしていくために制度設計やネットワークの構築はできているのでしょうか。現在、受講された方々は、認知症サポーターとして特に何かをやってもらうというのではなく、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうということがその役割であるということは承知しているのでありますが、私は、サポーターの中から地域のリーダーとして、まちづくりの担い手が育つことも期待していいというふうに考えています。

認知症サポーターは認知症を支援する目印として、オレンジリングをつけるようにたしかになっていたというふうに思うのでありますが、今ではこれもすっかり影を潜めてしまっています。昨日、いきいきサロンでシナプソロジーの脳トレを体験したので、余計にそういうふうに思うのであるかもしれませんが、再度、サポーターの状況の見える化を図り、住民全体で支援活動につなげていただきたいと思います。もしお考えがあるようであれば伺っておきたいと思います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

講座を受講後、年数を経過している方もたくさんいらっしゃいます。全員には無理としても何らかのフォローアップを今後考えてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

何らかのフォローアップをしていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで次の項目に移るのでありますが、6期の計画では、同じく、要支援と非該当とを行き来するような高齢者に対して、自立支援サービスを途切れることなく提供できるよう、新しい介護予防事業を推進することや、自立や社会参加の意欲の高い高齢者に対しては、ボランティアによるこの事業への参加や活動の場を提供できるよう検討していくというふうにあ

ります。これについて、高齢者の参加や活動の場がどの程度広がったのか、事業効果としてどうであったのか、わかる範囲でお示してください。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

新しい総合事業では、要支援認定を持たない方につきましても、国が示していますチェックリストに該当する方は、総合事業対象者としてサービスの提供を受けることができます。

本町のサービス内容は、現行の訪問介護・通所介護と比べて緩和した基準であるサービスA型を本年4月から開始しました。国が示していますサービス類型では、サービスA型のほか、ボランティアの協力によるサービスB型等の事業を行うことができることとなっており、今後、サービスB型の事業を実施してまいります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

今、お示くださいましたように、現在はサービスAが実施されていまして、今後、B型サービスをやっていくということですので、次の質問項目、我がまちで介護ボランティアポイント制度の導入ができないかという質問に移ります。

この制度の主な目的といたしましては、1点目に、高齢者の社会参加を促し介護予防につながる。2点目に、住民相互による社会参加活動で地域の活性化を促す。3点目、介護保険料及び介護給付費等の抑制。4点目に、ボランティア活動参加者がやりがいを持ち、活動へのさらなる参加意識を啓発できるなどであります。

平成19年5月に厚生労働省が介護予防の取り組みとして市町村が実施することを認め、いち早く導入されたのが東京都稲城市でありました。稲城市のホームページを検索し、その効果のほどを確認したのでありますが、介護給付費の抑制へ予防重視の施策が着実に定着しているように感じました。

そこで、第7期の計画を策定するに当たって、この介護ボランティアポイント制度について研究していただき、是非導入の方向でご検討いただければというふうに思い、提案させていただきました。理事者のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

第7期保険事業計画では、2025年問題に対応すべく、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業計画を行います。

平成29年4月から開始している総合事業の中に、緩和型サービスB型を展開するには、地域住民やボランティアの協力が必要ではございますが、ネットワークづくりには多少の時間を要することと考えております。

議員仰せの介護ボランティアポイント制度については、実施されている市町村でボランティア活動に参加されることにより、ご自身の介護予防となってきたり、介護給付費の抑制効果があらわれているとのことですので、本制度も含めまして調査研究し、最も本町に適した制度を計画してまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

お考えでは、本町に適した制度を計画していくということですので、是非とも研究を行っていただきたいというふうに思います。

本町では、介護保険制度の開始以降、介護給付費が年々伸び続けています。これに伴い、個人の保険料も上昇の一途をたどっています。そのような中で、人口減少と高齢化の問題は、早急に何とかしなければいけない最重要課題であります。高齢化が進むことにより、給付費はますます増大し、その結果、保険料の値上げは避けて通れない課題となってまいります。

市町村独自に要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に資する保険給付として、条例で定める特別給付の整備ができるというふうに認識しているのですが、では、本町では、現在、特別給付の横出しの施策はあるのかどうか。具体的にありましたら、その現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

町独自の特別給付につきましては、その財源が第1号被保険者の保険料となってまいりますので、現在は実施しておりません。

確かに議員仰せのとおり、給付費の増大、保険料の値上げは、避けては通れない課題であ

ります。いきいき百歳体操の普及啓発など、介護保険事業のメニューの中で、国・府・支払基金等の財源を最大限活用して事業展開することにより、給付費や保険料の抑制を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

お答えでは、財源の問題があり、町独自の特別給付は現在実施されていないということでありました。いきいき百歳体操を普及させるなど、一生懸命取り組んできておられるのは承知しているのでありますが、これだけでは、即、給付費の削減効果があらわれるというものでもないと思っています。むしろ、視点を変えて見ていくことも大事ではないかと私は考えています。他市町村の実施状況等の情報収集を行い、介護保険料の抑制効果につながるのであれば、ここはいろんな角度からご検討いただきたいと要望させていただきます。

続いて、健康手帳についての質問に移ります。

健康手帳は、生活習慣病予防に役立てるため、2003年施行の健康増進法が健康手帳として規定し、市町村に配布を求めているものであります。お薬手帳と同じ文庫本の大きさが多く、内容は、一般的に住民健診などの健康診査の記録や血圧、体重などを記録するようになっています。

第6期の計画には、この健康手帳は40歳到達者に対し新規交付を行い、その他の人へは健康診査や健康相談において手帳を随時交付し、自己の健康手帳のために活用を促していくというふうにあります。これまでの配布冊数は、平成24年、361冊、平成25年、420冊、平成26年、400冊配布したとあります。

そこでお伺いしたいのでありますが、これまで配布されてきたこの手帳は、住民の方々が実際、有効活用されているのか、配布後の活用状況を行政は把握できているのか、そのあたりをお示しいただきたいと思えます。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

健康手帳は、健康増進法に基づき、特定健診や保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に、40歳以上の

住民の方に配布しています。

これまでの活用状況としましては、健診の受診状況や在宅での血圧測定、健康教室等での参加状況をご自身や保健師等が記録をとったり、医療機関での受診内容、服薬等が記載され、ご自身の健康管理のため活用されていると認識しております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

ご自身の健康のために活用されているというふうな認識であるようであります。

そこで再度お伺いするのでありますが、手帳は健康診査の記録を記載するばかりではなく、例えば健康相談の記録も含め、個人情報も記載するようになっていると思っております。また、健康手帳には、ただし書きがあり、医療を受ける際に医療機関等に提示することとされており、医療の受給資格症としての性質をあわせ持っているようであります。その根拠は、老人保健法の医療等以外の保険事業の一つで、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することが目的とされているため、健康診査や保健指導などを受けるときも必ず持参してくださいというふうに明記されています。

となると、気がかりなのが個人の健康情報は保護されているのかということでありまして。手帳とは直接関係ないのでありますが、役場で実施される健康事業にも健康情報を記載する項目もあるようであります。これらの情報は、役場でも保管されているのですが、どのように管理されているのか。取り扱う可能性のある全てのものを対象とした守秘義務については、現状どのような取り扱いになっているのか。まず、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

町で実施しております健康事業の一つに住民健診があり、毎年多くの住民の方が受診されております。その際にご提出くださいました問診票等の用紙につきましては、厳重に管理しており、その後、焼却処分しております。

検診結果につきましては、データをシステムに入力し、このデータへのアクセスにはIDパスワードの入力が必要となっており、5年間厳重に管理しております。また、平成30年1月からのクラウド化により、よりセキュリティが強化されることとなっております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

お答えありがとうございます。住民健診などの健康情報についての取り扱いは、厳重な管理が行われているようでありますので、引き続きご努力いただくことにいたしまして、そうなるとう気になってまいりますのが健康手帳に記載の情報であります。健康手帳を持ち歩くということに関しては、手帳をなくしてしまうということもあるので、情報の漏えいの危険性が常につきまとうと思われまます。健康に関する情報は極めてセンシティブな個人情報であるという点を手帳を記入する私たち住民も認識すべきであるというふうに考えています。

ここには、医療機関の控えなども書き込む欄があるのでありますが、法定健診結果以外の情報に関しては、労働安全衛生法、刑法または医療職の身分法に規定されている守秘義務が適用されないものであります。このことも鑑み、健康手帳を配布の際には是非とも注意喚起を促してほしいと考えています。理事者の考えをお伺いいたします。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

議員仰せのとおり、健康手帳は個人の大切な情報が記載されたものであり、これからも健康で暮らしていけるための大切なものでございますので、健康手帳の目的及び管理方法については十分説明し、さらなる注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

説明をしていただけるということで、とても喜んでいるのでありますが、もし配布時に注意書きを入れてもらっていくことを行われる場合は、案外読まない人が多いものでありますので、くれぐれも丁寧に注意喚起を促していただけますようお願いしておきます。

では、次の質問項目に移るのでありますが、高齢者向けの健康手帳をファイル形式で作成できないかという提案であります。

高齢期を迎え、昨今、住民の皆様方からさまざまなご相談を受ける中で、切実に感じてい

ますのが、記録がないので、高齢者の健康情報が家族にもわからないという現実であります。認知症や思いがけない突然の病で役所の申請などが必要になった場合、詳細な説明を求められる機会がとて多いのでありますが、限られた時間の中で、効率よく、しかも漏らさず伝えるために、ポイントを整理してお話をするというのは、案外大変な作業だということがわかりました。

官公庁には、介護保険の受給申請、難病指定、障害者手帳の取得、障害年金の受給申請など、もろもろの制度が用意されているのでありますが、解決への糸口が見つからなければ、せっかくの機会が徒労に終わってしまいます。

そこで提案したいのが、高齢者向けの健康ファイルであります。一例を申し上げますと、甲州市の場合であります。リングファイル形式の健康手帳を配布しています。これは、住民健診の結果などをとじ込みやすくなるためにファイル形式にしたものであります。健診以外にも、毎日の体重、血圧、歩数などを記録する用紙をとじ込む仕組みとなっており、用紙がいっぱいになったら市のホームページからダウンロードして追加するなど、利用者の使い勝手をよくする工夫が随所に見られます。東京都国立市は、2008年にファイル形式にし、長期保存が必要なワクチン接種の証明や市の健康予防施策を知らせる欄も設けたそうでもあります。これについて、市内の主婦は、健康についてより意識するようになったというふうに話しておられるそうでもあります。

その他、老人保健制度の廃止に伴い、健康手帳のフォーマットを大幅に変更、インフルエンザや5年に一度の肺炎球菌感染症の予防接種など、本人が接種歴を覚えていない場合もあるので、そういう情報を盛り込んでいる自治体もあるそうでもあります。

また、ジッパーつきのビニールケースなどに配布し、保険証やお薬手帳、介護保険手帳などをまとめて入れられるようにし、これは持ち歩き用として、それ以外は一つにまとめてファイルにして自宅に保管しておくようにしているところがあります。

以上を踏まえて、是非ファイル式健康手帳の検討をお願いしたいというふうに思うのでありますが、理事者のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

議員仰せの高齢者向けの健康手帳のファイル形式については、確かに、近年、ファイル形式等、さまざまな方法を実施している市町村がございます。

町としましても、受診結果等の継続した保存は、ご自身の健康状態を把握するためにも大変重要と考えておりますので、今後さまざまな方法を調査検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

ファイルに挟んで健康情報を保存することで、自分の健康を守ることができるのであれば、自分も含めて、家族の誰かに健康上の問題が起きたときに、きっと役に立ってくれると信じています。今は必要性を感じていなくても、いざというときに役に立つことがありますので、みんなの安心のためにも是非ご検討をお願いしておきたいというふうに思います。

では、次の項目に移ります。

次の質問は、社会教育課の設置を求むと題してお伺いいたします。

本町では、社会教育施設の老朽化が進み、施設の更新が必要となることに対応して、公民館及び図書室を移転し、新たに、やまなみホールに図書館をつくることになりました。それなら、これを機会に社会教育にも力を入れ、図書館や公民館の利用者を増やし、地域住民の横のつながりを構築して、地域住民を主体とするまちづくりにつなげていく施策を施されてはいかがかと思います。

平成18年に改正された教育基本法には、社会教育は個人の要望とともに社会の要請に応える側面を有しており、国及び地方公共団体が社会教育を奨励しなければならない旨、規定されています。移転を機会に、本町でも社会教育課を設置し、法にのっとり、社会教育の取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。

そこでお伺いするのでありますが、教育委員会としては、この法改正の趣旨をどう捉えておられるのか。それを実現するためには、どのような業務が必要と考えておられるのかということについて、ご見解をお伺いいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

平成18年に改正されました教育基本法には、新たに生涯学習の理念が加えられました。生涯学習の理念、第3条は、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることがで

きるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」とされています。

社会教育行政につきましては、国や地方公共団体が人々の自発的な学習を基礎として行われる社会教育を促進、援助して、多くの人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることを目的として考えております。また、地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じまして、教養の向上、健康の増進等を図り、人と人とのきずなを強くする役割も果たしていると思っております。

町におきましては、これらを達成するため、平成29年度に中央公民館及び図書室をやまなみホールに移転し、この施設を拠点として、学級・講座、講演会・研究会等の開催、発表会等の開催、個人学習の支援、ボランティア活動・地域活動の支援、情報収集・提供、社会教育団体等への支援など、多様な活動を通じて地域住民の自立に向けた意識を高めまして、一人一人が意識を持って能動的に行動、自助するために、必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働によるまちづくりに結びつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

ありがとうございます。教育委員会の見解をお示しいただきました。法の改正目的に沿った形で、今後、事業展開されるということでもあります。そうすると、本町には、専門的・技術的助言と指導を行い、社会教育法に基づく事務をマネジメントできるような職員の体制ができているのか、気になっています。

教育委員会の所管に属する教育機関の設置主体は地方公共団体ということでもありますので、ここで町長にお伺いするのでありますが、社会教育課の設置について、町長はどのようにお考えでありますでしょうか。

大阪府下の市町村で本町のように社会教育課が設置されていない市町がどれぐらいであるのか調べてみたのでありますが、本町のような体制の市町は見当たりませんでした。少子高齢化が進みつつある本町において、協働のまちづくりを推進していくには、課の設置は必要不可欠だというふうに思うのでありますが、これに対して町長はどのようにお考えなのか、

お伺いしておきたいと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

議員仰せのとおり、地域コミュニティーの機能が低下する中で、住民の皆様のさまざまな活動を通じて住民協働のまちづくりを進めるのは、有効な手段の一つであると考えておりますが、本町では、かなんまちづくり基本条例を制定し、住民協働のまちづくりに取り組んでおります。

現在、教育課には社会教育係を設置し、社会教育主事を配置しており、さらに社会教育主事の資格を取得すべき、研修に参加することといたしております。職員数が限られている中で、新たに課を設置するのは厳しい状況であると考えております。

来年には、新たに図書館を設置し、住民の皆様のさまざまな活動の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

職員数が限られている中で、新たな課を設置するのは厳しいとのお考えのようであります。現状では確かにそうかもしれません。

ご答弁では、既に住民協働のまちづくりに取り組んでいるとのことではありますが、まちづくりの担い手である私たち住民は、団体に所属し、その知識やスキルの向上を図り、ノウハウを蓄積させてまいりましたが、リーダーとして牽引して下さっていた人々も危機感を耳にするたび、組織が疲弊しつつあるということを実感しています。これを活性化させるためには、新たな一歩を踏み出すための学びの場が必要であります。そういう意味でも。公民館機能は、社会の要請に的確に応えるためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。町長部局には、それを支えるのが社会教育課の責務だということを再確認していただきたいというふうに思います。

今般、社会教育主事の資格を取得するために新たに職員研修が行われるようでありますので、資格を取得されました際には、関係各課とご協議の上、課の設置については是非ともご検討いただきますようお願いしておきたいと思います。もし見解がありましたらお伺いし、今

回の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（力武 清）

誰に答弁求めますか。町長ですか。

○5番（大門晶子）

はい。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

私の考えということですので、私から自論を含めて説明をいたします。

社会教育は、学校教育に対比して叫ばれるものだと思っていまして、対象者は青少年から大人全般の方だと私は理解をしております。それと、社会教育を、じゃ、どこがやるのかという問題ですが、私は、今、社会教育課は本町には存在しておりませんが、社会教育は全ての課がもう既にしている、いろんな場面で社会教育を全課がやっているというふうに理解をしています。例えば、平和教育は住民課がやっていますし、それから環境教育は、まち創造部の中でやっています。そのほか、いろんな社会教育があると思いますが、特に社会教育課が本町にないので、社会教育に対しては少し後ろ向き、あるいは取り組みが不足しているのではないかというご指摘だと思いますけれども、決してそうではございません。

今、学び直しという文化が台頭しています。学び直しです。それは、大学を出た方が社会を務めて定年あるいは何かの事情でやめられた後、もう一度、大学に入られているケースが私の友人でもあります。母校に行ったときに、ひょっと会って、何してるねん、いや、もう一遍、大学に入ってん、あるいは大学院に入ってんという話で、そういうものも含めて国全体が社会教育に対して受け皿を設けなければならないと思っていますし、本町でもその重要性は大変大きなものがあると思っています。

ただ、組織を組むということにおいては、いろいろな検討事項もありますし、一つの課で私が申し上げた社会教育なるものを全部掌握するということは、今の体制下では少し無理があるように思いますので、将来そういう機会を持てるように、職員一人一人のスキルも非常に守備範囲の広い職員を養成しないといけませんので、そういうことも含めて、将来性にご期待をいただきたい。かような説明をもって答弁いたします。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員の質問が終わりました。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

リベラルの会、廣谷武。ただいまより一般質問を行います。

その前に、答弁者が求めるものというところに担当部長と書いておられますけれども、これは町長も書いておりましたけれども、ミスプリで抜けております。どうでしょうか。入れ忘
れは……

○議長（力武 清）

それなら、指名してください。

○7番（廣谷 武）

はい、よろしくお願いします。

○議長（力武 清）

発言者で指名してください。

○7番（廣谷 武）

今回は簡単な質問でありますので、よろしくお願いします。

広報かなんホームページ、これは行政の情報発信するツールとしては一番大事なものであります。広報かなんは町民に向けて発信するもの、ホームページは町内及び町外の人に町をアピールするツールとして使われていると思います。そこを見据えて、記事、レイアウト、色、見やすさ、いろいろ追求されていると思いますけれども、高齢者には、広報かなんの場合やったら少し文字を大きくするとか、ホームページでは町をもっとアピールして移住してもらえる方が飛びつくような題材を並べるとか、いろいろ考えはあると思います。まず、そこで1番目、記事、レイアウト、色の見やすさ、その他いろいろをどのように追求されているのかお答え願います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

議員仰せのように、広報紙は河南町の情報紙として住民の方にお知らせをする情報発信の手段と考えております。ホームページは、町内の人、町外の人にもお知らせをすることができる、町のPRまたは行政全般にかかわる手続などの情報発信の手段と考えております。

これまで、広報紙は、書体が明朝体やゴシック体など混在しておりましたが、現在は、基本的に縦書きは明朝体に、横書きはゴシック体に統一をいたしました。レイアウトは、文字だけではなく、イラストを入れることにより、変化を持たせ、色についても二色刷りにすることにより見やすくしております。

ホームページは、文字サイズを拡大できる機能や背景色を変更できる機能をつけ、見やすくしております。

今後もコストを考慮しながら、読みやすさや見やすさの向上のため、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。いや、通り一遍の答えで、もっと現在の雑誌を見ながら、いいところを取り上げながらやるというふうにお答えが欲しかったわけですが、広報かなんも、議会だよりもあります。議会だよりは、めくりのところの色を変えて目次が入っております。ここが言いたいねん一般質問とか。広報かなんの場合は、裏面に、伝えたい重要事項として、ごみの日とか、そこをまとめてやれるはずでございます。裏には町民憲章、これは毎回出ています。町民憲章は本当に毎回要るのか。もっと小さくしたらいいんじゃないかというふうに思います。

人口減少、1万5,780何人とありますけれども、前年の同月の増減です。去年の6月の人口増減をここに載せて何が必要なのか。そこらはよく考えていただきたい。募集事項やったら募集事項でそろえるとか、申請内容やったら申請で並べるとか、住民サービスの欄は住民サービスとわかりやすいように書いていただきたい。

そして、人権シリーズ。古文書を引っ張って来たり、京都の民話を引っ張って来たりやっておりますけれども、今の時代、人権問題の現代文がたくさんあります。現代文を引用して人権をちゃんと伝える。いじめ問題などを書いて、いじめを撲滅するために人権の1ページを使う。今まで、この広報かなんは同じ文面で、多少変わりはありますけれども、ずっときております。そこらはもっと考えていただきたい。

町民に対して一番伝えるツールでございます。幾ら議会でどうこう言っても、傍聴者は少ない、インターネット配信は少ない。そのときに、唯一、河南町民と行政がつながるツール

として広報かなんがあるわけです。その辺もう一度お答え願えますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

議員仰せのように、我々も住民の方に読んでみようと思わせる、また住民の目を意識して、新しい気づきになるような紙面を目指しております。まず、手にとってもらって初めて町のお知らせも見ていただけるかなと感じておりますので、広報のレイアウトを大きく変えないということで、住民の方も自分の見たいページがどのあたりに掲載されているか検討がつくと思われませんが、いずれリニューアルは必要とは考えております。

それと、議員のほうからいろいろご提言をいただいた件は、我々も研究してまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

このことに関しては3回目です。手にとっていただきたい。一番先に手にとる場合は、なぜ表紙を白黒にしているか。飛びつくように、もっと表紙からカラーにしてはどうかと思います。また、子育て世代の忙しい人は、ぱっぱと見てすぐわかるように。じっと読んでいる人ばかりと違いますよ。要るときにぱっと引き出してぱっと見る、そういう工夫も必要なんです。その辺どうですか。

○議長（力武 清）

答弁者は指定しますか。

○7番（廣谷 武）

答弁者は誰でもよろしい。町長が言いたかったら町長が言ってくれたらええで。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

議員仰せのように、表紙については平成9年12月からリニューアルをいたしまして今に至っております。その間、いろいろ我々も工夫をしながら、住民の方に手にとっていただけるようレイアウト等も変更してまいりましたが、細部にわたるレイアウトにつきましては、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

あすから本腰を入れてよろしくお願ひいたします。

2番目の反応や反響、これは議会で各部署が、町民の皆様に広報で周知徹底してまいりますとよく言われます。本当に各部署の人もちゃんと考えておられるのか、各部署の責任者、広報に携わっている方はどのようにされているか、答弁をお願いします。

また、広報の中に河内弁クイズがあります。応募者が5名や6名らしいですわ。4,000部出して5名や6名、何%ですか。そんなものをいつまでも掲載して、もっと中身のある反応や反響が多いことを考えてやっていただきたい。

まず、反応や影響はどのようにあるか、各部署の責任者、よろしくお願ひします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

今の時代、情報を得るのが紙から、こういった広報紙からの人もいましたら、パソコン、スマホから情報を見る人も、いろいろな媒体で我々は情報を提供したいと考えております。

平成28年5月から平成29年4月のホームページのアクセス数は、約340万件、月平均で約28万件ございました。

また、広報紙につきましては、文字が見えにくいとかの問い合わせがありまして、色を変更するなどして、見やすい広報紙となるよう努めております。

以上でございます。

（「各部長、使っていないのか、広報を」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

住民さんに広報の紙面でかからない場合とか、そういうものは河南だよりと一緒にチラシを入れさせていただいたり、そういうふうな工夫もさせていただいているところでございます。

○議長（力武 清）

次に、まち創造部長、答弁できますか。

○まち創造部長（岩井一浩）

下水道とか水道につきましても、住民さんに広く伝えるべきものは広報を使ってわかりやすく伝えるように努力しております。

○議長（力武 清）

堀野部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

記事を投稿するか、そういう場合も、まず作成者の目線でなく、その記事を見てもらえる住民の方の目線で、どうなのかということが一番最初に考えて、ただ、記事ですから、文字数に限度がございますので、十分にできないところはあるんですけども、やはり住民目線に立って記事を作成してまいっております。

以上です。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

簡単明瞭で住民さんの目線に立って、できるだけわかりやすく記事をつくるような形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（力武 清）

最後に、まとめて、南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

総務部といたしましては、広報以外に、例えば公共交通のニュースとか選挙の啓発とか交通安全等々で、わかりやすく住民の方に利用していただけるように、定期的に広報と一緒に配布させていただいております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。この機にしっかり人に伝えるような文面をよろしく願いいたします。

3番目に、多くの人に見てもらうためにどうしているのか。

なかなか難しいテーマでございますけれども、これは。よく河南町の広報に、人事異動になったら人事異動を誰が課長、誰が部長とずっと書いています。紙面が少ないという割には、そういうことだけ書いています。そんな部長が誰々にかわったって何の意味があるかわかりません。総務部長は総務部長。そんな部長という名前がついていますよって、その下の名字まで、フルネームまで伝えて、別に、要らんとは言いませんけれども、書く必要もないと思います。

ここで、町長、刷り上がったらすぐに、この広報かなんは隅から隅まで読んでおられますか。町長の名刺はすごいものがあります。野性的な勘か、わかりませんが、広報かなんを刷り上がった一番先に読んで、今まで一回も違和感はございませんでしたか、お聞きします。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

申しわけございません。隅から隅まで人より先に見ているというふうになると、私はうそになりますので、大概は見させてもらっていますが、隅から隅は自信がありません。

私が見るのは、まずスケジュールです。広報に出ているスケジュールを自分のスケジュール帳に転記をいたします、先にですね。住民さんの寄り集まりとか会合とか、いろんな催しとか、それからキャンペーンとか、そういうことを写します。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

自分の必要なところだけをピックアップして見ると。誰でもそうですわね。その延長線は広報かなんのつくり方だと思いますので、その辺をよく考えてよろしく願いいたします。

2項目め、古墳公園及び周辺の利用に入ります。

河南町には、大きな古墳が2つ存在しております。町民の大事な財産であります。もっと利用してもらえたら、活用してもらえたら、自然のものでありますので。

寛弘寺古墳は、トイレの利用がすごく多いです。トイレだけですけれども、町外の方の散歩のルートになっています。富田林市板持から来られる方が大分多くございます。また、盲導犬の訓練場所やブリーダーのしつけ場所ともなっております。全て町外の方です。例えば、

古墳を活用して古墳コンサート、古墳マラソン、あの寛弘寺の緩やかな坂を利用した高齢者のリハビリの場所とか、これは一例ですが、何か考えられないか。

金山古墳は、駐車場は立派です。でも、古墳の周辺は手つかずになっております。最古の古墳、いい古墳、それならば、もっと周辺の整備も必要だと思いますけれども、石室は緑の安っぽい金網で囲ってあります。その辺、古墳の整理とか活用とか、何か考える余地はたくさんだと思いますけれども、どうですか、お答え願えますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

国民の財産である古墳等は、大切に保存するとともに文化的な活用を図ることが文化財保護法にうたわれております。その活用は、歴史的文化の啓発にとどまらず、まちの魅力を高めるアイテムとして発信され、重要な地域資源となっていると思います。

歴史愛好家や考古学ファンは、史跡の歴史価値や評価を値踏みしまして自発的に見学に来られます。しかし、多くの方にとっては、まず史跡に足を踏み入れること、史跡の存在を知ることが第一歩であります。

議員仰せのように、史跡及び周辺の活用は、史跡と関係のないイベントであっても、史跡を訪れて、その結果として遺跡や遺構に触れ、史跡の重要な理解が進むものと考えております。このことは、文化財の普及啓発にとっても寄与するものと思います。今後、議員仰せのように、この史跡の整備活用については研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非、金山古墳の周りの整備をよろしくお願いします。何か荒れた土地も、耕作放棄地ですか、ありますので、その辺もまた活用できたらよろしくお願いします。

また、2番目に、出土品ですね。出土遺産ですか、遺物ですか。どのようなものがあるか。あの古墳自体も成形してレプリカになっています、盛り土をして後でつくったものです。文献をもとにね。出土品があるならば、古墳がレプリカなら、出土品も何かレプリカをつくって古墳の横で展示できないか。できなければ写真でも掲載されないか。もっと、看板も古くなってありますので、そういうアピールの仕方もあるんじゃないかと思いますが、ど

うでしょうか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

これまで河南町内では多くの発掘調査が行われまして、歴史的に貴重な出土物を含む多くの遺物が発掘されております。

例えば、寛弘寺古墳からは、巫女型埴輪、二神二獣鏡、硬玉製勾玉などがあります。また、金山古墳からは、銀環、瑠璃玉、馬具、鉄のくわ、須恵器などが出土しております。これらの出土物は、現在、近つ飛鳥博物館で保管されているほか、平成28年度からは国の補助金を受けまして、皆さんに見ていただけますように保存処理を行っているところでございます。

今後、歴史や文化に触れ、学ぶことができるような機会を拡充するとともに、文化財の保存、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

大きな古墳が2つありますけれども、唯一、出土品は本物でございます。その点、出土品を眠らせているより展示、公開をよろしくお願いいたします。

3項目め、それをもとに子供たちの教育に寄与することが地域に愛着を持っていただくための対策でございます。子供たちの教育にどのように生かすのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

子供たちの教育ということでございますが、学校の授業の中で校区探検として古墳公園に出向いているほか、健康づくり推進課の事業でございますが、一般の住民さんを対象にしたかなんウォーキングなどで寛弘寺古墳や金山古墳に立ち寄っていただくようにしております。このような機会に文化財担当者が出向いて古墳の歴史などについて説明を行っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

よろしく申し上げます。

最後の項目に移ります。

これは昨日ですか、桜井市では三輪そうめんの条例ができました。三輪そうめんを普及するように努める条例らしいです。そこで、あの古墳の通りに名前をつけるのは自治体でつけられると思います。神戸にはフラワー道路とかいろいろありますけれども、一つのアピールとして通りに名前をつける、これも一つの案です。

神山の坂を光当寺坂とか、中小学校へ行く道をシンベハンとか、昔はよく言っていました。古墳につながる歴史道路は、昔ついた名前が河南町にはたくさんあると思います。そういう名前もつけていって、また新しい通りの名前もつけ、何かできるようなことがあると思います。藤井4段ですか、14歳の。限られた将棋盤の上で、限られた駒で、連勝を邁進しております。河南町も25km²の中で、限られた駒を使って最大限に生かす方法を、町の町長としては、それが一番大事なことだと思いますけれども、町長、その辺の見解はどうですか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

おっしゃるとおりやと思います。

ただ、今、名前のことをおっしゃって、何かもちろんアピールなんですけれども、今、309のバイパス1期が本年度中に完成して、来年度早々供用化になる予定でありますけれども、そのときにオークワさんの角っこですね、右へ曲がる南のところ、それと現道の柏駒線に当たるところ、その交差点は2つできるわけですけれども、その北側を石塚、それから柏駒線と当たるところを金山という交差点にするという話をもう随分前から警察と協議しております。恐らくそういう交差点になると思っております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その辺も踏まえて、古墳は歴史の産物でございますけれども、それを機に何か新しいものを考えていただき、河南町をもっとアピールしていただき、これからも金山古墳の周りを一

番先に整備していただき、立派なものに仕上げさせていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（力武 清）

廣谷議員の質問が終わりました。ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩（午前11時46分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、小山議員の発言を許します。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

議席番号9番、自民正道、小山彬夫。ただいまより一般質問を行います。よろしくお願いたします。

まず、1項目めに、地域公共交通の運行についてと題し、実証運行の現状はについてお尋ねをいたします。

昨年の2月から実証運行がスタートして約1年4カ月になる。いずれの路線も増減があるが、概ね一定の利用数で推移しているとのこととあります。

そこでお聞きをいたします。アンケートや乗降データ分析結果から、カナちゃんバス南・北の利用状況、また、やまなみタクシーの利用等について、いかなる評価をされているのか。また、課題についてお聞かせください。

続いて、昨年の2月から11月までの収支状況によると、循環バスで1年間、町の負担額が2,358万1,300円、山手路線が398万7,150円、計2,756万8,450円で、町民1人当たりの負担額が1,744円で、収支の総括で北部、南部Aは収支率が10%程度で、人口規模等に据えて想定範囲内ということである。山手路線においては収支率が5%と、両方とも大変厳しい状況で運行されている状況がうかがえます。この状態を今後続けるとなると、多額の税金の無駄遣いとなり、税の公平性を欠くことになる。そこで少しでも無駄を減らし、さらなる見直しが必要では。これへの考えをお聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

カナちゃんバス、やまなみタクシーの利用状況、評価、また課題はとのご質問でございますが、実証運行1年目の利用状況、これは平成28年2月から平成29年1月まででございますが、カナちゃんバスでは2万4,913人が利用し、収入約228万円、運行経費2,590万円で、約9%の収支率でございました。やまなみタクシーは、1,174人が利用し、収入約21万円、運行経費419万円で、約5%の収支率でございました。利用者は高齢者の割合が多く、公共施設の利用、また買い物での利用の割合が高い状況でございます。

平成29年2月より実施しております見直し後の実証運行では、2月から5月の4カ月間の実績ではございますが、カナちゃんバスでは1万1,194人が利用し、収入約103万円、運行経費約879万円で12%の収支率でございました。やまなみタクシーは728人が利用し、収入約6万円、運行経費約160万円で4%の収支率でございました。昨年の実証運行と見直し後の運行状況を比較いたしますと、見直し後4カ月間の実証運行ではありますが、乗車人数は昨年の同期間と比べまして約3割増となっております。また、運行経費は前年度並みの執行となっております。概ね順調な実証運行となっております。

次に、課題でございますが、昨年の実証運行の中で、利用者数の少ない停留所や路線について見直しを行い、課題を残しつつ実証運行を継続しております。現在の実証運行実績をもとに、高齢化が進む本町の交通サービスが低下しないよう、また、きめ細やかなサービスの提供が実施できるよう、路線の見直しなどについて、河南町地域公共交通会議でご審議をいただき、よりよい公共交通の確立を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

答弁ありがとうございます。昨年1年間の実証運行も、厳しい状況ではあるが、概ね順調に運行となったとのことであるが、やはり見直しや課題を残して運行が継続されていることでもあります。また、見直し後の4カ月の利用者数も昨年と比較して3割増加したが、運行経費は前年並みの執行でおさまっているとの答弁であるが、多くの問題も抱えていることを認識していただきたい。今後、議会からも、交通会議とか検討会議に、今度もありますので、いろんな審議というのか、議論ができるのではと期待しております。

次に移らせていただきます。2点目、本格運行への取り組みについてお尋ねをいたします。

ただいま、カナちゃんバス等の利用状況、評価、また課題の説明がありました。一部路線の見直しや南部の毎日運行等の見直し後の実証運行では、乗車人数は同期間での比較で3割増となっているということですが、課題も残っているとのことでした。

では、それらを踏まえて、今後どのような課題に取り組まれるのか。また、河南町にとってどのような運行形態を考えていくのか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

昨年実施しておりました実証運行では、乗客数が少ない停留所や曜日などの課題があり、平成28年12月の河南町地域公共交通会議において、路線の見直し、南部循環バスの毎日運行、乗車料金の一律化などについて、ご意見をいただきまして、平成29年2月より現在の実証運行としております。

見直し後の実証運行においても乗降が見受けられない箇所もありますので、今後、デマンド型や路線の見直しなども含めまして、本町に見合った運行形態について、河南町地域公共交通検討会議で検討し、河南町地域公共交通会議においてご審議をいただき、よりよい行政サービスの確立を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

来年の2月の本格運行に向けて、あらゆる面での見直しが必要である。特に、この収支状況で1年間の町の負担額が約2,800万円は財政への負担が大き過ぎると考えます。収支率においても南北で9.2%、山手路線で4.7%は、極めて厳しい数字である。これでは、町が目指す公共交通の活性化への施策につながるのか、甚だ疑問であります。今後は、利用度の多い大宝・さくら坂地区は循環バスを、利用度の少ない地区にはオンデマンド方式をと色分けすべきではないでしょうか。

また、バスについても以前からたくさんの議員が小型への取り組みを提言されております。小型については、10人乗りの12人、15人のハイエース式の車がある。小型化に取り組むことによって、やっぱり経費の節減へつながるので、是非とも取り組んでほしいということを申し伝えておきます。

それと、今まで見てきまして、バスの運行ですけれども、朝7時発のバスの利用者はないのになぜ運行するのか、甚だ疑問であります。また、夕方6時台のバスもほとんど利用者がいない状況であります。直ちに見直しが必要であることを申し上げ、次の項目に移ります。

次、項目2、異常気象についてお尋ねをいたします。

猛暑・熱中症対策及び風水害対策についてお尋ねをいたします。

近年、地球温暖化により、世界中で異常気象によるさまざまな被害が多発し、その対策に苦しんでおります。特に、集中豪雨、干ばつといった異常気象による災害が発生し、甚大な被害が報告されております。また、世界中の氷河が縮小し続け、それに伴って海面の水位も上昇し続けている。温暖化がもたらす影響は、人間社会や自然の生態系の危機につながると考えております。

折しも、世界196カ国が加盟する温暖化対策のパリ協定をアメリカのトランプ政権が離脱し、世界中に大きな波紋を投げかけていることは、皆様もご承知だと思います。温暖化により、異常気象や気候の変化が起こり、私たちの周りでも毎年起きる身近な大きな問題であると考えます。温暖化で海面が上昇し、日本の国土がいずれ沈没してしまう可能性があるとも言われております。また、水不足が発生し、生活水、農業用水等、水不足に悩まされ、さらに猛暑により熱中症の被害も多発、また集中豪雨や台風の大型化、突風、竜巻、雷の発生率も高まっていると言われております。

近年多発する洪水被害は、国民の尊い生命、財産を奪って未曾有の大災害をもたらしている。これから夏や秋口に向かって発生する熱中症、風水害対策は最も身近な問題と考えるが、気象庁や大阪府からの発令があれば、本町が先立って取り組み、被害を最小限に食い止めることが求められております。町としての取り組みは、また、熱中症の問題は啓発活動を何度も繰り返すことにより効果があらわれるが、これへの考えや取り組みをお伺いいたします。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

まず、私のほうから、熱中症についてご答弁申し上げます。

地球温暖化による影響は、気温の上昇をもたらし、世界各地でさまざまな災害や被害が発生しており、熱中症においては健康被害も数多く報告されているところです。

特に、高齢者や障がい者、障がい児、子供は重症になりやすいため、家族や地域の人が協力して予防対策を行うことが必要です。

町では、防災行政無線での啓発、広報紙やホームページへの掲載、ポスター掲示等により、引き続き注意喚起を行ってまいります。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

風水害について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員仰せのように、平時から訓練や啓発により住民一人一人が防災意識を高めていただくことが重要と考えております。

本町におきましては、豪雨などが多くなる時期に夜間風水害訓練を今年も6月17日に実施したところであります。実施に当たり、広報や防災行政無線で全住民に垂直避難訓練などの参加協力を呼びかけ、全区長に地区単位での訓練実施をお願いいたしました。今年も11月3日に行います町総合防災訓練に、昨年は1,000人を超える参加者や来場者があり、防災意識のきっかけづくりに努めております。また、若い世代に防災への知識を深めてもらうジュニア防災検定に町立中学校の2年生が受験をしております。

今後も大阪府や気象庁と連携しながら、適切な情報発信と啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ご答弁ありがとうございます。

今やこの熱中症は、新たな災害ではとされている。昨年、本町での熱中症による健康被害の状況は。また、小学校、中学校での状況、また高齢者が被害に遭った状況を知りたい。

続いて、本町もこれまで大雨になると被害が必ずと言ってよいほど発生する土地柄でもあります。特に、土砂災害、川の氾濫等には、行政側も毎年苦しんでおります。その時期が目の前に来ております。また、想定外の災害が多発する今日、人間の力や知恵では防ぎ切れないことが多々あります。

しかし、土砂崩れや洪水は、ある程度予測ができ、そのため、予防や対応次第では災害の被害を軽減することができます。町は、これまでいろんな防災にかかわる資料を住民の皆様へ配布している。最近もこういうふうなマップを多分町民の皆さんに配ってはると思います。地区のハザードマップなんかも配って啓発を繰り返しているけれども、これが本当に配るだ

けで生かされていないという状況が続いています。私は、自分の身は自分で守るために大切な資料であると。また、再度見ていただくための啓発を促すことを考えてほしいのですが、あわせて地区の防災訓練等に参加していただくことを促すことも行政の重要な役割と思いますが、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

町内の熱中症の健康被害状況でございますが、富田林市消防本部の昨年度の救急搬送件数は19件で、年齢区分は、13歳未満はございません。13歳以上18歳未満が3件、18歳以上40歳未満が1件、40歳以上65歳未満が3件、65歳以上75歳未満が6件、75歳以上が6件で、小中学校の生徒の被害はございません。

程度につきましては、軽症が16人、中等症が3人でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

地域版土砂災害ハザードマップは、土砂災害の危険性の高い山間部の地区から策定をいたしまして、現在10地区で策定することができました。

昭和57年に発生した土砂災害以降、本町において大きな災害が発生しておりません。しかし、記憶の風化も考えられることから、策定に当たりましては、住民参加のワークショップを行いまして、危険箇所等の再確認と啓発にも努めてまいりました。今後も各種災害マップを利用して、家族や地域の方々と災害が起きたときの対応をいま一度考えていただけるよう、広報紙等を通じて防災意識の啓発に努めてまいります。

各地区や自主防災組織での防災訓練につきましては、府備蓄のアルファ化米の提供や町の資機材などの貸し出しを行っております。また、訓練中の事故等に備えまして、町が財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等の共済にも加入をしております。実施や参加がしやすくなるよう町も支援をしております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございます。是非とも、各家庭でこれは恐らく眠っていると思うので、啓発活動を高めてもらって、再度これも見直ししていただくようお願いしておきます。

次に、学校給食についてお尋ねをいたします。

まず、給食費及び献立の現状はについてお尋ねをいたします。

このたび日本の和食がユネスコ無形文化遺産に登録されました。和食ブームが世界に広がっています。和食という文化を継承していくためにも、学校での食育教育に取り入れていくべきと考えるが、また、給食の献立にも和食のよさを取り入れ、子供たち、親たちに理解を求めていくことが必要ではと考えるが、お考えを聞かせてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

和食を継承していくための食育についてですが、学校では、家庭科の授業の中で、うまみを味わうだしについての学習や伝統的な野菜の切干大根、シイタケなど、また四季の移ろいを感じる旬の野菜について、学習しております。

また、献立にも和食のよさを取り入れることについてですが、和食の特徴として「多様な新鮮な食文化と食材の味わいを活用」「バランスがよく、健康的な食生活」「自然の美しさの表現」「年中行事とのかかわり」がうたわれております。献立を作成する際は、これら4つの特徴を考慮して作成をしております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございます。

今、久保部長より、4つの特徴を考慮し、献立を立てているとのことですが、これは保護者の方にわかってもらっているのかな。それから、子供たちへの食育教育はどのように行われ、残食等の報告を日々どのような方法で行われているのか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

和食の特徴を考慮した献立の保護者への周知につきましては、保護者の試食会や食育通信でご理解をいただいているところでございます。

残食につきましては、日々の給食一品一品を給食センターが調査しておりまして、その数値から子供たちの嗜好等を把握し、味つけの改善や配膳量を調整する資料などにしております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ご答弁ありがとうございます。

3回目ですけれども、河南町には給食に使用できる地元食材がたくさんあると思います。

そこで、地産地消の状況と地域の郷土料理・伝統料理を献立に活用しているのか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

地産地消についてですが、給食センターでは、平成23年度から米飯給食に化学肥料や農薬を減らして育てた町内産のエコ米を年四、五回使用していることや、お野菜まるごと河南町の日を設けるなど、年約28品目の河南町産野菜を使用しています。

地場産物を使用することは、地域を知るよい機会となることや、生産者や食べ物への感謝の気持ちを育むことから、今後もできる限り使用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ご答弁ありがとうございます。

次に、給食費の支援についてお尋ねをいたします。

給食費については、無償化の取り組みを行っている自治体もあると聞くが、本町の給食費の現状と、子ども・子育て政策として、今後、給食費の半額助成を打ち出していきたいと思う。町長にもお尋ねしますが、町長は、常に子ども・子育ては河南町と言っておられる

が、子ども・子育ての次の一手として給食の半額助成をどのように理解されているか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

まず、私から答弁させていただきます。

給食費についてですが、平成29年度の毎月の給食費は、幼稚園で3歳児は月額2,600円、4・5歳児は月額2,900円、小学校の低学年、1年から3年生ですけれども、月額4,200円、高学年、4年生から6年生ですけれども、月額4,300円、中学生は月額4,800円を徴収しております。

給食費の半額助成についてですが、学校給食に係る経費は、平成27年度では一般会計の学校給食費の決算が約9千万円、食材としていただいている保護者負担の学校給食費会計の決算は7,350万円となっており、この保護者負担額を半額助成した場合、3,600万円の財源が必要となることから、他の事業にも大きく影響があると思います。国・府など有利な補助金があるか研究はしてまいりますが、今のところ半額助成については困難というふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

町長、答弁できますか。

武田町長。

○町長（武田勝玄）

次の一手は、いろいろなものがあります。今、議員がおっしゃっていただいた給食費の半額もそうなりましょうし、あるいは、今、既にやっています転入、それから多世代策、それから医療の問題、いっぱいあるわけですが、まず給食については、私が、既に9千万円という金額が、それは実際は見えていない部分ですよ。保護者のご負担が7,300万円でありますけれども、それは食材であって、既に給食費としては1億6千万円強の公費が、税金ですよ。一番最初に地域公共交通の運行についてという今日一番のときに、税の公平性というのを議員自らおっしゃっていた。そこに半額を投じるということは、町の皆さんに全員ご理解をいただかないといけませんね。それよりも、もうちょっと有効な次の一手があって、しかも子育てプラスあわよくば人口減に待ったをかけるという策がいろいろあると思いますが、

それを、財政が豊かでありましたら全部できるんですけども、そうではないものですから、選択してやろうとしているわけです。

今、国会も閉会をいたしましたし、都議選も目の前に見えています。ご存じのとおり、さきの国会がマスコミに話題を提供しただけで終わってしまいまして、政府与党が今、支持率を随分落としましたので、都議選の結果いかんで、いわゆる教育無償化というのが一部の党ではマニフェストに挙がっていますし、ゆうべ与党の国会議員のパーティーが2カ所ありました。1人は参議院、1人は衆議院であります。議員も自民のパーティーでありますからどちらかに行かれたと思うんですが、その中でも、やっぱりそういう都議選にかかわる悲壮感というのは出ていましたし、これはどういう策を、来年、衆議院の任期も来ますし、そういう国の動向を見ながら、チャンスがあれば出たいと、かように考えているところであります。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ご答弁ありがとうございます。子ども・子育ての次の一手、3,600万円、これは大きなお金ですので、今後また財政が持ち直したときにはひとつ考えていただきますことをお願いします。

次に、2回目の質問ですけども、給食費の報告は今どのように行われているのか。また、徴収方法についても、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

学校給食費会計の報告についてですが、各幼・小・中の校園長と保護者代表、区長会代表、保健所代表等から成る給食センター運営委員会、19名で承認していただいて、食育通信に学校給食費会計決算報告として掲載をさせていただいているところでございます。

給食費の徴収につきましては、保護者の口座から教材費として引き落としをさせていただいているところでございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございます。3回目の質問ですけれども、今の河南町の業務委託の現状はどうなっているのか、少しお聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

委託業務の現状についてですけれども、栄養士・調理員で15名、配膳員15名、配送者運転手4名、ボイラー運転手1名、計35名体制で委託業務を行っており、衛生管理、業務体制等において民間事業者のノウハウや強みを生かして円滑に作業をされているところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございます。子供たちは学校給食を本当に楽しみにしておりますので、今後とも力を入れていただきたい。また、これからノロウイルス等の食中毒の発生があると思いますので、衛生管理には十分気をつけていただきたいと思います。

最後に、4項目めの子ども・子育て支援についてお尋ねします。

子どもの貧困問題についてお尋ねをいたします。

子供たちが、さまざまな格差の影響により、相対的貧困に苦しんでおります。平成26年6月に子どもの貧困対策推進に関する法律が成立した。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るためとなっております。

そこでお尋ねします。

子供の貧困対策は、重要な課題として取り組む必要があるが、これへの本町の取り組みと考えを示していただきたい。

また、生活困窮世帯の子供への支援の中で、今、テレビ、新聞等で親の経済格差が子供の経済格差につながるとのことだが、どのように認識しているのか。また、支援の取り組みについて、お聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

本町の具体的な取り組みといたしましては、保護者の負担軽減として、幼・保・認定こども園の保育料を所得に応じた保育料としているほか、多子世帯の保育料減免を行っております。また、学童保育の負担金につきましても、平成29年度より減免制度の拡充を行いました。その他、ひとり親医療費、こども医療費助成事業や小中学校では就学援助費の支給などを行っているところですが、今後とも全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、子供の貧困問題について取り組んでまいります。

次に、教育格差の認識につきましては、大阪府が昨年夏ごろ、小学5年生、中学2年生とその保護者8,000世帯を無作為抽出したアンケート調査等から認識はしております。府は、貧困度は、ひとり親家庭や非正規雇用の家庭との関係性が高かったと分析しております。町といたしましても、これまで行ってきた支援策を継続するとともに、新たな支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

最後になりますけれども、町が広報紙に載せている教育課が担当するこの進路教育相談日等があるけれども、今、質問したような相談があるのかどうか。また、これらの相談にどのような質問が来ているのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

教育相談の実績を申し上げますと、平成28年度の実績なんですけれども、進路指導で3件、奨学金制度の相談が10件、その他ということで5件で、18件ございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ありがとうございました。これで質問終わります。

○議長（力武 清）

小山議員の質問が終わりました。

次に、福田議員の発言を許します。

福田議員。

○12番（福田太郎）

議席番号12番、新星みらい、民進党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。

私は、このたび3質問事項の各項目に対して質問資料を提出し、お伺いいたしますので、理事者におかれましては、これに沿ったご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、河南町まちづくり戦略での施策事業計画での一環を鑑みて、今回の質問事項は3事項で十数目につきお聞きいたします。

最初に、1、町行財政改革において、5項目の1の項目の今後の「歳入面」及び「町民税（個人・法人）・固定資産税」の納税における不納欠損の取り扱いについてお聞きします。

河南町まちづくり戦略での施策計画事業を鑑み、国・府からの交付金や補助金を確保することが大変重要であります。そして、我がまちでも高齢者世帯がますます増加し、個人税の非課税対象者が増えて、個人税の歳入減が考える中で、町行政では、少しでも多く歳入面を増やすには、どのような方策を考えておられるのか、お聞かせください。

また、歳入面を鑑み、町民税（個人・法人）・固定資産税の納税金の不納欠損額を出さないためにも、納税者で悪質な未納者の住所、氏名等をかなん広報紙や河南ホームページで公開すべきと考えますが、その点をお聞かせください。

そして、ここ数年間の町民税（個人・法人）・固定資産税の納税金額における不納欠損額による未納者の詳細な年月日も含めて、未納額と住所、氏名等をお聞かせください。

以上、よろしく。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

それでは、まず私のほうから、歳入を増やすための方策についてお答えさせていただきます。

高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少する中で、個人住民税が減収となるため、収入確保の方策として、いかに生産年齢人口の減少に歯どめをかけ、増加に導くかが重要となっております。

このような中で、本町では、生産年齢人口の増加を図るべく、平成28年度より三世代近居同居支援事業や第2子保育料無償化事業に取り組むなど、子育て世帯に重点を置いた施策を展開しております。その結果、平成28年度におきましては、転入者が転出者を上回る社会増を果たしております。今後も子ども・子育て施策の充実を最優先課題と位置づけ、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

私のほうから、不納欠損等についてお答えさせていただきます。

未納者の住所、氏名等を広報紙やホームページで公開すべきとのご質問でございますが、個人情報保護の面から、犯罪捜査などを除き、公開は困難と考えております。

次に、ここ数年の町民税（個人・法人）及び固定資産税の不納欠損額でございますが、直近の3カ年で申し上げさせていただきます。

まず、平成26年度では、個人町民税で384万8,276円、法人町民税で43万9,300円、固定資産税で571万9,209円でございます。

平成27年度におきましては、個人町民税で364万5,089円、法人町民税で10万8千円、固定資産税で358万8,524円でございます。

平成28年度におきましては、個人町民税で356万8,378円、法人町民税で16万1,430円、固定資産税で368万6,381円でございます。

なお、住所・氏名等の公開につきましては、先ほども申し上げましたが、公開は困難と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま南総務部長並びに奥野住民部長から、歳入面の増やす方策、今述べていただきました事柄を今後しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。また、武田町長、歳入を増やす方策の一環として、町職員の町内への居住を以前のように75%の居住率に向けて取り組んでいただくことによって、少しでも多く歳入確保の一端となるのではないですか。

強くお願いしておきます。

そして、奥野住民部長より、町民税（個人・法人）・固定資産税の納税の不納欠損では、平成26年度の法人町民税43万9,300円の不納欠損額をお聞かせいただきましたが、平成27年度、平成28年度の法人町民税の不納欠損は何件分の件数か。また、個人・法人税の不納欠損額を再度、部長より詳細にお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

不納欠損額の件数につきましては、平成27年度は1社2件で5万4,600円と5万3,400円でございます。平成28年度は2社2件で3万1,430円と13万円でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま奥野部長より再度ご答弁ありがとうございます。ご答弁により、平成27年度、平成28年度、法人町民税の不納欠損額が3社で4件の徴収不能額として処理されたことがよくわかりますが、株式会社を立ち上げをされ、商売をされ、法人町民税を払われなくて踏み倒し、逃げ得の行為は、あるまじき行為であり、払うべき義務があります。不納欠損の処理をされていますが、もしできれば元3社の方々へ再度、法人町民税の滞納額を納めていただく手続をとっていただけますよう、元3社の方々で払える方もおられるかもわかりませんので、強く要望しておきます。

そして、平成27年度、歳入歳出決算書の町民税（個人・法人）・固定資産税の3税の不納欠損が、ここにございます734万1,613円発生しております。踏み倒し、逃げ得の行為をなくすために、さらなる強力な条例・規則をつくられることをお願いしておきます。

次に、2の項目に移らせていただきます。

それでは、次に（2）今後の「歳出面」での抑制対策への取り組みをお聞きします。

以前の集中改革プラン案のもと、歳出面に対して改革をされ、財政健全化を達成されましたが、これはひとえに町住民に多くの事柄の負担をお願いされ、達成をされたものであります。

そこで、新河南町まちづくり戦略（総合戦略）の具体的な取り組みの中において、今後、

町住民の方々に多くの負担が伴わない歳出面の削減につき、町行政ではどのような方策を考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今後、社会保障費の増加、小学校の統合や認定こども園の整備、老朽化した公共施設の補修など、さらなる歳出増加が見込まれております。

このような中で、住民の負担を伴わない歳出抑制への取り組みでございますが、庁舎や公共施設の電力調達について、入札を実施することにより削減することができました。また、住基システムや税システム、社会保障に関連するシステムについて、自治体クラウドを導入することにより、大幅な歳出抑制につながっております。

今後も経常的経費の中で削減できるものはないか検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。南総務部長より、今後の歳出面の抑制対策についてのお聞かせいただきました。大幅な歳出削減により、全ての町住民の皆様への町行政のサービス事業の低下を招かれないように強くお願いし、今後とも歳出面に注意を払い、町行政運営に邁進されることを強く念願しておきます。

次に、3の項目に移ります。

それでは、（3）の項目、さらなる町行政の組織機構改革につきお聞きいたします。

私は、今後さらに町行政組織改革をしていただきたく、2例ほど参考を述べさせていただきます。

1例目は、町行政組織のさらなる簡素化に向けて、部課長制を廃止され、例えば各課の課長を頭に各課グループ制へ組織改革をすべきと考えますが、その点をお聞かせください。

2例目、2階の総務部・総合政策部・まち創造部の3部長制を廃止し、総合的な総括部長1名部長制と同じく1階の住民部・健康福祉部の2部長制を廃止し、総合保健福祉的な総括部長1名部長制に取り組みれることにより、さらなる町行政の組織機構改革になるのではな

いですか。その点につき、お考えをお聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

組織機構の見直しにつきましては、住民サービスの向上、行政の効率化などから検討する必要はありますが、本町では、行政業務が多岐にわたることから、河南町部設置条例などを制定し、総合政策部・総務部・住民部・健康福祉部・まち創造部・教育部を設置しております。各部には、それぞれ2課から3課を配置する現行の体制で適正に業務がなされていると考えております。

また、部組織の統合ですが、現行の各部においても所管事務は広範囲に及んでいることから、部の統合は厳しいと判断しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいまの南総務部長のご答弁で、行政業務が多岐にわたることや所掌業務は広範囲で、部の統合は厳しいと述べておられますが、2例目の総合的な総括部長制の統合への組織機構改革に取り組みができるのではないですか。森田副町長よりその点を再度お聞かせいただけますか。よろしく。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

それでは、お答えさせていただきます。

総括部長制への組織改革というご質問でございますけれども、いろいろご提案の部にしますと、すごく事務が広範囲に及んでいるわけで、部長の持つ範囲もすごく大きくなるというふうに考えています。

今現在、教・育部を含めまして6つの部を組織いたしまして、多種多様化する住民サービスを適切に行っているというふうに考えておりまして、住民ニーズ、それから重要施策の推進などに合わせて、当然その組織を構築していくわけでございますけれども、現行では今の体制が望ましいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。ただいま森田副町長より、さらなる組織機構改革について再度お聞かせいただきましたが、消極的な考えを持っておられるようだと私は考えました。武田町長、是非、2例目の町組織機構改革に取り組んでいただくことを強くお願いし、次の4の項目に移ります。

次に、（4）のさらに町単独（単費）の「交付金・補助金」の見直しにつきお伺いいたします。

私は、以前から各団体、各種事業へ町単独（単費）の交付金・補助金を精査され、削減・廃止されることを述べております。しかし、本年度の当初予算においても、まだ各種団体・各種事業への補助金を削減・廃止すべき項目が残っております。

そこで、町単独の各種団体・各種事業への交付金・補助金等を本年度中に再度精査され、削減と廃止に取り組んでいただきたいが、いかがですか、お聞かせください。

そして、各種団体、各種事業への交付金・補助金を精査されて削減・廃止された単独（単費）の剰余金の一部で各地区老人クラブへの補助金を是非今より増額していただきたいが、その点もあわせてお聞かせください。

以上。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

各種団体及び各事業への町単独費補助金につきましては、これまでの行革プランで住民の皆様は痛みを分かち合っていたという形で実施してきたところでございます。各種団体及び各事業における自主的な運営や活動が行えるよう、団体の活動や補助金の内容を精査した上、補助金を交付しており、削減や廃止には住民の方の理解が必要だと考えております。

また、老人クラブへの補助金の増額ですが、高齢者の増加に伴い、老人クラブの果たす役割が増していると考えられますが、一律に補助金の削減を実施した経緯から、一部の団体への増額は厳しいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

南総務部長から、さらに単独（単費）の交付金・補助金の見直しでの削減・廃止に向けて住民の方々のご理解が必要と考えているとの答弁であります。ご提出資料、これですね、私は以前から特に1番のクリーンキャンペーン協力費や32、33番の町文化協会活動助成金も廃止すべきと思っておりました。また、15、16の食生活改善協会、17、18番の町エイフ助成金や34、35の町体育協会助成、そして36、37番の町スポーツ少年団助成等で、同じ各種団体名が二重に助成されておられますよね、これは。その点を一つにすることで助成金を削減することができるのではないですか、再度その点をお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

クリーンキャンペーンの協力金や町文化協会の活動助成金、また、食改のほうの助成金、町スポーツ少年団の活動助成金等々のご質問でございますが、住民の環境美化意識の啓発や文化協会の活動を通じた世代を超えた住民同士のつながり、高齢者の生きがいなど、必要であると考えております。

また、各種団体等への助成金につきましては、団体の運営に対する助成と活動に対する助成を区分した上で精査し、補助金を交付しておりますが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

南総務部長より、行財政改革推進委員会等も含めた意見の集約とか、今後、本町の財政状況等を見きわめながら検討してと述べていただいております、武田町長、先ほど述べさせていただきました各番号の各種団体等の単費での協力金や助成金を精査され、廃止と削減をされることを強くご提言しておきます。そして、協力金や助成金を廃止・削減した剰余金のお金を各地域での現在一律3万円の老人クラブ助成金を来年度より8万円に増額していただくことを強くお願いしておきます。

次に、5の項目に移ります。

5の項目、公共「各種スポーツ施設運営」の在り方についてお聞きします。

現在、町運営による各種スポーツ施設運営に際して、民間企業の経営運営のノウハウを生かしていただき、さらに有意義な町立各種スポーツ施設運営を促進していただくために、指定管理制度を活用され、一元化運営するお考えはありますか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

スポーツ施設の効率的な運営を行うために指定管理者制度を導入してはどうかということですが、確かに議員仰せのとおり、近隣市におきましても導入が進んでいます。

このような状況から、本町におきましても導入を視野に入れ、参考見積や指定管理者制度を導入しております近隣市の状況を調査研究しました。

しかしながら、制度を導入した場合、現在の直営経費よりも相当高額となつてまいりますので、費用対効果の面から今のところは直営で管理運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

堀野健康福祉部長より、公共各種スポーツ施設運営につき、近隣市の状況を調査研究とのご答弁であります。近隣市の調査研究の状況はいかがですか、お聞かせください。

そして、現在の直営経費より相当高額になるとのことですが、指定管理と直営での経費の費用額の差は幾らぐらいか詳細にお聞かせください。また、費用対効果の面からと述べていただいておりますが、どのような費用対効果があるのか、あわせてお聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

近隣の状況でございますが、南河内6市のうち5市で指定管理者制度を実施されております。近隣町村は直営管理でございます。

本町の指定管理者制度と直営の経費差でございますが、管理費等は別にしまして、人件費で約1千万円強の差が出ると見込んでおり、指定管理者制度の導入の効果は余らないと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

再度ご答弁いただきまして、指定管理と直営での費用額の差につきお聞きしました。もし今後このような各スポーツ施設運営に対して、国・府の交付金や補助金等が交付された場合には、それを活用され、指定管理者制度を導入されることを強くお願いしておきます。

次に、2の事項へ移ります。

議長、2の事項において、1から9までの資料をもって、ご質問をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

それでは、2のさらなる住環境問題対策について、数項目お聞きいたします。

私は、昨年5月初旬ごろ、一住民からの手紙、参考資料6の地蔵池南側の中村地区埋め立て、⑦寛弘寺甘露池北側の富田林境界付近埋め立て、⑧府道上河内富田林線での建物解体の廃材等の山積みで放置の3カ所の質問等において、私宅に封書で届き、私は平成27年6月定例議会の個人質問において、このような土砂埋め立て行為につき、地権者と業者への責任所在と埋め立て行為に対して指導と注意喚起されることを強くお願いいたしました。

しかし、ご承知のように、平成29年5月12日、土砂埋め立て業者で水路の指定管理者、河南町長が富田林警察署に刑事告訴状を提出されました。

また、寛弘寺地区内でも田畑へ産業廃棄物等を埋められて、産業廃棄物処理法の違反行為を摘発され、大阪府から撤去命令を出された経緯があります。

大変残念でなりません。なぜならば、両方とも議員が関与されているような経過等がございます。よって、美しい河南町条例を鑑み、さらなる住環境問題対策において、(1)の町内での土砂埋め立てへの現在の条例規定をさらに強力な条例規定をつくるべきと私は考えますが、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

条例の強化ということでございますが、本町では、大阪府が制定しました大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の対象外となっております埋め立て区域面積3,000㎡未満の埋め立て行為を規制するため、埋め立て土砂の量500㎥以上を対象とする河南町土砂埋立て等の規

制に関する条例を平成28年3月14日に、また同条例の施行規則を同年6月30日に制定し、同年7月1日から施行しております。

河南町条例の適用を受ける埋め立て行為は、許可が必要となり、許可申請の前には町との事前協議が必要です。許可を申請するときは、土地所有者からの同意の取得、住民説明会の開催などの事務手続のほか、埋め立て中も搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認と報告、3カ月に1回の水質調査の義務づけや、罰則として最高で2年以下の懲役または100万円以下の罰金、その他事細かな規定で構成しております。

条例施行後、適用を受ける埋め立て申請はございません。今後、条例適用を受ける埋め立て行為が出てきた段階で、条例の強化について研究したいと考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。今、岩井まち創造部長より、今後の町内での土砂埋め立てへのさらなる強化な条例規定づくりにつき、るるお聞かせいただきました。大変難しいようでございますが、今後、答弁にあるように、条例規定を受ける埋め立てが出てきた段階で見直しつつ、さらに規定の強化に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

次に、2の項目に移ります。

2の土砂埋め立て及び産業廃棄物等の不当な処理行為をなくすため、現行条例での罰則金につき、町独自で、さらなる罰則金への増額をするために、現行の条例の改定に取り組むべきと考えますが、その点につき、お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

条例の罰金についてでございますが、法令に定めがない場合は、地方自治法第14条第3項に規定がございます。普通地方公共団体は、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役、100万円以下の罰金の規定を定めることとなっております。

河南町土砂埋め立て等の規制に関する条例において、無許可や許可の内容に相違する不当な土砂埋め立て行為につきましては、第36条に罰則規定を設けており、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとしております。これ以上の罰金の増額は困難でございます。

なお、産業廃棄物の不当な処理行為につきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に罰則規定がございますので、普通地方公共団体が条例で罰則の規定を設けることはできないことになっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま岩井部長から、申請の埋め立てについての罰則についての説明をいただきました。その中で、強化できないかということでございますが、私が言っているこの写真にあるように、この埋め立てに対して罰則強化をしていただき、金額的にも今の先ほど入れた条例の罰則以外に強化してもらうことを町にお願いしておきます。

そして、次に2の3のところに移らせていただきます。

埋め立て等の監視等の強化について、この6、7、8の現場のような埋め立ての作業をなくすためにも、今後、河南町でどのような監視体制をしていただけるか、お聞かせ願えますか。よろしくお願いたします。

○議長（力武 清）

福田議員に申し上げます。

ほかの議員さんや傍聴者にわかるような説明、質問をしていただきたいというふうに思うんですが、6、7という表現、言葉では、ちょっと理解できないかと思うんですけれども、理事者にはわかっているんですか。

○12番（福田太郎）

先ほど述べさせていただきましたね。再度、同じところに同じように。

（「資料がない」と呼ぶ者あり）

○12番（福田太郎）

いや、資料は理事者側に。

（「我々にはわからん」と呼ぶ者あり）

○12番（福田太郎）

議長にもお渡しさせてもうてますんやけどね。

○議長（力武 清）

議長はいただいていますけれども、ほかの傍聴者や議員にはわかりませんので、口頭でど

この現場か言って、わかることを説明していただければ、どこのことを指しておられるのか理解ができると思うんですけども、いかがですか。

○12番（福田太郎）

資料というのか、それは場所を言います。

先ほども言いました。

もう番号を言うというより場所を言います。要するに6番、同じように言いません、これを言いますので。

○議長（力武 清）

場所を言うてください。

○12番（福田太郎）

場所は言っています。6番は地蔵池南側、中村地区土砂埋め立ての場所。さっき言いました。7番は寛弘寺甘露池北側土砂埋め立ての場所。

（「そこは土砂埋め立て地と違うぞ、豆腐屋」と呼ぶ者あり）

○12番（福田太郎）

8、府道上河内富田林線、建物解体。

○議長（力武 清）

私語を慎んでください。

○12番（福田太郎）

廃材等の山積み放置場所、これが先ほど言われた6、7、8です。

○議長（力武 清）

わかりました。答弁できますか。

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

土砂埋め立ての監視の強化についてでございますが、現場へ出たとき、または疑わしいところについては、定期的にパトロールをするなど、無許可行為の早期発見に努めます。

また、今後、条例に基づく許可事案が生じた場合は、先ほども申しましたように、条例にいろいろ規定がございますので、条例に基づき、現場へ立ち入りによる指導など、監視を強化してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

今、岩井まち創造部長より述べたように、こういう現場をなくすために河南町へ警察のOBの方々を臨時採用され、月1遍から2遍ほど来ていただき、町職員とともに町内の巡回パトロールや現場立ち入り巡回による監視強化に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは、4の町内での産業廃棄物の今度は中間処理作業所の監視への強化についてお聞きします。

皆様もご承知のように、これまでも産業廃棄物等の中間処理作業所の行為等により、生活環境面から、町住民から苦情等をお聞きし、府、町行政から処理業者に注意喚起されたことが再三再四にわたってあります。

よって、今後、参考資料1、やまなみバスバイパス道路沿いでの下水管のヘドロやその他等の泥（中間処理現場）、②南河内グリーンロード中間地点でのドラム缶の山積み、そして③と③-①は、竹田オート自宅北側と仲谷診療所筋向かいでの同じ業者が建物解体の廃材処理現場や、4、一ノ木建設の東側での産業廃棄物等を中間処理している際、5、寛弘寺（出屋敷）の道路沿いで紙類、プラスチック類、その他等、燃えやすい産業廃棄物等の中間処理作業の現場等の写真であります。

以前から、生活環境面から苦情があり、町住民からの苦情等をなくすために、町内での産業廃棄物処理業者への中間処理作業の監視につき、3と同様、さらなる強化対策に取り組んでいただきたいが、どのような方策をもって取り組まれるのか、お聞かせいただきたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

町内におけます産業廃棄物中間処理施設に対する監視強化についてでございますが、産業廃棄物処理施設の指導権限は、本町にはなく、大阪府にございます。そのことから、住民からの通報や町職員の確認によりまして違法性が認められた場合、大阪府へその旨連絡し、立入調査を実施していただいているところでございます。町行政も大阪府と協力の上、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま再度、岩井部長より、産業廃棄物の中間処理への監視体制の強化につき、るるお聞かせいただきました。3の項目と同様、町住民からの苦情等をなくすために、河南町で警察OBの方を臨時採用され、月1遍から2遍回っていただき、府の職員とともに町内の巡回パトロールや、現在、立ち入り巡回による監視強化に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

そして、特に寛弘寺の地区の場所で、先ほど申しました寛弘寺地区の出屋敷沿いでの紙類とかプラスチックとかその他等で燃えやすい産業廃棄物が中間処理されております。前回にも富田林、今、分署を通じて本署から、火災に対しての注意喚起をしてもらっています。ここらも含めて、危険な場所をとにかく注意してもらえよう、危機管理のほうも含めて、よろしく対処してもらおうようお願いしておきます。

○議長（力武 清）

福田議員、間もなく時間となりますけれども、よろしく願いいたします。

○12番（福田太郎）

それでは、勝手を申しますが、時間の都合により……

（「終わり」と呼ぶ者あり）

○12番（福田太郎）

まだ2分おます。

3の事項に対しては、改めて要望書として提出させていただきますので、町長を含めて各担当課におかれましては、よろしくお願い申し上げまして、私の個人質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（力武 清）

福田議員の発言が終わりました。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休 憩（午後2時25分）

~~~~~

再 開（午後2時40分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、リベラルの会、佐々木希絵から質問させていただきます。

まず、1つ目の就学援助についてお尋ねします。

日本財団の子どもの貧困チームが行った調査によりますと、子供の貧困を放置することによって将来的に経済に与える損失は40兆円を超えるとの結果が報告されました。貧困状態によって子供の教育機会が奪われることで、大人になってから生み出す所得が減り、その分の経済が縮小するばかりか、生活保護、失業給付、職業訓練などによって社会的な支出が増えるということです。また、別の話なんですけれども、3月17日の朝日新聞デジタルの記事では、子供の貧困対策について、不足しているのは教育支援であるとの回答が圧倒的多数でした。つまり、遠回りではありますけれども、圧倒的に不足していると感じる方が多い貧困対策、貧困世帯への子供への教育支援体制を充実させるということが、河南町の将来を明るくする要因の一つになり得るという考えで質問させていただきます。

まず、河南町の就学援助はどのように運用されているのか、現状をお答えください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

就学援助の運用の状況につきましては、まず就学援助の対象者は要保護者と準要保護者に分かれまして、要保護者は生活保護法第6条第2項に規定する者で、準要保護者は要保護者に準ずる程度に困窮している者を認定しております。具体的には、町民税が非課税または減免された方、固定資産税を減免された方、病気、災害、事故など家庭の事情等で困窮している方などとなっております。

また、要保護者に対しましては、修学旅行費、学校保健安全法に基づく医療費を支給しており、準要保護者に対しましては、小学校の新入学学用品費、学用品・通学用品費、宿泊を伴わない校外学習費、宿泊を伴う校外学習費、修学旅行費、学校給食費、学校保健法に基づく医療費を支給しているところでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、河南町の運用の状況をお答えいただいたんですけれども、概ね国の基準のとおり、それ以上でもそれ以下でもないという状況がわかりました。

次に、ほかの自治体の例についてなんですけれども、文科省が行っている調査によりますと、準要保護世帯の援助対象項目が河南町よりも充実している自治体、例えば体育実技用具費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費を支給している自治体はかなり多いということがわかります。この支給項目なんですけれども、準要保護の認定基準も、河南町では文科省が作成した特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料を用いて測定した需要額の1.29倍以下という、かなりわけのわからない、わかりにくいオリジナルの基準を設けています。ほかの自治体では、大概の場合、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、大体1.293以下というのを利用しているんです。これを使えば、例えば2人世帯では合計で204万6千円以下、3人世帯では235万円以下、4人世帯では261万2千円以下というように、誰にとってもわかりやすい一覧表を作成して、対象世帯への啓発というか、お知らせを促すということをしております。

河南町ではよくわからない数字の1.29倍以下というので、他自治体で1.29倍以下というのが多いんですけれども、この係数も1.5倍以下というふうに、かなり1.5倍前後に設定している自治体が1割ほどありまして、河南町よりも低いハードルで援助が受けられ、そして充実した支援体制をとっている自治体が多々あると言えます。

これは、困っておられる現状があって、それを打破しようと考えた結果であると考えますが、この他自治体の例を聞いて、河南町は今の現状で満足しておられるのかお尋ねします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

文部科学省が行いまして1,762市町村教育委員会から回答を得た調査の平成27年度準要保護の就学援助費目の状況を見ますと、河南町の援助費目に入っていない援助費目の実施割合を見ますと、高いもので30%となっており、その市町村の事情により援助費目が決められているということになっています。

また、認定基準割合につきましても、回答1,762市町村教育委員会中1,260が基準を設けており、1.3以下の基準で運用しているところは1,057となっています。また、大阪府内市町村でも河南町は高い認定基準となっております。

なお、病気、災害、事故などの事情でお困りの方は、この認定基準とは別に個別に対応しているところがございます。

河南町の現状でございますが、この調査からも一定の援助ができていると考えているところでございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

一定の援助ができているという答えなんですけれども、他自治体を見れば、独自の運用をされているところもあって、河南町はずっと国に準拠している。それ以下でもそれ以上でもないということなんです。

就学援助の対象世帯についてなんですけれども、先ほども言いましたように係数1.5を用いている自治体が全国で10%程度あるんです。河南町は1.29倍、一定の援助はできているんですけれども、これで本当に満足する数字なのかどうか。これを今後、例えば少しでも広げるような考えはないのか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

先ほども申し上げましたとおり、大阪府内におきましても河南町は高い水準で1.29以下というんですけれども、高い部類に入っておりますので、先ほども申し上げましたように一定の援助ができているというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

一定の援助はできていますね。

次に、支給時期についてなんですけれども、援助の項目に新入学学用品費というのが入っております、これは制服とかランドセル、筆記用具とか、入学前に準備すべき用品に対する支給のことです。今年度の援助を受けようと思ったときに、平成29年5月26日までに申請しなければならぬということを保護者宛てのお知らせで拝見いたしました。新入学学用品費が入っているにもかかわらず、入学後2カ月近く過ぎたところに申請し、4カ月近く過ぎたところに援助されるという制度は、役場側の利便性しか考えておらず、当事者不在の運用と言

えます。

要保護世帯は、国の基準でそれより前に支給できるようになったというふうに聞いたんですけれども、準要保護ももちろんそれに準じてほしいと考えていますが、入学準備をする時期に支給する必要があると考えているんですけれども、町の考えをお聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

新入学学用品費の支給につきましては、平成29年3月31日付で文部科学省より通知がありまして、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が改正されまして、新入学児童生徒学用品費等につきましては、従前より補助対象とすることが可能であった中学校のみならず、小学校への新入学年度開始前の支給も対象とするようになりました。

町においても、この要綱改正の趣旨を踏まえ、必要な援助が適正な時期に実施できるよう見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

適正な時期との答えですけれども、最近では小学校の入学準備商戦がどんどん活発になっていまして、年々、関連用品の売り出し時期が早まっています。幼稚園、保育園の年長に上がれば、早々に保護者の間では小学校の入学準備の話題が出てきています。新入学商戦に乗っかる時期である必要はないんですけれども、結構ゆとりを持って準備できるような時期に援助できるようにお願いします。

次に、補助対象品目についてなんですけれども、新入学学用品費についてなんですけれども、新入学に係る費用は、小学校でも8万円程度、中学校やったら10万円以上とも言われています。それに対して、現行制度で町が新入学学用品費として支給しているのが、小学生で2万470円、中学生で2万3,550円、とても入学準備に必要十分とは言えない額です。国の方針で、それが倍額になる。4万600円、4万7,400円に単価が見直されるということで、準要保護もそれに準ずる形にしてほしいと考えています。

その金額でも足りないんですよ。入学準備、この日に卒業した小学校に用品が売り出されるので行ってくださいって言われて、10万円おろして行っても、すぐになくなってしまふん

です。4万円ではとても足りないです。倍額にしてもまだまだ足りないので、それ以上の措置をする。もしくは、仮に河南町で例えば制服とか学用品のリサイクル事業が充実していればいいんですけども、それもない。そういうものを充実させるか、必要十分な額にするか、増額して4万円、5万円近くになっても全然足りないという現状をどのように捉えているのか。さらに増額すべきだと考えているんですけども、そういう考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

就学援助費の補助金で新入学学用品費につきましては、平成29年度の国の予算において、要保護児童生徒援助費補助金の見直しということで、小学校で2万470円を4万600円に、中学校で2万3,550円を4万7,400円に単価が見直されました。このことを受けまして、各市町村の対応状況を把握した上で、単価の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

実態に合ったような単価の見直しをしてもらえるように、ただ単に国が言うたからこうしようぜじゃなくて、本当に幾らかかって、どれだけの補助が適正なのかという視点でやってもらいたいと思います。

同じく補助対象品目についてなんですけれども、先ほどの文科省が行った全国の統計を見ますと、クラブ活動費というのを助成している自治体が20%近くあるんです。河南町はない。運動部に入れば、専用のシューズなどの用具が必要ですし、試合や遠征で交通費がかかってしまいます。河南中学校では全生徒がクラブに入るように指導しています。クラブへの入部が選択制であればいいんですけども、選択制では基本的にはないということなので、クラブ活動に係る費用も就学援助のクラブ活動費という形で援助すべきやと考えるんですけども、そのあたりはどうなんですか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

クラブ活動に係る費用の援助ですが、町からは各学校へのクラブ活動助成金として、小学校で消耗品や備品を購入する費用として平成28年度は22万3千円を助成しております。中学校で消耗品や備品を購入する費用に加えまして、府内での試合や近畿大会、全国大会での遠征に係る交通費などとして310万円を助成していることや、平成27年度の調査で、府内の市町村ではクラブ活動に係る費用の援助は見られていないことから、現状では費用の援助は考えておりませんが、今後も府内の市町村の状況を注視して考えてまいりたいと思います。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

府内の市町村の動向じゃなくて、河南町内の子供たちを見て検討してほしいと切に願っています。

就学援助としてクラブ活動費というのを対応できないのであれば、例えば自分でラケットとかを買わなくてもテニス部に入って活動ができるような、メンテナンスされた用具を貸し出せるような、そんな備品を中学校に常備しておくとか、そういうお金をかけることができないご家庭の生徒でも気兼ねなく活動ができるように、必要最低限の用具を貸し出せるよう、クラブ活動への助成金を増額するなどの配慮を検討してほしいと思います。そのあたり、そのようにできるのか、そのような考えがあるのか、再度お尋ねします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

今の中学校のクラブ活動の状況を把握しまして、協議したいと思います。よろしく願います。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

お願いします。クラブ活動の状況をしっかり見てください。

次の事項なんですけれども、住民生活でカナちゃんバスについてなんですけれども、バスが運営されてから大変便利になったとの声を多く耳にします。運営に携わっておられる関係者の皆さんに、まずはお礼を申し上げます。

しかし、一方で、ドライバーに対する苦情も多々耳にします。特に多いのが、バス停で待

っているのにバスが通り過ぎたという、普通の路線バスやとあり得ないような苦情が最も頻繁に耳にしています。町は、これらの苦情とバス運営の実態をどこまで把握しているのか、また苦情をどのように対処しておられるのかお聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

平成28年2月から、カナちゃんバス、それから、やまなみタクシーの実証も続けておりますけれども、いろいろな要望やご意見を頂戴しております。件数でいきますと、平成28年2月から平成29年1月までの実証運行の際は67件、平成29年2月から5月までの間は12件となっております。

バスの運行内容でのご意見に関しましては、その都度、委託先のMK観光バス会社のほうへ嚴重注意を行っております。また、運行内容以外のご意見に関しましては、地域公共交通検討会議へ報告し、今後の運行の検討課題の参考とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

意見をいただく件数は減っているとかいう答えなんですけれども、確かに平成28年では67件、平成29年では12件と大幅に減っているんですけれども、これは、運行した初めというのは、どうしてもいろいろな問い合わせが多いので、そのあたりの関係も大分あるんじゃないかなと思います。

バス会社に注意を促し、改善も見られという形なんですけれども、実際に住民さんが私のところにバスの運営に関する苦情を訴えて来られました。この住民さんによりますと、私のところに話に来られる前に、同じくバスを待っていたのに行ってしまった。スルーされたということで、びっくりして総務課に電話をしたということなんです。その際に対応された職員は、自分の名前を名乗ることもないのに、その方の名前を執拗に尋ねていたと。そして、とても横柄な態度であったことに心を痛めておられました。

これは5月の末ごろの話やったんですけれども、その後、バスに関する要望の一覧を拝見すると、この住民さんからの連絡は記載されていなかったんです。住民さんからの貴重な声を拾い上げ、バス運営に反映させることが適切に行われていないのではないかと、この一件

を通して、すごく心配になっています。

このあたり、ちゃんと総務課は苦情とかクレームとかご意見というのは適切に拾い上げることができているのか、再度お尋ねします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

地域公共交通の運行につきましては、住民さんからの貴重なご意見に耳を傾けながら、住民ニーズに応えるため、日々検討を重ねておるところでございます。

先ほど述べましたように、苦情とか要望につきましては、内容をまとめて職員に共通の認識としております。

ただ、議員仰せの内容のとおりであれば、対応が悪かったことで大変ご迷惑をおかけいたしました。今後は、職員に対しましても接遇教育の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

貴重な声を適切に皆さんに共有していただくことができるように、しっかりと声を拾い上げるようにしてほしいと思います。

次、街灯についてなんですけれども、今年の3月10日に、当時高校1年生の少女が、バス停で迎えに来る母親を待っていたところ、連れ去られ、殺害されたという事件がありました。このバス停が、かなり暗かったということで、これも事件を引き起こす一因になったのではないかと考えられています。

この事件を知り、河南町内のバス停は大丈夫かと、高校生の保護者などから問い合わせがありました。町と駅を結ぶ路線バスは、小学生、中学生、高校生らも通学や習い事などのために一人で利用していますので、保護者らの心配ももっともだと思います。町内の路線バス停留所は、明るさの確保も含めて彼らが一人で利用するのに十分な安全性が確保されているのかお尋ねします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

ご質問の町内の路線バスの停留所につきましては、路線バス事業者が設置しているものでございます。まずは、これらのバス停の状況を把握したいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

バス停の状況を把握し、ちょっと安全確保に疑問があるところは積極的に改善していくというふうにしてほしいと思います。

以上で、佐々木の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員の質問が終わりました。

次に、浅岡正広議員の発言を許します。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

議席番号2番、リベラルの会、自由民主党、浅岡正広。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。町長を初め理事者の皆様には的確なご答弁をお願いします。

さて、皆様もご承知のとおり、東京では2020年オリンピック・パラリンピックの開催準備に追われ、大阪では2025年国際博覧会の誘致を目指し余念がありません。我が自民党大阪府連も既に万博誘致に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、会場予定地の環境整備などの議論も進んでおります。また、本定例会初日の決議第1号「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議として、私を含む超党派の議員から提出されたところです。さらに、近隣では、大阪初の試みとして、堺市、羽曳野市、藤井寺市が主体となり、百舌鳥・古市古墳群を世界文化遺産へ登録を目指して取り組みが進められております。本町への影響をどの程度望めるのかは未知数ですが、是非とも成功につながればと考えます。

それでは、質問に入ります。

本日の質問事項は、河川改修ほか事業と防災関係、学校教育及び通学の安全、道路・通路、町公用車他、サイバー犯罪等についての4事項をお伺いします。

まず、1事項目、河川改修ほか事業と防災関係から2項目お聞きします。

1 項目め、河川改修工事について伺います。

ご承知のとおり、本町には府の管轄である 1 級河川石川、千早川、梅川が流れております。また、本町が管轄する準用河川天満川を初め、普通河川馬谷川、島川などが点在しています。この中で改修工事が何十年と続く天満川について今回お聞きしたいと思います。

まず、改修が始まった時期、改修の起点と終点、これまでに費やした費用を詳しくお聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

準用河川天満川についてでございますが、起点につきましては、寺田地内の 1 級河川梅川との合流から中地内の天満橋までの全長 2,300m でございます。

進捗状況でございますが、梅川から河南荘までの約 1,200m の 1 期区間につきましては、国・府の補助金をいただきながら、昭和 52 年度に基本設計を行い、平成 7 年度で整備を完了いたしました。その間の事業費は 2 億 8,656 万 8 千円でございます。

引き続き、上流側の河南荘から中村の天満橋までの準用河川区間約 1,100m につきましては国庫補助対象外となり、町単独費で平成 11 年に基本設計を行い、平成 12 年度から整備を進めております。

平成 28 年度までにかかった事業費は 1 億 5,582 万 2 千円で、約 500m が整備済みとなっております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2 番（浅岡正広）

ありがとうございました。今、お聞きして、改修が始まって実に 40 年以上とのこと、改めて年月の長さに驚きました。また、改修が始まった起点付近の現状の状態はどうか、機会があれば一度確認したいところです。

このように年月がかかる要因の一つとして、ある時期から準用河川に対する国・府の補助金が厳しくなり、町単費で進められていることから、早期の完成を望むことは容易ではないことは承知しております。

しかしながら、今年度予算の説明時に、昨年度、請負業者が決定するも施工には至らず、

業者から契約そのものを解除する申し入れがあり、今年度、同じ工事区間を同じ仕様で昨年度分を再度発注予定とのことでした。

このように同一場所で年次的に進められている事業の場合、前もって設計が仕上がっているのであれば、昨年度完成していたであろう工事分と今年度発注分の2年度分をまとめて発注することも可能ではないかと思えます。また、そうすることで単純に経費削減にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。担当部署のお考えをお聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

議員仰せのとおり、昨年度は業者から契約解除の申し入れがあり、河川整備ができておりません。昨年度分と合わせ2カ年分まとめて発注してはとのことですが、今年度の予算計上の範囲内で発注したいと考えております。

河川整備は町単独費で整備のため、予算増額が難しい状況ではございますが、毎年1千万円の予算を計上しており、着実に整備を進めているところでございます。今後も予算の範囲内で効果的な整備を行うよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ご答弁ありがとうございます。

今、お聞きしますと、2カ年度分をまとめて発注することは難しいとのことですが、先ほども申しましたように、もととなる設計が仕上がっているのであれば、手法を凝らせば無理な話ではないと考えられます。

今後、十分な検討をしていただき、速やかに対応できる体制づくりが必要と考えますが、担当部署のお考えを再度お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

議員仰せのとおり、一日も早い完成に向け取り組みたいと考えております。また、昨年度のように施工業者の都合で現場が進まないような事態も想定し、対策を講じてまいりたいと

考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。周辺住民にとりましては、早期の完成を望まれているものと思います。また、この件に関しましては、過日の正副議長幹事長会議の説明後、副議長から地元住民の声としても挙がっているようにお聞きしました。重ねての対応を提言しておきます。

次に、2項目め、防災の観点から河川等の浚渫作業の現況についてお聞きします。

河川浚渫工事としては、毎年100万円程度の予算が計上されています。主に、河川等に自然に堆積した土砂などをさらえ、除去することにより、河川や調整池など本来の役割を果たすものであると理解しています。また、これらについては、以前の一般質問でも取り上げ、台風や集中豪雨など大きな自然災害に対する防災対策としても必要不可欠な作業であることを当時お互いに改めて理解ができたものと認識しています。

そこで、改めて、ここ数年の作業場所ほか実績をお聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

河川等の浚渫作業の現況でございますが、河川の土砂の堆積状況を調査し、島川、馬谷川、さくら坂地区の2カ所、鈴美台地区の2カ所の調整池の浚渫を順次実施しております。

平成25年第1回定例会でご質問いただきましたが、それ以後、実施いたしましたのは、さくら坂地区の梅川調整池と島川の山城地内で浚渫を実施いたしました。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今、お聞きしますと、随時作業を行われているように受け取れましたが、少し疑問が残ります。

確かに、平成25年第1回定例会での私の質問で、調整池のとんでもない利用実態を指摘し、

早期に対応をしていただいた経緯がございます。その際、その他の調整池内に松の木が生息する旨もお伝えしました。

現在の状況を担当部長に写真で提出させていただきました。一目瞭然です。あのとき苗木のようであった松の木が、そこまで大きくなっています。その他の雑木も調整池の中でご覧のように茂っております。当時の答弁でいただいた調整池の設置基準及び設置目的からは、はるかにかけ離れた状態だと考えられます。

また、このような状態で本来の機能が果たせるのか不安が募ります。現場確認はおろか巡回作業もできているのか疑問です。

住民が一丸となって防災意識を高め、各地区に自主防災組織の設置や訓練も進む中であって、住民の生命、財産を守らなければならない立場から、施設等を管理する町の見解と今後の対策をお聞きしておきます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

議員仰せのように、調整池の底がコンクリート打設を行っていない調整池もございまして、調整池に木が生えている状態も確認しております。調整池内に木が生えているのは、貯水能力を阻害することにもなりますので、今後は、堆積土砂の撤去だけでなく、木の伐採もあわせて行い、調整池の機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。ご承知のとおり、ここ数年の局地的豪雨、各地での被害状況などを鑑みても、本町も決して例外ではありません。今回のケースのように、苗木のようなときに対応をしていただけたならば、結果、費用の削減につながることは言うまでもありません。数億円の変更を我々議員に求めるならば、まず人命にかかわる事業を注視し、それらを最大限優先していただくことをここで強く提言しておきます。

次に、2事項目、学校教育及び通学の安全から2項目お聞きします。

まず、1項目め、教科書ほか備品の軽量化についてお聞きします。

これは、私が繰り返し質問に組み込んできました通学時の安全にも関係するもので、主に中学生の通学時の手荷物についてです。

日によって異なりますが、通学用かばんに詰められた荷物の多さ、また、それらの重さを教育委員会にご承知でしょうか。

私は、毎朝、小学生の徒歩通学と中学生の自転車通学の児童生徒の見守りのお手伝いをし、直視することにより、子供たちの安全について研究を重ねてまいりました。その間、余りにも多く膨れ上がる通学かばんを自転車の荷台にくくりつけ、ふらつきながら走行する姿や、重さの余り、かばんを道路に落としたり、荷台のゴムひもを車輪に巻きつけるさまをたびたび目にしてきました。

また、これまで十数回にわたる保護者からの手荷物軽減化についての問い合わせや要望なども伺ってきました。

そこで、今回、通学時の安全面から、家庭での学習に必要なものだけを持ち帰る、一般には置き勉と言われているそうですが、それらについての教育委員会の考えと、現在、中学校にそのようなスペースが備わっているのかをお聞きします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

置き勉とは、教科書やノート、その他勉強道具を机の中やロッカーなど学校に置いたまま持ち帰らないことですが、やはり教科書やノートを持ち帰り、復習や予習をするなど学習習慣をつけることは、大切なことと考えます。また、一定の重さのかばん等を持ち運ぶことについては、現在、子供たちの体力低下が危惧されている中、握力等の鍛錬につながると思います。

現在、中学校の教室の後ろには、生徒数分の棚を設置しており、美術の副教材やアルト笛——縦笛ですけれども——などの学習用具で持ち歩くと重いものは、この棚に置いてもよいとされておりますが、状況に応じた活用について学校に申し伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。

置き勉については、これまでも全国的に問題視され、賛否両論が出ているように聞き及んでいます。おっしゃるように、私も、鍛錬ととるのか、危険回避を優先するのか、毎朝、生

徒たちと挨拶を交わすたびに考えております。

しかしながら、特に新年度を迎え、新1年生の生徒が、慣れない自転車で大きな荷物を積んで不慣れな道路を通学する姿は、非常に危険であると思われま。今後、生徒はもとより保護者からの意見も十分考慮し、前向きな対応を希望するものです。

先ほど申し上げたように、通学時の危険回避の観点から、教育委員会の見解を再度お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

通学時の危険回避からの考えはとのことですが、小学校から中学1年生になり、教科書の数や副教材などが増え、荷物の量が増えることは確かであります。特に、新1年生は、自転車通学に慣れていない者もいると思われることから、新学期の通学指導といったことについて、さらに配慮し、対応していただくとともに、安全対策についても引き続き学校とともに検討してまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。よろしく願いしておきます。

次に、2項目め、ノークラブデーについてお聞きします。

既に教育委員会のほうではご承知と存じますが、大阪府において、生徒たちのクラブ活動に対して、週に1日、ノークラブデーを取り入れることが進められております。それらは、当初、府立高校を対象にされていたようですが、全国的には中学校を対象とされているところもあると聞き及んでいます。

本町の中学校への取り組みとして現況をお聞きします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

ノークラブデーの導入についてですけれども、大阪府では遅くとも午後7時までに全員退庁する全校一斉退庁日を週1回設置するとともに、ノークラブデーを週1回以上設置することを平成29年1月1日から各校の状況に応じ試行実施し、平成29年4月1日から完全実施す

るよう各府立学校に平成28年12月に通知されました。

本町の中学校では、基本月曜日の放課後を会議日としている日が多いため、実質、クラブ活動は行っていない状況です。週1回程度がノークラブデーとなっているような状況でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。今、お聞きしますと、本町の中学校でも適宜対応はされているように思われますが、大きな試合前やコンクール前などは、日曜も月曜も関係なく練習が行われているようにも聞いています。クラブによっては、月曜日の朝練も欠かさず行われているようです。そのところをもう一度確認していただくとともに、今後、国や府の指導に合致するような体制を整えていただきますよう提言しておきます。

続きまして、3事項目の道路・通路、町公用車ほかについて、2項目お聞きします。

まず、1項目め、庁舎周辺の整備状況について伺います。

もとより自治体にとって業務を行う庁舎建物などは、いわばまちの顔であります。私は、これまで雨の日の来庁者に対する対策を初め、視覚障がい者への対応として点字ブロックの補修など、特に本庁舎周辺の環境整備についてお聞きしてきました。それらは、来庁者に対して、より安全に本庁舎を利用していただくための提言でもありました。

その後、直ちに対応していただいたものもありますが、庁舎入り口歩道部分の点字ブロックの傷みや作動しない駐車場への誘導サイン、加えて駐車場の区画線など、住民を初め来庁者を気持ちよく招くという体制からは、ほど遠いものと見てとれます。

そこで、来庁者への配慮した庁舎周辺の環境整備の考え方と今後の対応をお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

まず、私のほうから、役場地下駐車場への誘導サイン、駐車場の区画線についてのご質問についてお答えさせていただきます。

現在設置の駐車場への誘導サインは、本来、地下駐車場の満車状態や、地下駐車場と正面玄関前を結ぶスロープに進入する車両に対し、対面より車両の通行があるか告知するために

設置したものでございます。

しかしながら、20年以上前に設置した機器でもあり、故障時期は不明でございますが、現在、満車状態、車両通行告知とも作動しておりません。

議員仰せのとおり、来庁者を気持ちよく庁舎へ招くために、誘導サインの修繕方法などについて検討したいと考えております。

次に、庁舎地下駐車場の区画線でございますが、通行方向の路面標示や区画線などの一部が目視しづらい状況でありますので、誘導サインの修繕とあわせまして修繕してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

庁舎前の点字ブロックにつきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

点字ブロックは、視覚障がい者が安全かつ円滑に歩行できるよう誘導するために設置するものでございます。庁舎前歩道にも設置しております。

庁舎入り口の歩道・車両乗り入れ部分の点字ブロックにつきましては、議員仰せのとおり、タイヤが通る部分の傷みが激しく、たびたび職員による補修を行ってまいりました。ですが、すぐにながたつく状況で、本格的な補修が必要と考えております。補修方法を検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ご答弁ありがとうございました。

言うまでもなく、庁舎の利用者は、我々のように頻繁に利用する者、また一度きりの来庁者など、多種多様であります。しかし、いつどなたが来られても気持ちよく利用できるような整備を常に意識し、心がけていかなければならないと考えます。担当部署におかれましては、対応を急いでいただきたいと存じます。

また、駐車場についても同様です。これまで、各自の駐車スペースがあるにもかかわらず、来庁者用のスペースに町長や議員のマイカー駐車をたびたび見かけることがありました。そ

の辺のところの意識改革も同時に行っていかななくてはならないと考えます。答弁は求めませんが、重ねて提言しておきます。

次に、2項目め、公用車等の事故対応についてお聞きします。

まず、先般、専決処分として報告を受けた職員による公用車での事故であります。

事故状況の説明などから、幸いけが人もなく、処理も適切に行われたとのことでしたが、これまで本町職員が勤務中に起こし、保険の対象となるような交通事故は、どれぐらい発生しているのでしょうか。また、それらについての対応はどのようにされてきたのかお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

お答えします。

保険の対象となった過去5年間の公用車の事故でございますが、平成24年度は自損事故が3件、平成25年度は自損事故が1件、平成26年度は自損事故が3件、平成27年度は自損事故が2件、平成28年度は自損事故が2件と、先日、示談が成立し、専決処分をさせていただきました対物事故が1件、平成29年度は、これまで自損事故が1件で、合計13件でございます。

公用車による事故を起こした場合につきましては、公用車事故対応マニュアルに基づき、人身事故を起こした場合や対物事故、自損事故について取り扱いを定めております。また、事故を起こした職員に関しては、職員の懲戒処分に関する指針により取り扱いますが、飲酒運転やひき逃げなど重大な事案は処分の対象となりますが、先般報告させていただきました事故は、業務上の軽微な過失によるもので、口頭による注意とさせていただきました。

その他、交通事故をゼロにするための安全運転への取り組みといたしまして、全職員を対象に、富田林警察より講師をお招きし、運転者講習会を毎年実施しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。

これまでの事故件数は、過去5年間で13件ということで、決して少ない数字とは言えませんが、的確な対応マニュアルも整っているとのことでした。

また、全職員対象の運転者講習会も実施されているとのことで、安心はしましたが、私を含めハンドルを握るドライバーに100%の安全はあり得ません。そこで、平成27年第3回定例会の一般質問でも提案させていただいた公用車へのドライブレコーダーの設置を再度提案させていただきたいと考えます。

現在、町内5地区の青色防犯パトロールカーに設置していただいていることは承知しています。しかし、今回のような公用車での事故が発生した今、事故や犯罪の状況を詳しく知るためにも必要不可欠であると思います。それらを踏まえ、再度お考えをお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

ドライブレコーダーについては、議員仰せのとおり、動く防犯カメラ、職員の安全運転の観点から必要であると考えております。

公用車約30台を管理しておりますが、今後、リース更新等の時点で随時ドライブレコーダーの設置を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。ごく最近の報道で、観光バスに乗用車が飛び込んだ映像が流れていました。大変悲惨な事故でしたが、あの瞬間を映し出したのもドライブレコーダーでありました。また、先日行われた河内地区の青色防犯パトロール講習会でも、警察当局より現在社会において防犯カメラやドライブレコーダーの有効性を認めていただいたところです。さらに、近隣自治体でも既に設置済みとお聞きしています。本町の公用車にも早期の設置を繰り返し提言しておきます。

それでは、4事項目のサイバー犯罪等についてに移ります。

後退することのない情報社会となった今、それらにまつわる多様化した犯罪も後を絶たず、日々凶悪化しています。

そこで、これまで本町がウイルス感染、サイバー犯罪等に遭遇するといった事案はあったのか。そして、それはどのような内容のものだったのか。また、住民への影響についてもお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

本町のウイルス感染等の事案があったのか、また、その住民への影響はどのようなことのかというご質問でございますが、これまで役場への攻撃状況につきましては1件確認いたしております。平成28年10月17日に、ファイルを暗号化して開くことができない状態とし、復元するために身の代金として金銭を振り込むよう要求するランサムウェアと呼ばれるウイルスの被害が発生しました。この件につきましては、すぐにネットワークから端末を切り離し、次にウイルスの削除やログの分析等の対処を行いました。

本町では、以前からインターネットへ接続する端末と住民情報を扱う端末のネットワークを分離しており、このうち被害が発生したのはインターネットに接続されている端末でありましたが、住民への影響はありませんでした。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。今、お聞きしますと、本町も被害に遭ったとのことですが、特に住民への影響はなかったようで、安心しました。

では、お聞きした昨年10月のウイルス被害で、正常な状態に回復するのにどれぐらいの時間を要したのか。また、それらに対して今後どのような対策をお考えなのか。現在、本町を含む2町1村で進められている自治体クラウドとの関連についても重ねてお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

まず、ウイルス被害の回復に要した時間についてでございますが、被害翌日から順次正常な状態へ回復を行い、約1週間後の10月25日に全端末で正常な状態へ戻りました。

今後の対策及び自治体クラウドとの関連はとのご質問でございますが、平成29年4月から大阪府及び府内全市町村が参加する大阪版自治体情報セキュリティクラウドに参加しております。まず、インターネットに接続するセキュリティクラウドでは、多層的かつ最新の技術により、未知の攻撃に対しても対処できる体制をとるとともに、常時監視を行っております。

その上で、インターネット接続は仮想技術により一般事務とネットワークが論理的に切り離されているため、仮にセキュリティクラウドが攻撃を受けたとしても一般事務には影響がございません。さらに、一般事務を行っている行政ネットワークと住民情報ネットワークはもともと分離していることから、情報流出に対して幾層にも対策を行っているところでございます。

また、3町村自治体クラウドでは、アクセス制限やログ管理などにより高度なシステム制御を行う構成としていること、データセンターの利用により人為的・物理的に侵入や情報持ち出しを厳重に管理できることと等、より高いセキュリティレベルとなる予定でございます。

情報の持つ重要性がますます高まっている社会情勢の中、今後も急速に進展していく情報技術の研究を続け、情報管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。やはり国・府を初め各自治体ともに大きく問題視されていることがよくわかりました。先ほども申しましたが、サイバー犯罪は日々進化し、凶悪化しております。本町も3町村自治体クラウドはもとより、さらなる研究を続けていただき、大切な個人情報が流出し、犯罪や事件につながらないような対策を整えていただきますよう提言しておきます。

本日、冒頭に大阪万博や世界遺産登録に触れました。それらにあやかり、本町のよさを今以上に発信できるような施策にも取り組んでいただければと考えます。よろしくお願ひし、私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

21日、あすに予定しておりました議案審議を本日に繰り上げて審議したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第40号 河南町立中央公民館及び図書室移転工事の工事請負契約についてを会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

追加日程第1 議案第40号 河南町立中央公民館及び図書室移転工事の工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

それでは、議案第40号の説明をさせていただきます。

議案第40号

河南町立中央公民館及び図書室移転工事の工事請負契約について

工事請負契約を下記のとおり締結するため、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号第2条）の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月20日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記

- 1 契約の目的 河南町立中央公民館及び図書室移転工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札
- 3 契約金額 2億4,516万円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市住吉区住吉一丁目1番3-101号  
共同建設株式会社 代表取締役 池見祐信

めくっていただきますと、資料でございます。

まず、1といたしましては、契約の内容でございます。工期といたしまして、河南町議会の議決を得た日から平成30年1月31日までとなっております。

次に、2といたしまして、入札参加者でございます。

めくっていただきますと、2ページでございます。

3、入札者等の入札金額等ございまして、応札金額、技術評価点、評価値を記載しております。

続きまして、入札の流れについて説明をいたします。

契約方法は、予定価格が2億円以上の建設工事であることから、簡易型総合評価落札方式一般競争入札として実施させていただいております。平成29年4月18日に入札公告を行いまして、5月10日に応札希望者7社から技術提案書の提出がございました。5月24日に入札開札を行い、7社のうち2社が辞退となり、残り5社から応札がありました。なお、落札候補者となったものの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る価格であったため、河南町低入札価格調査委員会を設置し、落札候補者から根拠資料を提出させ、調査及び審査を行った結果、契約内容に適合した履行がなされると認められましたので、6月9日に落札候補者を決定し、6月12日に仮契約を締結いたしました。落札率は80.1%でございます。

次に、工事内容でございますが、町立中央公民館及び図書室をやまなみホールへ移転するための改修工事ございまして、1階に事務室や書庫、工作室、2階に図書館施設、3階に公民館施設である集会室や研修室、自習室などを整備します。その他、施設改修に伴いますエレベーター及び空調換気設備の更新工事等の附帯工事もあわせて施工いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

先日説明を受けましたときに、工期は十分大丈夫というふうな返事をいただいたんですが、この金額で落札されて追加工事が発生した場合、金額で幾らぐらいまでお認めになるのか、お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今の現状では、追加工事があるかないかというのわかりませんので、その辺はちょっとお答えすることができませんので、申しわけございません。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

この落札金額に対して幾らまでやったら認められるという決まりはないんですか。といいますのも、よく大きな工事を出してこられたときに、最終で追加がものすごい工事も今まであったんです。だから、大体ライン引きというんですか、そこらが決まっているのかどうかだけ教えておいてもらえますか。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今回の工事につきましては、新築ではございません。やまなみホールの改築でございますので、現状で設計はされておりますけれども、実際、工事が始まりまして、例えば壁とかいろんなところをする中で、今はわかりませんが、いろんな工事が出てくるかもわかりませんので、今の状態では何とも言えませんけれども、今後、工事が進む中で、そういうことも可能性としてはあるかもわかりませんが、今の現状では、この契約内容の中で執行したいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

そうじゃなしに、今回これを予算はあれなんですけれども、認めてしまった場合、今度、極端なことを言うたらですよ、2億4,500万円ぐらいの追加が出ました。めくったらこういう状態だとと言われても、我々はだめだとは言えないので、今、大体ラインが、今までの経験とか実績とかでは判断できないんでしょうか。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

当然、河南町低入札価格調査委員会のほうで、落札候補者から今回の入札価格で当該工事が施工可能かどうか、もう調査しておりますので、今の現状では、この金額で施工なさると思います。今の段階で追加があるかどうかというのは、今のところ未定でございます。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

今、浅岡正広議員がおっしゃっているのは、要は今2億4,500万円云々という金額で契約を結ぶと。ここが一番安かったわけですね。安くてここに決まった。ところが、最終的に工事をしないとわからないということで幾らの追加が出るかわからん。とったもん勝ちやないかと。安くとって最終的には高くなったというようなことでは、やっぱり困るんじゃないかという質問やと思うんです。その額って大体幾らぐらい思っているんですかという質問に的確に答えてないですよ。きちり教えてください。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

私の答えが的確かどうかはちょっと不安ですが、以前に聞いたことがあるんです。これは後で確かめますけれども、区の工事において追加工事のほうが本工事よりも高かったという事実があったというふうに聞いたことはあります。これは確かめます。

ただし、私に追加工事の決裁が回ってくるときに、大体10%ぐらいでしたら判は押しませうけれども、3割もあつたら、何やねんこれとは言うて説明を求めることは多々あります。

それと、追加工事の場合は同じ落札率でやるんやな。違うのか。それでやるんやろう。ですから、ここはとり得ということは、追加工事が幾ら発生しても、ここがとった落札率で掛けていかなあきませんから、このもうけということも逆でない、少ないというふうに世の中はなっていると思います。答えになっているかどうかはわかりません。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

言うてはる意味もわかります。しかしながら、我々は工事をやらんとわからんということ

もわかっております。以前にどこかの違う物件で橋、加納のほうでしたかね。

(「島川橋」と呼ぶ者あり)

○10番(浅岡幸晴)

島川橋。あのときに工事をやって、何回か追加という形で、やっていく中で、またなのかというようなことが何回かあったと思うんです。実際に新しく建てるんじゃなく再利用するということで、非常に、めくらんとわからん、あるいは工事をせんとわからんという部分はわかるんですが、本当に追加が今以上の金額になるとか、そういうことは考えたくないんですけどね、ちょっとした思っているよりも高くつくとかいうことでは理解はできるんですけども、全然検討もつかんようなことにならんようにしてもらわないと、我々もここで承認するときちょっと懸念があるというか、そういう思いで浅岡正広議員もおっしゃったと思いますし、私も同感でございますので、その辺はちゃんと状況を把握しながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○町長(武田勝玄)

議員のご心配はもったもなので、もし追加工事が発生しようということでありましたら、議会に全協か何かでご説明を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(力武 清)

廣谷議員。

○7番(廣谷 武)

低入札価格で調査委員会が設置され、2回行われて、共同建設に落札したわけですが、これも、これが妥当な価格だと判断した要因を教えてください。これはもう何回もしていますが、よろしく。

○議長(力武 清)

南総務部長。

○総務部長(南 弘行)

河南町の低入札価格調査委員会におきまして、落札候補者から入札価格の根拠資料を提出させたわけでございますけれども、その中で、入札価格で当該工事が施工可能であるかどうか、また設計図書の要求事項を理解して見積もっているかどうか、また下請業者からの見積書が指し値ではなく見積もりによるものかどうか、手抜き工事の状況並びに市内の調達、経審や決算、帳票等も調査し、工事を施工する能力があるかどうか等々、総合的に判断いたし

まして、契約内容に適した履行がなされると認められましたので、今回落札者として決定しまして仮契約を締結し、今回追加議案として上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

そうして判断されたならば、妥当だと考えていいかもわかりません。

また、今、追加工事のことが出ていますけれども、落札金額の割合で追加工事が出るのは、もうわかっておりますけれども、そもそもこの見積もり金額はコンサルにやって、今までの設計金額が皆、間違っていた、いろいろありました、今まで、コンサルの間違いで。そもそも基本となる設計金額、これが本当に合っているのか、合っていないのか。ちゃんとそれまで調査したのか。これは追加工事になっていきますよね。一つ電気の線をするにも壁を破ってやります。そこに鉄筋が一つ入っていたら、その強度が弱くなって何もかもやりかえをやりします。そういう設計金額が本当に妥当なものか。それをちゃんとやったのか。今まで数々、防火の扉が不備になって、風呂の場合もいろいろありました。その点、設計の段階からちゃんと本当にやっているのか。その辺はお答えできますか。

○議長（力武 清）

谷課長。

○教・育部教育課長（谷 道広）

設計の件なんですけれども、業者と実施設計あるいは基本設計ですね、平成27年度からしております、我々職員も含め現場のほうを確認しております。

今後、追加になるかというのはあれなんですけれども、今現在、確認しておるところで、そういうところはないというふうに確認しております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

設計がちゃんとしていれば、追加工事って本当に少ないものですわ。安く低価格で入札した場合、本当に追加工事は、業者が嫌がるものなんですわ、この価格でするから。

でも、設計がもともと間違っていたら、追加工事の数もなかなか低価格の割合でという

わけにはいきません。だんだん大きくなっていきます。確かな設計でちゃんとやっている場合は、追加工事は少ない、業者も嫌がる。むちゃむちな設計をした場合はとり放題です。皆さん懸念しているとおりにですよ。

その辺をもっと、今までの数々の失敗をどこに生かしたか。失敗は成功のもとと言いますけれども、この失敗を生かしたのか、お答えください。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

いろいろご指摘ありがとうございます。これまでの積算につきましては、それぞれの見積もり単価または公定価格で示されている建設物価等の資料の確認、こういうものは設計業者のほうから資料が出てきた段階で担当のほうでそれぞれにチェックを重ねた上で、今回、最終的な積算の単価を出してきています。ご指摘いただいている内容を重々に重ねてチェックをさせてきた結果の数字ということになっています。

また、変更のお話がございますが、確かに既存施設の改修ということで、いろいろとまだ確認できていない内容が出てくるかもしれませんけれども、もし変更があれば、その都度ご相談も申し上げさせていただいて、今回、契約の議決をいただいていますので、変更に当たっても再議決をいただくということになります。そういう覚悟で準備のほうは進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（力武 清）

廣谷議員。4回目ですけれども、認めます。

○7番（廣谷 武）

ここで一言、これは本当に言うておきますけれども、設計金額、設計図書、設計図面、設計の積算、これは完璧なものではございません。1級建築士の新田さんもよくわかっていると思いますけれども、間違っているのは当たり前です。それを頭に入れて、コンサルに頼んだ設計、積算、ちゃんと何回も何回も見直してやるのが工事なんです。完璧な設計書はございません。それをよろしくお願ひします。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、廣谷議員から言われたことに関連するんですけれども、今回、低入札以下での2億

4,516万円ということで契約金額があったと。そして、その契約金額に対しては、調査委員会等で調査されて、適正な金額であるというように結論が出たということですね、まずは。

その前に、今、廣谷議員から言われたように当初の見積もりがありますね。当初の予定価格が3億624万円という金額ですね。これも正しいというわけですね。どっちが正しいですか。2億4,500万円も正しくて、3億624万円も正しい。その差は20%あるわけです。この差の違いというのは、どちらが正しいのか。森友問題じゃないですけども、国に何ぼか出して大阪府にはこうやというのありましたけれども、どれも正しいと籠池さんは言うてはりましたけれども、これはどれが正しい金額なんですか。

○議長（力武 清）

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

設計金額をもとに調査いたしまして、根拠資料を出していただきまして、全て設計金額と照らし合わせまして調査いたしました。数量等も同数ということで、資材調達であるとか、そういうところで経営努力していただいて、金額のほうが高く応札された。

ただ、今回応札された業者さんだけではなくて、ほかのところにとられたとしても、設計金額に基づく契約は履行していただくということになりますので、経営努力で低く応札されたということだけ我々の今は答弁とさせていただきます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

結局よくわからないんですけども、経営努力で20%の価格が低くなっているわけですね。ということで、皆さんは心配しているんですよ。これが5%、10%までやったらわかるんですけども、20%も経営努力で下がった工事が果たして妥当かどうかということで、多分、疑問を持たれて、ほかの議員さんも言われていると思うんですけども、でも、今、お答えの中では、この2億4,500万円もちゃんとした工事ができると。当初上げておられた3億624万円のコンサルの設計金額も妥当やと。この2つの差が今あらわれているというのが、どうもわからないということで質問させていただいているんですけども、答えは両方とも正しいということでもいいわけですか。

○議長（力武 清）

全体的な関係での答弁になりますので、副町長。

○副町長（森田昌吾）

設計金額は、設計書の数量に基づいて、労務とかそういうものを積み上げていって出された数字であると。これが当初の河南町が発注する際の見積もった金額ですという金額で、これも正しい設計金額。入札された価格は、やっぱり業者さんが設計をされまして、その中でできる範囲での価格ということですので、入札業者が出された数字ということで、これも正しいということで、そういうふうにご理解いただくしかないと考えています。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

我々から考えたら、答えは一つ及び一つに近い形で出ていたら何ら疑問は湧かないんですけども、その差が20%もあいているということは、例えば当初の設計がおかしい、そこが甘かったからでしょうと。また、再度、調査委員会でされた契約金額がおかしいというような疑問が出るわけです。

3回目の質問ですけれども、ほかの議員が言われているような追加工事でその辺が損なわれないようによろしくお願いします。要望としておきます。

○議長（力武 清）

ほかにありませんか。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

昨日もこの附帯工事についてちょっと質問したときに、クーラー、手すり、エレベーター、これは本体工事とは別ということで、この中に含まれておるんじゃないかな。

○議長（力武 清）

谷課長。

○教・育部教育課長（谷 道広）

手すり等は、本体工事のほうに含まれております。

○9番（小山彬夫）

はい、結構です。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

先ほど新田教育長から、追加工事が出たら議会でまた採決をするということをさらっとおっしゃっていたんですけれども、それって例えば2億円とかの追加工事でも、逆に100万円とか10万円とかのすごく小さな金額でも、大小かかわらずこちらに話があるのかを聞いておきます。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

今回の契約につきましては、議会の議決をいただきます。なので、この契約した金額に変更があれば、再度、議決をいただくというルールになっていますので、お願いします。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

了解しました。どれだけでも、下がってもあれですかね。下がることはないですか。

これは新しい建物をつくるんじゃなくて、リフォームで2億円とか3億円とかいう金額が出てくるというのが、素人目にはすごくびっくりなんです。この工事に具体的にどういう部分にどれぐらいのお金がかかるのかというのを教えていただけたらと思います。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

今回、約1,500㎡の延べ床面積の建物を今回、改修、リニューアルさせていただきます。確かに躯体の部分に係る工事は必要ないということで、仕上げ剤である床材、壁材、天井材、これは全部入れかえ、張りかえます。さらに、トイレ関係が、今、基本和式になっていますので、それを洋式化する。あわせて、トイレのパーテーション関係も変わりますので、ほとんどトイレの中はさわらないといけないことになります。さらに、エレベーター関係、空調機器の総入れかえ等が発生いたします。そこにプラス今あるそういうものを撤去する費用がかさみますので、新築した場合の大体半分近くは必要になってくるというような計算をしております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

そうですね。プロに聞いてもそうやと、そんなぐらいかかるという話を今、後ろから私は教えてもらったんですけども、床とか壁とか天井とかトイレ、エレベーター、クーラーもなんですけども、使えるのと違うかなと主婦としては思うんです。できたら、そういうものは再利用していただいて追加工事ができるだけ出ないように抑えてもらうようお願いしたいと思います。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

今回のリニューアルにつきましては、今、議員おっしゃっていただいているように最大限使えるところは使いたいという計画でいっています。例えば、3階にお風呂の部屋があって、そこを今度、研修室や会議室に改修いたしますけれども、当初、タイルを張っている壁をはつりたいというような提案がありました。ところが、はつることで相当躯体にも影響をかけるということもあって、逆に意匠としてそれを使えないんだということで、その内容も今、考慮に入れてやっています。

ただ、先日、ロンドンで高層マンションの火災がありました。あの原因が、一つは防火区画が原因だというように言われています。今回、エレベーターを総入れかえしなくてはならないのは、エレベーター区画が防火区画対象となっていないと。当初、やまなみホールができた段階では、その基準がございませんでした。その後において、建築基準法の改正がありまして、立て穴区画の防火区画を整備しないといけないということになりまして、扉の前にもう一度扉をつけるという大変な工事になると。ならば、何十年も経過しているエレベーターそのものを入れかえたほうが安価だということで、経費の比較の上で、今回、エレベーターの入れかえを考えています。これは、防火区画適用のエレベーターということになっています。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

田中議員。

○8 番（田中慶一）

昨日も聞いたんですけども、この会社は、みんな下請に出すんですね。資本金が8千

万円で今10億円以上の工事をいろいろやってはるということは、借入金がかなりある。ということになると、うちが契約した時点で前払いの金額を幾らかされるようになっているのか。それが1つ。

それから、先ほど追加工事はほとんどない、抑えると教育長が言われたんですけども、金額がどれぐらいになるのか予想がつかへん。予想がつかへんということは、これは大したことないのかな、大概は。この間、昨日おとついで聞いたときには、何もないと。途中のそれをまた運ぶのは全部職員でやりますというのは言わはったわね。僕が、もうほかに金はかからんのですかと言うたら、ないですと言わはって、それで追加工事はほとんどないと思うんですけども、これは、今、賛成したら、追加工事が2億円が出ていたら途中で工事をやめられへんわ。これはどないなるの。

そんなこと起こってほしくはないけれども、先ほど町長が言うた10%程度までやったら、まあええけれども、これが3割になってきて、もし3割を議会にもう一回諮りますというたとき、議会はあかんとなったら、これはどうなるんでしょうか。そこらあたりの見解を言うてください。

○議長（力武 清）

まず、前払い金については契約の関係ですので、辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

前払い金につきましては、4,900万円が限度となっております。中間前払い金につきましても4,900万円が限度となっております。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

変更の話については、先ほど町長が発言いただいたとおり、私も同じ、あります。

やはり我々としましては、一旦設計を組んだというのは、それはもう変更がないことを前提に作業は進めますけれども、現在のところ何かあるのかと言われたら、それはわかりませんというように前回お答えさせてもらった内容で、発生すれば、その内容でまたご相談させていただきたいというように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

こんな質問はしたくないんですけども、この間の風呂の問題で追加工事やとか、近つ飛鳥の壁の問題で1億何ぼもかかったとか、そういうずさんなところがいっぱい出てきているからこういうことになるので、順調に今まで来ていたらこんなことにならないのですよ。

だから、設計の段階で、ちゃんと2年間かかって壁とかを全部見ましたというならば、自信持って堂々と大丈夫ですと言ってほしいんです。そうでないと、議員は議会で賛否をとって判断が難しいと思うんですよ。そこらあたりはどうですか。

○議長（力武 清）

誰が答弁しますか。

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

過去いろいろありました。近つ飛鳥の壁とおっしゃっていただいているのは、2年前の工事ですよ。あの内容につきましては、壁のクラックの発生を調べようと思えば、全ての足場を組んで打撃テストを行わなければならないという前提があったというように聞いています。そのために前提で設計を組んだというように聞いていまして、ちょっと私のほうもその辺は詳細は知りませんが、そういうような話もあったように聞きます。

今回も建物の外壁のクラック状態というのは足場を組んでは確認はできていません。最終、白化現象を起こしているところとか、目視で今クラックが見えるところについては確認をいまして、設計においては最低限の対応ができるという、適正な現在把握できている内容で対応するというを前提に設計は組んでいます。

そのために、現場で実際に足場を組んで、それぞれに打撃検査をした段階で、一部浮きが発生した場合は、追加が発生する可能性はあるということは、我々も意識はしています。

ただ、今、目視で判断できる最大の範囲で設計を組ませていただいている。これが実情、現状です。

○議長（力武 清）

ほかに。

田中議員。

○8番（田中慶一）

いや、別に壁だけじゃないんですよ、言うているのは。一例を言うているのであって、それは壁みたいなものは大型クレーンを持って来たらすぐわかるわけですよ、ずっと。足場じゃないんですよ。そういうことじゃなくて、島川橋の問題とか、いろいろあるから言うてい

るので。心配症なんですかね、我々は。そこらあたりはどうなんですか、町長、副町長。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

設計とか積算については、町の内部で確認はしてやっております。実際に工事現場に入った段階で、当然ながら現場合わせというようなことも発生するというふうに聞いておりますので、そういうことは起こり得るだろうと。しかしながら、今、教育長が言っておりますように、目に見えない部分での変更というのは今の段階では想定できない。

したがって、現場合わせとかそういう部分では若干あるとは思いますが、それが大きなものかどうかというのは今現在では判断できないということでございます。しかしながら、極力まずは設計書どおりにやっていくというのが基本でございますので、よろしく願いします。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

今、判断できんということになると、我々も判断できんのですよ、いいのかどうか。これに賛成していいのか、反対していいのか。どうなんですか。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

私がお答えさせていただいておりますのは、今現在の設計書に基づき発注し、工事を執行していくということをやっていきます。ただし、不測の事態までは確認できませんと、こういうことです。

（「いや、これが民間やったら、お金もらわれへんねんで」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

発言はやめてください。

福田太郎議員。

○12番（福田太郎）

今、他の議員さんも言われた。これは本当に言わはることはまともですやん。ほんで、これ自体がはっきり言うて、町長は3割とか1割とかなしに、これは低価格で入札したので、

できるという見積もりですわな。自信を持って言うてはりますわな、言うたら悪いけれども。それに対して、ほかの議員さんは、出たときにどうしますかと。何%でも、今、田中議員は、1億出たらこんなんでけへんやんと。3割ぐらいとか1割やったらできるやろうけれども、そこらをどないするのやということを言うてはるのやで、はっきり言わなあかん。

(「わからへんって」と呼ぶ者あり)

○12番(福田太郎)

いや、わからへん、わからへんと違って、はっきりそこらを言える自信はおませんか。それだけ聞かせてもらわな、これはどうも前へ向いて進めませんねん。

○議長(力武 清)

質問ですか。

○12番(福田太郎)

はい。

○議長(力武 清)

誰に質問ですか。

○12番(福田太郎)

副町長でもええし、担当部長でも、それは任せておきます。

○議長(力武 清)

責任持って発言できる人。これだけ疑問が呈しておるわけですから、責任を持ってちゃんと発言してください。大事な議案ですので、やっぱり一案件でこれだけ質問が出るというのは、ちょっと異常ですよ。責任を持ってちゃんと発言してください。

○12番(福田太郎)

ほんなら、森田副町長、お願いいたします。

○議長(力武 清)

森田副町長、指名がありましたので。

森田副町長。

○副町長(森田昌吾)

繰り返しになりますけれども、いわゆる設計書ができて、その図面どおりに施工するという、これはもう前提でございます。そのとおりにやるとこの金額でできるというふうに共同建設が言っておりますので、そのとおりにやっていただくということを前提に進めさせていただきたいということです。

(「そのとおりやな」と呼ぶ者あり)

○副町長(森田昌吾)

設計どおりに進めさせていただきます。

○議長(力武 清)

福田議員。

○12番(福田太郎)

ほんなら、このとおりですんやね。それだけ確認させておいてください。

○議長(力武 清)

森田副町長。

○副町長(森田昌吾)

設計した内容に目に見えない点が全部含まれればという前提でございます。それだけご理解いただきたい。

(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)

○議長(力武 清)

発言はやめてください。

ほかにありませんか。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(力武 清)

45分まで休憩。

休 憩(午後4時27分)

~~~~~

再 開(午後4時54分)

○議長(力武 清)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議は定刻の5時までとなっておりますが、議事進行の都合によっては時間を延長して審議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(力武 清)

異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいたいと思います。

先ほどの契約の案件の議事の件ですが、町にとっては大事な契約の案件でございます。大事な工事契約ということでもありますので、副町長より最終答弁を求めたいというふうに思います。

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

今回提案させていただいております工事につきましては、設計書、工事図面等に基づいて、現場をこの共同建設株式会社をお願いしてやります。

ただ、設計図書等に瑕疵等が発生した場合は、当然ながら設計業者に損害賠償等の交渉を行うということで進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、この案件についての質疑を終結したいと思います。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。したがいまして、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

~~~~~

○議長（力武 清）

議会運営委員長から、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、また、広報特別委員長から、閉会中に議会だよりの編集及び発行の申し出がございました。また、交通問題対策特別委員会委員長、小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員会委員長、河南町政治倫理に関する特別委員会委員長、資格審査特別委員会委員長から、それぞれ閉会中に所管事項の審査を行いたいとの申し出がありました。閉会中に行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に行うことに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

ここで、町長より、本定例会の閉会に際し、挨拶の申し出がございましたので、これをお受けいたします。

武田町長。

○町長（武田勝玄）

平成29年第2回河南町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会におきましてご提案をさせていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜り、ありがとうございます。議員の皆様からいただきました

ご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいり所存でございます。

6月7日に梅雨入り宣言が出ましたが、その後、雨が少なく、空梅雨になるのではと危惧しておりましたが、ようやくあすから梅雨らしくなりそうであります。

一方、これから夏に向けまして、集中豪雨や土砂災害を警戒しなければならない季節もあります。町では、災害時に発生する状況を想定した土砂災害に関するタイムラインを平石地区と下河内地区住民と一緒に大阪府のモデルとして府と町が協力して策定することとなりました。町といたしましても防災面におきまして万全の体制をもって対応したいと存じますが、議員の皆様にもご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましても、時節柄、お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍をされることをお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（力武 清）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思っておりますので、ご了解願います。

去る6月7日より14日間にわたり、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。理事者には、各議員からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成29年第2回定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後5時00分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

河南町議会議員

河南町議会議員